

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第四期）
	中期目標期間	令和元～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣（法人全般に関する評価） 産業基盤整備業務については財務大臣と共同して担当		
法人所管部局	中小企業庁	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
主務大臣	財務大臣（産業基盤整備業務に関する評価） 経済産業大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項			

4. その他評価に関する重要事項			

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		A	—	—	—	—
評価に至った理由	<p>「独立行政法人評価の基本方針（平成27年3月経済産業省）」に従い、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を算定した。</p> <p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 事業承継・引継ぎ：「A」</p> <p>2. 生産性向上：「A」</p> <p>3. 新事業展開の促進・創業支援：「A」</p> <p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化：「S」</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する事項：「A」</p> <p>III. 財務内容の改善に関する事項：「A」</p> <p>IV. その他業務運営に関する重要事項：「B」</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	事業承継・事業引継ぎの促進		
業務に関連する政策・施策	全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、5号、23号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】現状を放置し、中小企業・小規模事業者の廃業が増えると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われているなか、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げており、事業承継・事業引継ぎを促進していくことは重要である。</p> <p>【優先度：高】中小企業・小規模事業者の廃業が増えると、日本経済に多大な影響を及ぼしかねないことから、事業承継・事業引継ぎの促進は最優先で取り組むべき課題である。</p> <p>【難易度：高】事業承継・事業引継ぎが進んでいない要因としては、後継者の不足、経営者の認識不足、小規模な事業引継ぎ案件を担う専門家の不在、金融機関から事業引継ぎ支援センターへのつなぎや広域の事業引継ぎ案件の対応が不十分といった多種多様な課題が挙げられる。これらの複合的な課題の解決に向けて、事業承継・事業引継ぎニーズの一層の掘り起こしや早期・計画的な取組の促し、さらには、専門家の育成、事業引継ぎ支援センターへの送客、広域の事業引継ぎ案件の増加に向けた取組など、幅広い対応が求められることから、達成の難易度は高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0377

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
事業引継ぎにおける広域の成約件数 【基幹目標】	2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100		215件	261件					予算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照		

	件以上 令和2年度2 00件以上																			
機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数	10,000 者以上		17,443 件	17,327 件						決算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照								
										経常費用(千円)	別紙4参照	別紙4参照								
										経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照								
										行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照								
										従事人員数	715人の 内数	727人の 内数								

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。こうした状況を踏まえ、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略201</p>	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。こうした状況を踏まえ、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略</p>	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>【指標1-1】</p> <p>・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】([参考]2017年度実績:100件)</p> <p>【指標1-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。([参考]2015~2017</p>	<p>業務実績</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: A</p> <p>根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標2項目いずれも達成率120%以上の実績を達成。</p> <p>近年の中小企業事業者数の減少、経営者の高齢化の中で、事業承継・引継ぎは最も喫緊な課題の一つと考え、関係機関と連携して最大限の取組みを引き続き実施。特に、コロナ禍においては高齢の経営者の中にはコロナ禍を機に事業を終了させることを検討する者が現れることを想定して、事業承継・引継ぎに注力した。具体的には事業承継・事業引継ぎの促進については中小企業・小規模事業者が直面している事業承継・事業引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進等に加え、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑にするため、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を行った。</p> <p>全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等に対しては、事業承継支援</p>	<p>評定</p>	

<p>8」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げたところ。機構は、中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを総合的に支援するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等への支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等を行う。</p>	<p>2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げたところ。機構は、中小企業・小規模事業者が直面している事業承継・事業引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進等を行う。また、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑にするため、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を図る。令和2年度補正予算(第1号)により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」</p>		<p>年度実績：23,976者)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標1-1について</p> <p>事業引継ぎの成約件数は、2018年度末で約1,000件(見込み)であり、うち広域の成約件数は130件(見込み)である。事業引継ぎに係る目標として、中小企業庁は「2021年度に事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数2,000件/年」を設定しているが、2,000件は、2018年度末見込みの約1,000件の2倍に当たることから、広域の成約件数についても、同様に2021年度末において、2018年度末の2倍となる260件を目指し、中期目標期間において計1,100件以上と設定する。</p> <p>○指標1-2について</p>		<p>能力の向上のための相談・助言、講習会を実施。事業承継・引継ぎ支援者の支援目標10,000者に対し17,327者(対数値目標173.2%)と目標を大きく上回る実績を達成した。事業引継ぎにおいては、コロナ禍で新規相談数が伸び悩む中、成約件数を増加させるため、仕掛案件の成約に注力。前年度にノンネームデータベース(NNDB)に導入した「期日管理」機能の活用度合を各引継ぎ支援センターの評価項目に新たに加えたことにより、仕掛案件の広域成約件数が前年度比5割増以上、成約全体件数に占める割合も約10%向上した。</p> <p>また、新たな成約の可能性を高める手段として、①民間のマッチング機能を更に活用すべくNNDBへの民間M&Aプラットフォームとの連携機能の実装や、②引継ぎする者の土地、建物、設備等の事業資産を承継させ有効活用する経営資源引継ぎのマッチング機能の導入、③後継者不在の小規模事業者と起業家をマッチングする後継者人材バンクの全引継ぎ支援センターでの事業展開を実施。これらの取組により、事業引継ぎ全体成約件数(前年度比17%増)、広域成約件数(前年度比21%増)、ともに過去最高の実績となった。基幹目標である広域成約件数は目標200件に対して実績261件(対数値目標130.5%)を達成。</p> <p>コロナ禍を機とした廃業や承継の表面化を念頭に、経営者が60歳以上の企業をターゲットに機構が保有する小規模事業者統合データベースを活用して、過去最高の数のDMを送るなど働きかけを強化。また、事業承継・引継ぎ支援者への支援(アウトプット)の3割をオンラインにより実施。</p> <p>支援機能拡充やオンライン活用等により目標を上回る事業承継・引継ぎ支援者数(アウトプット)を確保し、成約に向けたマネジメント手法の工夫等を行った結果、広域成約件数(アウトカム)の増加に繋がった。</p> <p>以上のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。</p>	
---	--	--	--	--	--	--

	<p>(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。</p> <p>令和2年度補正予算(第2号)により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算(第1号及び第2号)により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実</p>	<p>機構は、以下の取組を通じて、事業承継・事業引継ぎ支援機関の支援能力向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域本部の事業承継コーディネーターによる地域の中小企業支援機関等向け講習会 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター専門家向け研修 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎデータベース登録機関等向け研修 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応 <p>これらの取組による前中期目標期間における支援者数実績は年間8,000者、5年間換算では40,000者となるが、その1.25倍に相当する50,000者を支援することを目指す。</p>		<p>令和元年度評価における経済産業大臣の指摘事項については、2年度に主務省と連携してEBPMに関する具体的な分析案について検討を実施。今後は、分析案についての具体的な分析手法や必要データ及び分析体制等について検討する予定。</p>	
--	--	--	--	--	--

<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援 機構は、より多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・事業引継ぎを促進するため、以下の取組を行う。 事業承継においては、経営に関するノウハウの継承や後継者の育成のために早期・計画的な準備着手の必要があるが、準備を先送りしているケ</p>	<p>績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援を通じた事業承継の促進</p> <p>より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等が能動的に事業承継支援を行うために必</p>	<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援</p> <p>・より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、国や地域で実施する支援施策と連携し、地域の中小企業支援機関等の職員等が、能動的に事業承継支援を行うために</p>	<p><想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>	<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援 ○地域の中小企業支援機関に対する講習会等 ・各地域本部等において、地域の中小企業を支える支援機関や金融機関に対し、事業承継に関する支援能力の向上や支援の仕組み作りをサポートするための、相談・助言、講習会を実施。 地域本部の事業承継コーディネーターによる地域の中小企業支援機関等向け講習会 支援者数：7, 809者 講習会開催数：222回 ○中小企業・小規模事業者に対する専</p>		
--	---	--	---	---	--	--

<p>ースが多い。また、潜在的に事業承継の問題を抱えているにもかかわらず、誰にも相談せずに承継時期を迎えてしまい、廃業してしまふといった実態がある。こうした実態に対して、地域の中小企業支援機関等では、相談を待ち受けるだけではなく、事業承継に係る問題を認識しているものの相談をしない経営者や事業承継に係る問題を認識していない経営者に対して率先して声掛けを行うなど、問題解決のための支援が課題となっている。しかしながら、このような課題について地域の中小企業支援機関等の認識が必ずしも十分ではないことから、機構では支援能力向上や継続的な支援ができる体制構築に向けて、専門家の派遣等による助言、研修、優良事例の情報共有等の支援を</p>	<p>要な支援能力の向上や継続的な支援を行うための仕組み作り等、地域の中小企業支援機関等が抱える支援上の課題解決に向けて、専門家の派遣等による相談・助言、講習会、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。</p>	<p>必要な支援能力の向上や支援の仕組み作りに関する相談・助言、講習会等を行う。 これらの取組を通じ、機構が支援した事業承継に関する支援者数を5,000者以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関等の支援能力の向上のため、中小企業・小規模事業者の経営者・後継者に対し専門家を派遣し、相談・助言等を行う。 ・事業承継・事業引継ぎを促進するため、中小企業・小規模事業者等への事業承継の早期・計画的な取組の必要性に関する気付きを与えるためのツール等の提供を行うとともに、施策情報の普及・啓発を図るためのフォーラム等を行う。 		<p>門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者・後継者等に対する専門家派遣を通じ、事業者の円滑な事業承継と同席する地域の中小企業支援機関担当者への支援ノウハウの移管を実施。 <p>支援企業数：95先 支援回数：195回</p> <p>○事業承継フォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継を経験した経営者の取組を参考として、円滑な事業承継を促進するため、中小企業・小規模事業者、支援機関等を対象としたフォーラムを初のオンライン形式で開催。 <p>参加者数：755人 (前年度比1.6倍)</p> <p>【事例】A信用金庫</p> <p>当金庫では、担当職員が取引先の事業承継について強い問題意識を持ち、機構に支援の要請があった。課題は大きく分けて「事業承継支援体制」「職員の事業承継に対する苦手意識の払拭」の2点。</p> <p>2年度はコロナウイルス感染拡大により、多人数の講習会等が困難な状況となったことに加え、コロナの対応を優先せざるを得ず、事業承継支援の優先順位が低下した。しかし、事業承継支援能力向上には継続が重要であることから、機構からは、当金庫あてに継続的にアプローチし、できる範囲のことでも良いので取組を継続するよう訴えた。</p> <p>支援のポイントとしては、支援スキル向上を目的とした個社支援への同行や、支店ごとの小規模な講習会を開催、支店担当者の疑問解消の場とし、事業承継支援の取組を継続させた。</p> <p>これにより当金庫では3年度以降</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>積極的に行う。</p> <p>また、事業引継ぎにおいては、親族や従業員、後継者がいない中小企業・小規模事業者の経営者にとって、M&A等の第三者承継が有効な解決策であるとの認識や第三者承継に関する知識を有していないために、廃業してしまうという実態もある。国が都道府県ごとに設置する中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である事業引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）が個々の中小企業・小規模事業者を支援しているが、機構はセンターがどのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、難度の高いM&A案件に対応するため、各地のセンターが蓄積</p>	<p>②全国の事業引継ぎ支援センターへの支援</p> <p>後継者不足の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、全国の事業引継ぎ支援センターが実施する相談・助言及びマッチング支援を通じた事業引継ぎを促進するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部として、各地の事業引継ぎ支援センターの支援能力向上や体制構築のための助言等を実施する。</p> <p>また、マッチングに至る機会を増加させるため、広域マッチング支援に取り組むとともに、事業引継ぎ支援データベースの情報量及び情報の質の充実に向けて、相談者数の増加に資する広報の実施や、質の高い案</p>	<p>②全国の事業引継ぎ支援センターへの支援</p> <p>・後継者不足に問題を抱えている中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを促進するため、全国の事業引継ぎ支援センター等に対して、支援能力向上のための相談・助言、研修等を実施する。また、事業引継ぎの重要性の周知、事業引継ぎ支援センターの認知度向上及び事業引継ぎ支援の担い手の育成等を目的として、地域の中小企業支援機関等に対して講習会等を実施する。</p> <p>これらの取組を通じ、機構が支援した支援者数を5,000者以上とする。</p> <p>・事業引継ぎ支援センターへの相談者数を増加させるため、ダイレクト</p>		<p>も、事業承継支援を重要課題とする方針を継続。今後、更に多くの支店への展開、最終的には組織全体の取組体制の構築を目標とし、支援を継続していく予定。</p> <p>②全国の事業引継ぎ支援センターへの支援</p> <p>○事業引継ぎ支援センター等への研修等</p> <p>・各都道府県の事業引継ぎ支援センターに対して、中小企業事業引継ぎ支援全国本部として、実施体制や中小企業・小規模事業者のM&Aに関する高度・専門的な相談助言を実施。</p> <p>中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応</p> <p>支援者数：6,385者</p> <p>・事業引継ぎ支援事業における支援能力の向上のため、事業引継ぎ支援センターの専門家等に対して研修を実施。</p> <p>中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター専門家向け研修</p> <p>支援者数：286者</p> <p>開催数：27回</p> <p>・事業引継ぎ支援の担い手育成のため、データベースに登録している地域の支援機関等に対する講習会を実施。</p> <p>中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎデータベース登録機関等向け研修</p> <p>支援者数：2,847者</p> <p>開催数：34回</p> <p>○事業引継ぎ支援センターの周知活動</p> <p>・事業引継ぎ支援センターの認知度向上のため、ポータルサイトリニュー</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>した支援情報の相互共有や法務・税制面等を踏まえた高度・専門的な助言への支援、各地のセンターが独力では把握が困難な、他のセンターや、地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関（以下「民間支援機関等」という。）が保有する売り手側企業と買い手側企業の企業情報数の増加や、各地のセンターが保有する売り手側企業と買い手側企業の事業引継ぎの条件等に係る情報を補完するため、民間支援機関等が保有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報の活用といったニーズがある。</p> <p>これらを踏まえ、機構が担う中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下「全国本部」という。）では、各地のセンターに対して、M&A案件に対応するためのノウハウや法務・税制面</p>	<p>件情報を保有する地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関によるデータベースへの案件登録及びマッチングへの参加を促す。</p> <p>さらに、登録民間支援機関やマッチングコーディネーター等の地域における事業引継ぎ実務の担い手の育成等を含め、マッチングの促進に向けた体制整備を行う。</p> <p>なお、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業事業引継ぎ支援全国本部と中小企業再生支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地の事業引継ぎ支援センターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介するなど、双方の一層の</p>	<p>メールを送付、事例動画等の広報施策の実施により、経営者及び地域の中小企業支援機関等に対して幅広く訴求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業引継ぎの促進を図るために、地銀・信金や民間のM&A仲介会社等にとっても魅力的な多くの案件を有する利便性・信頼性の高い事業引継ぎデータベースを構築・運営するほか、創業に係る支援機関等と連携しつつ、後継者人材バンクの効果的な活用を促進する。 ・ノンネーム情報連絡会等を通じ、県域をまたいだマッチング支援の強化に取り組む。 ・以上の取組を通じ、事業引継ぎにおける広域の成約件数を200件以上とする。 		<p>ーアル、フリーペーパー制作2作品、事例動画2本、ダイレクトメール（送付件数123.9万件）、新聞広告掲載、ポスターの制作、雑誌広告等を実施。</p> <p>○事業引継ぎ支援データベースの運営及び新ノンネームデータベースの稼働による効率的なマッチング支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報管理の元で事業引継ぎ支援データベースを運営。 事業引継ぎ支援データベース登録件数：57,754件（前年度比125.4%） ・登録支援機関に開示するノンネームデータベースの活用を促進。 ノンネームデータベース登録件数：8,907件（前年度比143.7%） ・上記データベース等の活用による県域をまたいだマッチング支援を実施。 事業引継ぎにおける広域の成約件数：261件（前年度比121.4%） （全体成約件数は、1,379件（前年度比117.3%）） <p>【事例】広域マッチング事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像機器の設計・製造・保守を事業 		
--	---	--	--	--	--	--

<p>に係る知識を相談・助言、研修、優良事例の情報共有等を通じて提供する。</p> <p>また、全国本部では、各地のセンターや民間支援機関等に寄せられている売り手・買い手の情報を、他のセンターが検索・閲覧等することによって、手持ち案件のマッチングに至る機会を増やすことができるよう、事業引継ぎ支援データベースに掲載する相談企業数を増加させるとともに、全国本部にて注力する広域マッチング支援を推進する。</p> <p>さらに、全国本部では、各地のセンターの手持ち案件について、民間支援機関等が把握している独自情報も活用することでマッチングに至る機会を増やすため、事業引継ぎ支援データベースにおいて民間支援機関等が有する企業情報の的確な内容と鮮度の高</p>	<p>連携強化を図る。</p>			<p>とするB社（東京都）は、代表者が高齢（70歳）となり、これまで納品した顧客への保守を継続するためには後継者が必要と考え、東京都多摩地域事業引継ぎ支援センターに相談。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C氏（神奈川県）は、大学卒業後、総合エンジニアリング企業に技術者として就職、マネージャーとして活躍していたが、現場で技術開発を続けたい思いが強く、神奈川県事業引継ぎ支援センターに相談し、後継者人材バンクに登録していた。 ・両センターが参加する会議で案件情報を共有し、マッチング支援がスタート。専門家と連携し、譲渡契約締結まで支援。円滑な事業引継ぎに至った。 		
---	-----------------	--	--	--	--	--

<p>い情報を取り込むことによって、売り案件と買い案件の希望条件等の情報の質を充実させる。</p> <p>なお、業況や財務内容等が芳しくないことで現状のままでは売り手側企業としての魅力に乏しい相談者については、マッチング先の探索の前に経営改善が必要であるため、各地のセンターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介することなどができるよう、中小企業再生支援全国本部との一層の連携強化を図る。</p> <p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化</p> <p>機構は、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化するため、地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑</p>	<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化</p> <p>地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化す</p>	<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化</p> <p>・地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。具体的には事業承</p>		<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化</p> <p>○中小企業経営力強化支援ファンドの組成促進</p> <p>・2年度補正予算により措置された出資金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景とし、事業の承継や事業の再編、再構築を通じて、経営基盤の強化や事業の立て直しに取り組む中小企業に対して投資を行う「中小企業経営力強化支援ファンド」への出資事業を創設し、ファンド運営者の公募により組成を促進。地域金融機関</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>な進展を図る。</p>	<p>る。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を徹底することによりガバナンスを向上させるとともに、各種情報提供や事業引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。</p>	<p>継ファンドを2ファンド以上組成する。</p> <p>・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、各種情報提供や事業引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中堅企業、中小企業・</p>		<p>等と連携し、事業承継や事業再編を対象とした「中小企業経営力強化支援ファンド」5ファンド（総額761億円）に対して、計260億円の出資契約を実施。</p> <p>○出資実績累計 事業承継ファンド（中小企業経営力強化支援ファンドを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資ファンド数累計 4ファンド ・ファンド総額累計 579億円 ・機構出資契約額累計 162億円 ・2年度投資先企業数 8社 (累計16社) ・2年度投資金額 58億円 (累計194億円) <p>○中小企業経営力強化支援ファンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資ファンド数累計 5ファンド ・ファンド総額累計 761億円 ・機構出資契約額累計 260億円 ・2年度投資先企業数 0社 ・2年度投資金額 0億円 <p>○出資後のモニタリング・フォローアップの強化 ファンド運営状況のモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資ファンドの組合員集会への出席（4回）のほか、投資委員会へのオブザーバー参加や投資の事前検討会への参加（20回）、その他キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。 		
----------------	--	--	--	---	--	--

			<p>小規模事業者の事業承継を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドからの投資後には、投資から2年経過後の投資先の売上高及び従業員数の増減率等の調査・分析等を行う。 ・令和2年度補正予算(第1号)により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。 ・令和2年度補正予算(第2号)により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核とな 		<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料により投資先企業の財務状況等を確認し、企業の成長段階を把握。必要に応じて経営支援を行う部署等と機構の支援ツールの活用について情報交換。 <p>○投資先企業に対する支援 (支援事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界を取り巻く環境が激変し、変化の必要性に迫られる一方で、親族内には後継者がおらず、事業承継に課題を抱えていた産業用部品の製造を営む中小企業に対し、機構出資ファンドが株式の取得を行って、事業の承継、再成長を支援。ファンドから取締役等を派遣して、新経営体制の下、経営管理強化を図るとともに、新規取引先の開拓、生産現場の見直しによる生産性の改善、物流コストの削減等の取組みを支援。ファンドからの投資後、後継者の育成に取り組んでおり、円滑な事業承継の実現を支援中。 <p>○地域毎の企業への投資状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年度の事業承継ファンドの投資先合計 ・東京都 1社 ・関東地域(東京除く) 1社 ・近畿地域 1社 ・その他地域 5社 		
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>【指標 1-1】 ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】(新規設定) ([参考] 2017年度実績: 100件)</p> <p>【指標 1-2】 ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。(新規設定)</p>	<p>【指標 1-1】 ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】(新規設定) ([参考] 2017年度実績: 100件)</p> <p>【指標 1-2】 ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。(新規設定)</p>	<p>る事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>【指標】 ・事業引継ぎにおける広域の成約件数: 200件以上 【基幹目標】</p> <p>・機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数: 10,000者以上</p>		<p>■指摘事項への対応</p> <p>・2年度は、主務省と連携してEBPMに関する具体的な分析案について検討を行った。 今後は、分析案についての具体的な分析手法や必要データ及び分析体制等について検討する予定。 [独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和元年度評価結果の反映状況の公表]</p> <p>【指標】 ・事業引継ぎにおける広域の成約件数: 261件【基幹目標】</p> <p>・機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数: 17,327者</p>	<p>■事業引継ぎにおける広域の成約件数(基幹目標)</p> <p>仕掛案件の成約に向けて、ノンネームデータベース(NNDB)に導入した「期日管理」機能の活用度合を各引継ぎ支援センターの評価項目に新たに追加。仕掛案件の広域成約件数が前年度比5割増以上、成約件数全体に占める割合も約10%向上。また、マッチング機会の拡大のため、①NNDBへの民間M&Aプラットフォームとの連携機能の実装、②経営資源引継ぎのマッチング機能の導入、③後継者人材バンクの全引継ぎ支援センターでの事業展開を実施。これらの取組みにより、基幹目標である広域成約件数は目標200件に対して実績261件、対数値目標130.5%を達成。</p> <p>■機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数</p> <p>全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等に対しては、事業承継支援能力の向上のための相談・助言、講習会を実施。コロナ禍で対面での支援が困難なことから、オンラインを積極的に活用(3割: 5,225者)。事業承継フォーラムも初のオンライン形式で開催し、過去最高の参加者を記録(前年度比1.</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>([参考] 2015～2017年度実績：23,976者)</p>	<p>([参考] 2015～2017年度実績：23,976者)</p>	<p>・事業承継ファンド新規組成数：2本</p>		<p>・事業承継ファンド新規組成数：5本</p>	<p>6倍)。事業承継・引継ぎ支援者の支援目標10,000者に対し17,327者、対数値目標173.2%と目標を大きく上回る実績を達成した。</p>	
-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--	--------------------------	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	生産性向上		
業務に関連する政策・施策	I T導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号～6号、8号～15号、17号、20号、22号、24号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】「2020年までの3年間で約100万社に対してI Tツール導入促進を目指す」という政府目標の達成に向けて、I Tプラットフォームを通じたI T導入促進が重要である。また、人手不足の環境下においては、労働生産性を向上させるため、人材育成にも積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>【難易度：高】生産性向上に向けた支援は、機構として新規の取組となること、特にI T導入促進支援については、専門家の不在や情報不足など、中小企業・小規模事業者のI T導入に向けた環境が未整備である現状を踏まえると、難易度は極めて高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0377

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
I Tプラットフォームを活用した中小企業支援機関数 【基幹目標】	中期目標期間において、6,200機関以上 令和2年度1,200機関以上		445機関	1,535機関					予算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照		
機構が支援したI T導入促進支援者数	中期目標期間において、機構が支援したI T導入促進支援者数を10,000人以上 令和2年度2,100人以上		6,028人	7,230人					決算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照		
中小企業大学校が実施する研修に研修生	80%以上		97.2%	96.0%					経常費用(千円)	別紙4参照	別紙4参照		

を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率																		
中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数	14,800人以上(元年度14,450人以上)		17,105人	9,763人						経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照						
										行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照						
										従事人員数	715人の内数	727人の内数						

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
2. 生産性向上 少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格	2. 生産性向上 少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が	2. 生産性向上	<主な定量的指標> 【指標2-1】 ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新		<評価と根拠> 評価: A 根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標4項目のうち、3項目で達成率120%以上の実績を達成。また、コロナ禍を想定しない当初目標値との比較では120%に達しなかった1項目(中小企業者・支援者研修受講者数)については、「安心・安全」な研修の提供に実質的な目標を変更し、研修受講者から一人の新型コロナウイルス感染	評価		

<p>差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。</p> <p>今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとされたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する</p>	<p>拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。</p> <p>今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとしたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する</p>		<p>規設定)</p> <p>【指標2-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を10,000人以上とする。(新規設定)</p> <p>【指標2-3】</p> <p>・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。(新規設定)</p> <p>【指標2-4】</p> <p>・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):2</p>		<p>者も発生させず、当該実質的目標を達成した。このような状況のもとで、研修受講者数については、4～6月の大学校閉鎖、3密対策のための収容制限による研修全体の定員の事実上▲58%激減(減少後定員:7,432人)や県を跨がる移動等による辞退増に直面。このままの状況では減少後定員をさらに下回る受講者数しか達成できないことから、期中での新たな研修の緊急企画や、研修中止に対する回避策により、減少後定員比で131.3%に挽回。この値が実質的なアウトプットの達成度と言える。なお、当初目標値との比較のために、仮にコロナ禍による定員減がなく通年開催すれば、受講者数は18,604人(目標受講者数の125.7%)に相当。</p> <p>生産性向上に関しては、日本の国際競争力維持・向上のためには、大企業のみならず中小企業事業者の生産性の向上が不可欠であるとの認識から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等の支援を通じてIT導入や人材育成の促進を図った。</p> <p>コロナ禍において日本全体のIT化の遅れが顕在化する中、中小企業全体のIT化を促進するため、ITプラットフォームに①経営課題から何をIT化すればよいか「診断」、②どのようなITツールを導入すればよいか「選定」、③IT化に向けた「技術的支援」、④実際の「導入」を後押し、という事業者側の段階に応じた支援メニューを整備し、支援機能を大幅に強化。新たにデジタル化応援隊1.2万件やIT導入補助金2.8万件の支援を展開。また、従来のIT化支援施策は、既にIT化の必要性に気付いた事業者のIT化への取り組みを支援するものであったが、これだけでは不十分であり、中小企業事業者のIT化を大きな流れとするためには、潜在層からIT化の意識を引き出すことが不可欠であり、この部分に新たに大きく注力すること</p>	
---	--	--	--	--	--	--

<p>観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等を行う。</p>	<p>観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等を行う。 中小企業・小規模事業者は、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入など、相次ぐ各種の制度変更に対応していく必要があることに鑑み、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るために措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、ITツールの導入等への支援を行う中小企業支援機関等への助成の制度対</p>	<p>0.7万人（無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。）</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標2-1について</p> <p>中小企業・小規模事業者の中にはIT導入に対する苦手意識や適切な導入規模等を知らないといった経営者も多く、そのようなITに知見がない中小企業・小規模事業者でも容易にITの活用ができるよう、使いやすいアプリや活用事例などをITプラットフォームに掲載し、快適な閲覧性を追求するとともに、地域の中小企業支援機関等と連携して積極的な情報発信を行う。その上で、中小企業・小規模事業者100万社に対するIT導入促進に向けて、その100万社にITプラットフォームを活用した支援が届くよう、全国の主な中小企業支援機関等（約2,500機関）に対し、IT</p>		<p>により、IT化を目指す中小企業事業者の全体量の増加を図った。具体的には、気づきの機会を提供する診断事業の重要性に着目し、IT経営簡易診断やその自己診断方式のIT戦略ナビに取り組むとともに、より難易度の高い「生産工程スマート化診断」の試行も開始。更に、今回のコロナ禍をIT導入促進の好機ととらえ、働きかけも強化し、オンラインによる講習会や動画配信などにより、中小企業支援機関との距離・時間の制約による機会損失を解消。遠隔地対象のIT導入講習会を拡充（前年度比1.3倍）し、支援リーチを拡大した。これらの取組により、機構が支援したIT導入促進支援者数は目標2,100人以上に対して7,230人（対数値目標344.2%）、ITプラットフォームを利用した支援機関数は目標1,200機関以上に対して1,535機関（対数値目標127.9%）を達成。ITニーズの高まりを機に働きかけを強化したことでIT導入促進支援者数（アウトプット）が増加し、支援内容を充実させたことで目標を上回る支援機関数（アウトカム）の活用につながった。</p> <p>経営人材等の育成については、中小企業大が年度当初の緊急事態宣言により4～6月の3ヶ月間閉鎖。仮に、大が施設からクラスターが発生した場合、研修の縮小はおろか大が研修自体が危機に瀕し、中小企業事業者に人材育成機能を提供できないとの危機感を持ち、「安心・安全」に研修を提供することが最大の課題となった。そのため、大ではクラスターを発生させないという「安心・安全」に目標を切り替えて、早期から入館時の検温、換気の徹底、2名掛けの机に1名配置（収容者50%減）、グループワークでのマイク・文具類の共用禁止、食堂の個食対応、浴室の時間制入場制限等の感染対策を徹底的に実施。この結果、7月の再開後は研修受講者からの感染者はゼロであった。</p> <p>一方で、閉鎖期間と3密対策のための収容制限により、研修全体の定員が事実上▲58%と大きく減少し、減少後の定員は7,4</p>	
---	--	---	--	--	--

	<p>応や生産性向上の取組状況等に 応じた機動的な 実施、制度の 内容や支援策、 優良取組事例 の周知・広報並 びにこれらの 事業者の制度 対応や生産性 向上に係る相 談対応及び国 内外への事業 拡大やIT化促 進等に係るハ ンズオン支援 (以下「中小企 業生産性革命 推進事業」)の ために活用す る。</p> <p>令和2年度補正 予算(第1号)に より追加的に 措置された交 付金については、 「新型コロナウイルス 感染症緊急経 済対策」(令和 2年4月7日閣 議決定)に基づ いて措置され たことを認識 し、新型コロ ナウイルス感 染症が事業環 境に与える特 徴的な影響を 乗り越えるた め、以下の事 業のために活 用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設 ・中小企業・小規模事業者のデジ 	<p>プラットフォーム を活用した中小 企業・小規模事 業者へのIT導 入促進の取組 を実施するよ う働きかけ、5 年間でのべ6、 200機関が活 用することを 目指す。</p> <p>○指標2-2につ いて</p> <p>政府目標である 100万社に対 するIT導入促 進への貢献の 一つとして、 地域の中小企 業支援機関等 を通じたIT化 支援に取り組 む。具体的 には、「IT導入 による生産性 向上」に有用 なIT導入事例 などの情報や コンテンツを 掲載したITプ ラットフォーム を整備し、地 域の中小企業 支援機関等向 けに同プラット フォームの活 用方法を説明 する講習会を 開催する。講 習会では、IT に知見のない 地域の中小企 業支援機関等 の職員であつ ても、プラット フォームを活 用することで、 容易かつ効果 的なIT化支援 が可能となる ことを</p>		<p>32人となった。更に、県を跨がる移動制限 等による辞退増が加わり、このままの状況で は減少後定員を更に下回る受講者数しか達 成できない事態に直面。これらの事態に対 し、期中での新たな研修の緊急企画や研修中 止に対する回避策を講じた。研修企画は、通 常は年度開始前までに行うが、令和2年度に においてはこれに加え、期中においても緊急企 画し研修コース数を大幅に追加した。当機構 の経営人材等の育成を担当する部門におい て、最も中心となる業務は研修コースの企画 であり、現場での受講者の受け入れ業務は民 間企業に委託していることから、受講者数の 多寡自体は機構担当部門の取り組み度合い と直接連動はしない。このため、コロナ禍中 で実質的な目標を「安心・安全」に変更した が、この状況のもとで受講者数面での取り 組みを評価するとすれば、減少後の定員数か ら、新たに研修を企画し、研修中止の回避策 と併せて、どれだけ受講者数を期中に積み増 すことができたかで計測することが最も相 応しいと考えられる。この結果、受講者数を 9,763人と▲58%の減少後定員7,4 32人から、131.3%に挽回することが でき、この値が実質的なアウトプットの達成 度と言える。</p> <p>なお、これを当初目標値の基準と比較する ため、コロナ禍による定員減がないと仮定す ると、受講者数は18,604人(対数値目 標125.7%)に相当する。</p> <p>150本の研修の追加により、大 学校閉鎖前の当初計画の研修コース数を上 回り、受講者を2,341人増加した。新 しい研修方式として「オンデマンド研修」 も実施。また、研修中止の回避策として、 大 学校研修はグループディスカッション(演 習:双方向)が中心のため、受講者の一 部が急遽参加辞退となると、研修自体が 成立しなくなるなどの懸念があった。これ らの事態を回避するため、辞退を申し出 る受講者にオンラインでの参加を可能とし たハイブリッド研修や、オンラインを活用 して会場を分散するなどの対策を</p>	
--	---	---	--	--	--

	<p>タル化対応を支援するIT専門家への補助や中小企業・小規模事業者が自ら経営課題を認識し、解決するための支援ツール等の整備（以下「中小企業デジタル化応援隊事業」）</p> <p>令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデル</p>	<p>理解してもらうことを狙いとする。</p> <p>機構による地域の中小企業支援機関等への営業努力と講習会内容の充実により、参加者数10人、年間200回以上開催し、5年間で10,000人以上を目指す。</p> <p>○指標2-3について</p> <p>人手不足の環境下において労働生産性を向上させるには、人材育成や業務効率化に積極的に取り組むことが必須である。人材育成は中小企業・小規模事業者にとって重要な経営課題の一つであり、特に強化すべきであるとともに、中小企業・小規模事業者の経営の存続や持続的成長につながる点で対応が急務となっている。</p> <p>機構の役割は、中小企業・小規模事業者の経営者や管理者のニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施することである。研修の効果</p>		<p>講じたことにより、研修40本・受講者1,043人をつなぎとめた。研修後には研修参加者の企業等での実践を促すなど、丁寧なフォローアップを実施することにより、高い課題解決率96.0%（対数値目標120.0%）を達成した。</p> <p>更に、中小企業大学のプレゼンス・認知度の向上を図るため「中小企業大学総長」を設けた。</p> <p>中小企業事業者・支援機関担当者のニーズが高い実践的な研修を実施し、受講者を集める（アウトプット）とともに研修後の丁寧なフォローアップの実施により、高い課題解決率（アウトカム）を達成。</p> <p>以上のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。</p> <p>令和元年度評価における経済産業大臣の指摘事項については、2年度に主務省と連携してEBPMに関する具体的な分析案について検討を実施。今後は、分析案についての具体的な分析手法や必要データ及び分析体制等について検討する予定。</p>	
--	--	--	--	--	--

への転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算（第1号及び第2号）で措置した中小企業生産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）の創設のために活用する。令和2年度補正予算（第1号、第2号及び第3号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

は、研修で学んだ内容を自社で実践することで初めて得られるものであることから、効果を検証する仕組みを構築するものである。

具体的には、研修について、「課題解決済み」「課題解決に取組中」「課題解決に向け検討中」

「課題解決に取り組んでいない」の4肢のうち、上位2項目を回答した割合をもって、課題解決率とし、80%以上を目指す。

○指標2-4について

目標の達成に向けて、ニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施する。受講者の的確な評価を捕捉し、研修内容に活かすため、無料セミナー受講者数は除くものとする。目標数は、前中期目標期間の実績を5千人上回ることを目指す。

<想定される外部要因>

想定される外部要因として、初年度

<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援 中小企業・小規模</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援 中小企業・小規模</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p>	<p>を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p> <p><想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p>		
---	---	----------------------------------	---	----------------------------------	--	--

<p>模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。</p> <p>このため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。こうした状況を踏まえ、機構は、ITプラットフォーム(2019年度稼働予定)による情報提供、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進、機構の支援のツールによるIT導入促進支援により、中小企業・小規模事業者のITツール導入を促進し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献する。</p>	<p>事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。</p> <p>このため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。こうした状況を踏まえ、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、IT導入に係る中小企業・小規模</p>	<p>①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>・機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、生産性向上に関する経</p>			<p>①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>○サイトの充実</p> <p>・元年度に構築した「ここからアプリ」サイトに、中小企業・小規模事業者が容易に導入・利用できるアプリケーションソフト情報や、導入事例・事例動画、事業者からのよくある質問に対応するための支援機関向けミニ動画を制作し、随時サイトに追加、情報発信。</p> <p>掲載アプリケーション：51種追加 導入事例：100種追加 (うち事例付き動画34種)</p>					
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>事業者支援のプラットフォームとして、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。</p> <p>また、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。</p>	<p>営課題をIT導入により解決に導くための情報等を提供するウェブサイトとして、IT導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォーム(ITプラットフォーム)を構築し、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。ITプラットフォームの一部である中小企業・小規模事業者が使いやすいアプリケーションソフト情報等は、先行して情報発信を行う。</p> <p>・地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。</p>	<p>支援機関向けミニ動画：新規17種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ここからアプリ」を中心としたサイトに、新たにWeb上で簡単に自社の経営課題・業務課題が見える化し、IT戦略を立案できるサイト「IT戦略ナビ」、専門家との3回の面談を通して、全体最適の視点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、ITツールを提案する「IT経営簡易診断」等の連携サービスのコンテンツを追加し、サポート機能を充実。 ・工場等の生産現場を確認し、課題の整理・見える化、生産工程の自動化設備やデジタル技術活用等を提案し、中小企業の生産現場の効率化に向けた生産工程スマート化診断を試行的に実施。支援企業数26社、支援回数65回 ・コロナ対策関連としてテレワークに関する情報や、非対面型ビジネスモデルへの転換等に関する特集記事を掲載。 ・サイトの機能を厳選した紙媒体のIT化支援ツールを制作。 <p>○サイトの周知・広報・活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援機関等サポート事業において、IT導入支援を重点テーマと捉え、支援者向けIT導入支援の方法等のコンテンツを整備し、地域の支援機関等に相談・助言、講習会等を実施し、広く活用を促進。 ・非対面の新たな取組として、オンラインを活用した全国の支援機関向け講習会の実施。 		
--	---	---	--	--	--

	<p>②機構の支援ツールによるIT導入促進支援</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するIT導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営とITに精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援、中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けのIT関連研修、eコマース活用のための情報提供、相談・助言等を行う。</p>	<p>これらの取組を通じて、機構が支援したIT導入促進支援者数を2,100人以上とする。また、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を1,200機関以上とする。</p> <p>②機構の支援ツールによるIT導入促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するIT導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営とITに精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。 <p>これらの取組を通じ、ハンズオン支援については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とし、派遣開始から2年</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ITプラットフォームのより多くの支援機関等への浸透を目的に、機構の他事業と連携した周知を実施。また、支援機関の全国組織に対し、ITプラットフォーム活用の働きかけにより活用を促進。 <p>IT導入促進支援者数：7,230人 ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：1,535機関</p> <p>②機構の支援ツールによるIT導入促進支援</p> <p>○IT経営簡易診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家との3回の面談を通して、全体最適の観点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、最適なITツールの提案を実施し、中小企業・小規模事業者のIT導入を支援。 ・支援企業数399社 支援回数1,166回 <p>(支援事例)</p> <p>IT経営簡易診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年設立のコーヒーショップ。都内2店舗で自家焙煎したスペシャルティコーヒーを東京都の伝統工芸品でもある江戸切子のカップで提供するスタイルで店舗の差別化を推進。店舗の拡大やネットショップの開始に伴い従業員が増加し、給与計算やシフト作成等の事務作業の軽減を課題として認識し、ITの活用による解決ができないものか模索する日々が続いた。そこで本事業により、専門家の企業訪問によるヒアリングと課題解決の優先順位を整理。勤務管理、情報共有、その他の請求業務等の負担を軽減するリーズナブルなクラウドサービス、SNS等のツールなどのIT活用による解決法の提案を受け、今後導入に向けた検討を加 		
--	---	--	--	---	--	--

経過後の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータを1割以上、上回ることをとする。

- ・中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けのIT関連研修を行う。

- ・ITやeコマースを活用した中小企業・小規模

速させていく。

○戦略的CIO育成支援事業

- ・ITシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、企業内CIO候補者の育成を支援。
- ・支援企業数69社、支援回数609回
- ・2年度に派遣を終了した支援企業数34社、所期の目標達成率100.0%。

(支援事例) 戦略的CIO育成支援事業

- ・昭和23年設立の非鉄金属製造業。純銅の鋳造・溶接など特異分野で国内屈指の技術力を誇り、新素材の開発にも成功するなど事業分野を拡大してきたが、15年前に導入した基幹システムは受注から製造・出荷への一貫性がなく、データの共有・活用が不十分であった。また、生産計画にITを活かせず、部署間で重複作業が発生し、整合性ある計画ができず、製番ごとの原価把握が不十分など、低効率の生産管理体制に課題を抱えていた。そこで本事業により、業務プロセス一覧表の作成を通じて業務の流れを把握し、課題を整理。各部門のキーマンを交えた議論を通じて部門間の理解を深め、全体最適となるようにシステム・業務の双方を改善した「新業務フロー」が完成。今後これに基づくシステム開発のフェーズに移行。

(ハンズオン支援事業全体の実績)

- ・売上高の伸び率：15.6%
- ・経常利益の伸び率：21.4%

○IT・EC活用支援事業

○セミナー・ワークショップ

- ・無料でモールへの出店や自社サイトを

事業者の経営力の充実を図り、生産性向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、関係団体、民間団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者向けの相談・助言、セミナー、ITサービス提供事業者等とのマッチングイベント等を実施する。

構築することを最終ゴールに置き、販売準備にかかわる基礎知識や写真等のコンテンツ作成から販売開始までを支援する「EC実践プログラム」を開催
開催回数：27回
参加者数：469人

○マッチングイベント

・民間EC支援事業者等（モール、カートASP（自社サイト）、物流、決済、Webマーケティング、翻訳等）と中小企業のマッチングイベントを開催。
「EC Camp オンライン2020」
来場登録者数：1,577名
来場者数：1,034名

・化粧品・化粧品関連雑貨、健康食品、食品、生活雑貨を販売する中小企業に、バイヤーと商談できる場と、商品に関する生の声を聞ける場を提供
「海外ECバイヤーオンライン商談会2020」
出展者：121者
来場登録バイヤー数：269名
来場バイヤー数：119名
商談数：306件

○EC活用支援パートナー制度

・中小企業のEC、ITの導入等を推進するには、支援する事業者の協力が不可欠であることから、支援事業者をEC活用支援パートナー制度として登録する。EC活用支援パートナー制度の2年度末累計登録者数113社

○EC活用支援アドバイス

原則週4回実施（国内2回・越境2回）
対面での相談（本部）、TV会議での相談（地域本部）、オンライン面談またはメールによる相談を実施。
アドバイス件数 193件
[内訳] 国内EC相談 110件

			<p>・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、中小企業・小規模事業者のデジタル化対応を支援するIT専門家への補助や中小企業・小規模事業者が自ら経営課題を認識し、解決するための支援ツ</p>	<p>越境EC相談 83件</p> <p>○オンライン講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のデジタル化を推進するための最初のステップとして、幅広い層が使用している動画配信インフラ「YouTube」や、機構が運営しているebizなどを活用し、中小企業・小規模事業者が時間的制約なく、ITの活用、実践的なEC制作ノウハウや越境ECについて学習できるオンライン講座を実施。 <p>講座配信数：117講座(累計) 視聴回数：1,702,374回</p> <p>○2年度中小企業デジタル化応援隊事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年7月に事務局を決定し、早期に事業スキームを検討のうえ、民間のIT専門家(フリーランス、兼業・副業人材を含む)を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援する取組を構築し、9月から2月まで実施。 <p>IT専門家登録者数：10,068人 支援実施件数：11,805件 支援回数：76,290回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、上記事業のIT専門家や中小企業・小規模事業者が活用できる、業務に合ったアプリを探すためのツール及びテレワーク課題の解決方法を探すためのツール「デジタル化支援ツール」、Web上で簡単に自社の経営課題・業務課題を見える化し、IT戦略を立案できるサイト「IT戦略ナビ」等の支援ツールを整備・活用。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のデジタル化を推進するための最初のステップとして、ITの活用、実践的なEC制作ノウハウや越境ECについて学習できるオンライン講座を 		
--	--	--	---	--	--	--

<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。 多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。また、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する</p>	<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。 そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。 ①多様な経営課題への円滑な対応 中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを</p>	<p>ール等の整備(以下「中小企業デジタル化応援隊事業」)のために活用する。 (2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 ①多様な経営課題への円滑な対応 ・中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを</p>		<p>実施。(再掲) (2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 ①多様な経営課題への円滑な対応 ○経営相談事業 ・全国9地域本部にて日常的に経営相談を実施。 ・経営相談件数5,109件 ※地域本部別経営相談件数 北海道本部233件、東北本部246件、関東本部649件、中部本部745件、北陸本部236件、近畿本部823件、中国本部726件、四国本部</p>		
--	---	---	--	--	--	--

<p>地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援を行う。</p> <p>また、生産性向上に資する多様な経営課題解決のため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、Webを活用した研修や地域の中小企業支援機関等と連携した研修などの提供方法を通じて、事例研究や演習などによる実践的な研修等を行う。</p>	<p>した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。</p> <p>また、IT化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。</p>	<p>活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。</p>		<p>482件、九州本部291件、本部678件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の役立ち度99.5% ・今後の利用希望度98.8% <p>○オンライン経営相談サービス「E-SODAN」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営者などを対象に、AIチャットボットを入り口としたオンラインの経営相談サービス「E-SODAN」の運用により、24時間365日オンラインで相談に対応。 ・機構が保有する経営相談Q&Aデータや知識データを活用してFAQを作成。特に、多くの相談が見込まれた「コロナ関連の支援策」についても重点的に学習。 ・また、AIチャットボットでは対応できない相談には、有人チャットに切替え、専門家によるチャットの対応により、課題解決を促進。 ・ウェブサービスとしての展開により、従来、外部支援を活用していなかった層へのサービス提供を実現。 ・チャットボットの利用者数5,822人、有人チャットで395人対応。 ・新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業に対し、支援情報を迅速に投入して情報を発信、問合せの多い事項等についてJ-Net21の記事作成を行うなど他のツールと連携してコンテンツを充実。 <p>○IT経営簡易診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家との3回の面談を通して、全体最適の観点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、最適なITツールの提案を実施し、中小企業・小規模事業者のIT導入を支援。 ・支援企業数399社、支援回数1,166回 <p>(再掲)</p>		
---	---	---	--	---	--	--

・また、IT化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。

これらの取組を通じ、相談・助言については、その利用者に対して「役立ち度」に関

○生産工程スマート化診断

- ・工場等の生産現場を確認し、課題の整理・見える化、生産工程の自動化設備やデジタル技術活用等を提案し、中小企業の生産現場の効率化に向けた支援を試行的に実施。
- ・支援企業数26社、支援回数65回(再掲)

○専門家継続派遣事業

- ・知的財産、IT化、販路開拓、製品開発、生産性の向上、営業力の強化等、多様な経営課題へ円滑に対応するため、経営基盤の強化に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、経営課題を的確に把握し、ニーズに応じた支援を実施。
- ・全国規模の専門家ネットワークから最適な専門家を選定し、職員と専門家でチームを編成。案件毎に、支援計画を策定し、企業の社内チームと一体的なプロジェクトチームで支援に取り組み、企業の自立的な成長基盤を強化。
- ・支援企業数289社、支援回数2,365回
- ・2年度に派遣を終了した支援企業数126社、所期の目標達成率100.0%

(支援事例) 専門家継続派遣事業

- ・昭和16年設立のフォトスタジオ。長年培った撮影技術と近年導入した雑誌広告写真技術を融合し、高品質の写真・フォトブックの提供と新商品企画などもあり、毎年売上が7%成長中。しかし、アルバムの生産部門における生産方法は過去の慣習に固執しており生産性は低く、トータルリードタイムに課題を抱えていた。そこで、本事業により、各工程の作業時間の測定や測定データの分析からボトルネック工程を特定。ボトルネックの工程作業をビデオ撮影し、作業時間のバラツキを分析し、見える化を推進した結果、平準化率の

する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。ハンズオン支援については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とし、派遣開始から2年経過後の支援先の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータを1割以上、上回ることをとする。

向上に成功。スキルマップによる多能工化も並行して実施するなどした結果、生産性が25%向上した。

○戦略的CIO育成支援事業

・ITシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、企業内CIO候補者の育成を支援。

・支援企業数69社、支援回数609回
・2年度に派遣を終了した支援企業数34社、所期の目標達成率100.0%。
(再掲)

○経営実務支援事業

・中小企業・小規模事業者の経営課題の解決を図るため、大企業・中堅企業で豊富な実務経験を積んだ経営実務支援アドバイザーを派遣して支援を実施。

・支援企業数104社、支援回数717回
・2年度に派遣を終了した支援企業数71社、所期の目標達成率97.1%

(支援事例)

経営実務支援事業

・昭和26年設立の金属印刷機トップメーカー。創業から培ってきた高度な要素技術とノウハウを生かし、顧客の注文に設計・製造まで一貫したオーダーメイド対応を誇る有数ブランド。しかし、主力製品の大型印刷機の製造に必要な部品は7割が社外加工品や購入品であったが、生産日程の進捗管理主体が曖昧で社外加工品の受入保管と生産進度に合わせた適確な生産ラインへの供給にロスが生じていた。そこで、本事業により、部品ごとのリードタイム調査や、置き場面積算出等により改善を行うとともに、情報共有化の仕組み

					<p>を構築し、効率的な部品供給の基盤整備を実現。全社最適視点での部品供給業務のあるべき姿に向け、改善を継続中。</p> <p>○販路開拓コーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規性の高い優れた新製品・新技術・新サービスを持ちながら販路開拓が困難な中小企業・小規模事業者に対し、マーケティング企画のブラッシュアップ支援を行い、首都圏若しくは近畿圏市場を舞台とした支援を実施。 ・支援企業数187社、支援回数808回 ・2年度に派遣を終了した支援企業数92社、所期の目標達成率100.0% <p>(支援事例)</p> <p>販路開拓コーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9年設立の人材派遣業。29年からドローンを活用した屋根点検サービスに着手し、元年に新事業としてスタート。この点検サービス「屋根トンボ」を安定的な収益の柱にとして早急に育てることが喫緊の課題。しかし、具体的にどのようにすれば点検サービスのニーズを抱えている顧客にたどり着けるのか、そしてこれを収益化するビジネスモデルの構築が不可欠であった。そこで、本事業により、マーケティング企画のブラッシュアップとプレゼン資料を作成し、テストマーケティングを実施。これにより、現場の実態を把握でき、ターゲットの絞り込みに成功。拡大する点検需要のマーケットに向けた展開の方向性が明確になったことでビジネスモデル構築への道筋を視界に。 <p>(ハンズオン支援事業全体の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高の伸び率：15.6% ・経常利益の伸び率：21.4% <p>○研究開発・技術の高度化に取り組むもの</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>・消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者の円滑な事業活動を支援するため、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に要する経費の助成等を行う基金の運営等</p>	<p>づくり中小企業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域本部にもものづくり支援に係る専門家を配置し、研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対して、戦略的基盤技術高度化支援事業(以下、「サポイン事業」という)を中心とした研究開発計画のブラッシュアップ支援等を実施。 <p>支援件数 2,208件 サポイン事業採択件数 66件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域本部が経済産業局等と連携しながら研究開発の成果普及や事業化の促進等を目的としたセミナー・フォーラム・ビジネスマッチング等を開催。 <p>地域本部において、イベントを合計10回開催 支援企業数 62社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催にあたっては、コロナ禍の状況においても、オンラインを活用してものづくり企業への支援を実施。ものづくり中小企業の支援ニーズに対応すべく、地域支援機関、経済産業局と共催による地域支援機関連携会議、サポイン事業管理機関向け勉強会等を開催し、各支援機関との連携を強化。 ・また、サポイン事業の個別プロジェクトの事業化に向けて、積極的に支援ツールを発信。 <p>○補助金の交付及び取得財産の処分承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者に対して、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修および請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助。 		
--	--	--	--	---	--	--

を行う。

- ・中小企業・小規模事業者は、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入など、相次ぐ各種の制度変更に継続的に対応していく必要があることに鑑み、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るために措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、ITツールの導入等への支援を行う中小企業支援機関等への助成の制度対応や生産性向上の取組状況等に応じた機動的な実施、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びにこれらの事業者の制度対応や生産性向上に係る相談対応及び国内外への事業拡大やIT化促進等に

○ものづくり補助金の採択

- ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者の設備投資支援を行った。
 - ・2年度補正予算（第1号）により、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、更なる補助率の引き上げ及び業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策等の取組への支援を拡充した。
- また、2年度補正予算（第3号）でも補助率を引き上げた「新特別枠」を創設した。
- どの予算においても事業実施体制を迅速に整備し、公募を開始した。

申請件数

通常枠	: 13,615件
コロナ特別枠	: 14,984件
コロナ新特別枠	: 2,400件
採択件数	
通常枠	: 7,306件
コロナ特別枠	: 4,597件
コロナ新特別枠	: 963件

○持続化補助金の採択

- ・元年度補正予算（第1号）により、小規模事業者等が取組む販路開拓支援を行った。
 - ・2年度補正予算（第1号）により、補助上限を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、補助率の引き上げ及び業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策等の取組への支援を拡充した。
- また、2年度補正予算（第3号）でも補助上限を引き上げた「新特別枠」を創設した。
- 特別枠の執行に当たっては、事務局として、公募の開始を迅速に実施し、事業者への概算払い等、機動的に対応し

係るハンズオン支援（中小企業生産性革命推進事業）のために活用する。

- ・令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設のために活用する。
- ・令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性

た。

申請件数
 一般型：57,542件
 コロナ特別対応型：165,011件

採択件数
 一般型：27,065件
 コロナ特別対応型：70,241件

○IT導入補助金の採択

- ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資するITツールの導入支援を行った。
- ・2年度補正予算（第1号）により、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、更なる補助率の引き上げを実施した。また、2年度補正予算（第3号）でも補助率を引き上げた「新特別枠」を創設した。

採択発表の回数を増やすことにより、採択者が迅速に補助事業を開始できるようにした。

申請件数
 通常枠：16,489件
 コロナ特別枠：66,071件

採択件数
 通常枠：6,659件
 コロナ特別枠：21,181件

○3補助金共通

- ・「特別枠」、「事業再開枠」、「新特別枠」の創設に伴う度重なる制度変更にも対応し、事業者に対して適確に補助金事業の周知を実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特別枠への申請を主に、過年度の実績を大幅に上回る申請があり、電話問合せや事務処理の円滑化に当たった。

	<p>②経営の基盤となる人材の育成 中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる</p>	<p>革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。 ・令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算（第1号及び第2号）で措置した中小企業生産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）の創設のために活用する。</p> <p>②経営の基盤となる人材の育成 ・中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる</p>	<p>○国内外ハンズオン支援 ・元年度補正予算（第1号）により、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更への対応や生産性向上に係る相談対応及び国内外への事業拡大やIT化促進等に係るハンズオン支援を行った。</p> <p>○生産性革命推進事業の周知・広報 ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、ITツールの導入等への支援を行う中小企業支援機関等への助成の制度対応や生産性向上の取組状況等、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報を行った。</p> <p>②経営の基盤となる人材の育成 ○新型コロナウイルス感染拡大を受けて 4月から6月末まで集合型研修を中止。その間、3密対策、手指消毒、教室収容率の制限等の感染防止策を講じ、受講者が安全安心して受講できる環境を整えた上で7月から研修を実施。 また、中小企業大学のプレゼンス・認知度の向上を図るため「中小企業大</p>		
--	---	---	---	--	--

	<p>人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用・業務効率化、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。研修の提供方法は、受講のための利便性に配慮し、Webを活用した研修、地域の中企業支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中企業大学校を活用した研修などとする。また、研修を受講した企業に対して経営指標など研修の具体的成果の調査・分析等を行い、研修の効果を確認・検証することとする。</p>	<p>る人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用・業務効率化、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらを踏まえて実施する研修は、次代の経営後継者に必要な基本的能力や知識を実践的に修得する経営後継者研修、経営能力全般を向上させる経営管理者研修、ケースメソッド教授法を取り入れ経営に関する分析力や意思決定力を養うことができる高度実践型経営力強化コース、国の政 	<p>学校総長」を設けた。</p> <p>経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化や、事業承継、ITを活用した生産性向上、BCP等国の政策課題に対応した、経営課題解決に資する実践的な研修を実施。</p> <p>研修回数580回、受講者数7,317人(「中企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上」との合計 研修回数710回、受講者数9,763人)</p> <p>○自社の経営課題抽出と解決策の策定を少人数ゼミナールや課題研究を通じて検討し、講師によるきめ細かい指導を通して、自社の経営革新を実現する実践力を身に付けることに重点を置いた経営後継者研修、経営管理者研修・工場管理者研修、高度実践型経営力強化コースを実施。</p> <p>(フォローアップ調査での課題解決例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場管理者養成コースを受講し、歩留り率向上に取り組んだ結果、歩留まり率目標を達成し、約650千円/月の削減効果を達成。 ・経営管理者研修を受講し、作業の平準化に取り組んだ結果として、残業時間は月約38時間減少、有給休暇取得率は58.74%から59.09%と上昇し、生産性の向上、働き方改革に寄与。 <p>○国の政策課題に対応し、経営後継者が経営の在り方や求められる役割を学ぶ研修、ITを活用した生産性向上を目指す中企業経営者等に対する研修、事業継続計画(BCP)策定を目指す中企業経営者等に対する研修等を実施。</p>		
--	--	--	--	--	--

	<p>加えて、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る環境変化に係る情報提供等を行う。</p>	<p>策課題を踏まえた「働き方改革」等に対応した人事・労務研修、「生産性向上」に向けたITの活用に資する研修、特定の経営課題や経営に関する能力や知識を修得するために、グループディスカッションや講師による指導などの研修などとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webを活用した研修は、Web会議システムを活用し経営課題の解決に向け遠隔地間でディスカッションをするゼミナールと経営管理に関する動画を組み合わせた研修を行う。 ・地域の中小企業支援機関等と連携した研修である「サテライト・ゼミ」に加えて、地域の都市部など一部の地域本部等でも研修を実施する。 ・地域の中小企業支援機関等や企業に働きかけ、 	<ul style="list-style-type: none"> ○Webを活用して少人数ゼミナール方式で双方向リアルタイムのオンラインで行う研修を実施。(研修回数83回、受講者数476人) ・コロナ禍においても人材育成に取り組む意欲のある企業に対して研修を提供するため、Web講座(2回)と研修動画(15本)を組み合わせたオンデマンド研修を実施。(受講者数131人) <p>○中小企業等のアクセスを改善するため、各地域で中小企業支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」を実施。(研修回数64回、受講者数755人)</p> <p>また、中小企業等のアクセスを改善するため、地域の都市部など地域本部等で研修を実施。(研修回数100回、受講者数1,198人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機構の知見・ノウハウを活用し全国団体や中小企業、業界団体、商工団体等からの要請に基づく自主研修を実施。 		
--	--	--	--	--	--

機構の知見・ノウハウを活用した自主研修を実施する。

- ・Webを活用して小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資するような動画を配信する。
- ・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。
- ・中小企業大学校施設での研修、地域本部等での研修、サテライ

(研修回数26回、受講者数721人)

- 小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資する講座「ちょこゼミ」をYouTubeで配信。2年度は既存コンテンツの更なる活用を目的として6動画をリニューアル。(累計140講座公開、再生回数295,889回)
(講座例)
 - ・「きちんとやらなきゃ 小さな工場 原価管理 その1」
小規模工場において考えなければならない、製品在庫や材料在庫を含めた製造原価の把握の方法について学ぶ。
- 中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対するフォローアップ調査結果
 - ・ゼミナール等で取り上げた自社の課題研究テーマについて (課題解決率)
解決済、取組中 96.0%

ト・ゼミ、Webを活用した研修等を推進し、地域の中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに、関係機関との協力・連携等の取組により研修の受講促進を図ることで、第4期中期目標に対応する2020年度の受講者の総数を14,800人以上とする。

・中長期間の研修等を受講した企業に対し、売上高や利益等について、他の企業群と比較し、研修の具体的成果の調査・分析等を行い、分析結果の確認・検証することとする。

・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る政策課題、経済動向や話題性の高い経

○中長期間の研修等を受講した企業と、「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)の回答企業における3年間での1企業当たりの売上高・従業員数の伸び率を比較。中長期間の研修等を受講した企業の伸び率は売上高10.6%、従業員数で6.6%、「中小企業実態基本調査」回答企業の伸び率は売上高10.6%、従業員数3.9%。

○中小企業・小規模事業者の課題となり得る政策課題、経済動向や話題性の高い経営手法等など環境変化に係る情報を提供するセミナーを機構本部等において実施。(開催回数36回、受講者数903名)

○創業者やベンチャー企業、小規模事業者等を対象に、東京駅至近の丸の内「T

<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化してきており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。機構は、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会、</p>	<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化してきており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化</p> <p>地域の中小企業</p>	<p>営手法等など環境変化に係る情報提供等をセミナーにより実施するとともに、創業者やベンチャー企業、新製品・新市場開発担当者等を対象としたセミナー等を実施する。</p> <p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化</p> <p>1) 地域の中小企</p>		<p>IP*S」及びオンラインにて、知識・ノウハウなどの学びに加えて、多様な参加者同士の対話と交流により「やりたい」という想いに働きかけ、掘り起こすことに重点を置いた講座、ワークショップ等を実施。開催回数108回、受講者数2,375人。</p> <p>○中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数合計 研修回数710回、受講者数9,763人 研修受講者の役立ち度98.1% 今後の利用希望97.2%</p> <p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化</p> <p>1) 地域の中小企業支援機関等への訪問</p>		
---	---	---	--	---	--	--

<p>中小企業大学校等による地域の中小企業支援機関等の支援人材への研修等を通じた地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上を支援する。また、経営課題等に関する情報収集、調査・研究等を行う。</p>	<p>支援機関等の更なる支援機能及び能力の強化・向上に資するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会等を行う。</p>	<p>業支援機関等への訪問活動、講習会等を通じた支援機能及び能力の強化・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上に資するため、当該支援機関等が中小企業・小規模事業者に対して生産性向上のための支援を行うにあたり、必要な知識・能力・ネットワーク等を把握し、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題等に則した支援能力向上のための講習会を実施する。 <p>上記講習会については、受講者数を6,000人以上とする。また、講習会等の実施後において、講習会による受講機関の課題解決率を確認し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。</p>		<p>活動、講習会等を通じた支援機能及び能力の強化・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上 ○地域の中小企業支援機関等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・26年度改正の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（改正小規模支援法（平成26年法律第95号））に基づき、経営発達支援事業に取り組む商工会、商工会議所、コンサルティング機能の強化に取り組む金融機関を重点支援。 ・地域の中小企業支援機関等を訪問等し、支援施策情報、支援ツール等を提供するとともに、支援機関等の支援上の課題を聴取の上、助言等を実施。 接触先数 2,095機関 ・地域の中小企業支援機関等の支援上の課題やニーズを踏まえ、支援機関等の担当者向けに講習会を実施。 開催回数 384回 参加者数 10,092人 役立ち度 95.2% ・日本商工会議所、全国商工会連合会等、支援機関全国組織に対して情報提供等を実施（15回）。 ・過年度に作成した「小規模事業者の事業計画づくりサポートブック」、「創業サポートブック」、「地域資源を活用した売れる商品づくりサポートブック」、「IT利活用サポートブック」、「人手不足対応サポートブック」については、地域の中小企業支援機関等の担当者向け講習会で活用普及を促進。 ・地域の中小企業支援機関等が活用できるツールやコンテンツ、参考になる取組を紹介する事例集や事例動画を機構 		
--	---	---	--	--	--	--

			<p>2) よろず支援拠点全国本部事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろず支援拠点の2020年度の体制と地域の実情等を踏まえ、よろず支援拠点の全国本部としてよろず支援拠点への支援体制等の充実、研修の実施、施策等の活用についての情報提供、課題への助言、優れた支援事例の共有等を行うことにより、よろず支援拠点が設定する事業目標を達成できるよう支援を行う。また、よろず支援拠点が実施する業務の評 	<p>ホームページで公開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定経営革新等支援機関への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・認定経営革新等支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供等を実施。 <p>出張相談件数 31件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業分野別経営力向上推進機関への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事業分野別経営力向上推進機関が実施する生産性向上の取組を普及拡大することを目的として開催したセミナーに対して講師として専門家を派遣。 <p>派遣回数1回 派遣専門家延べ人数1名</p> <p>2) よろず支援拠点全国本部事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○よろず支援拠点への支援 ○拠点ごとのきめ細かな支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・本部に担当職員と専門家、地域本部に担当職員を配置し、よろず支援拠点全国本部として各拠点の活動支援等を実施する組織体制を整備。 ・中小企業の喫緊の経営課題である人手不足対応、労働生産性向上について、各拠点の効果・効率的な対応をサポートすることを目的に、全国本部に人手不足対応広域アドバイザーを配置。各拠点に寄せられている経営課題やその解決のためのノウハウを整理し、「人手不足対応 活用シート集」等を策定し、共有を図った。 ・全国本部専門家が担当拠点を訪問するなどして、問題の把握に努め、その解決に向けた支援を実施。また、相談に同席し、相談対応に関する気付きについてフィードバックを実施。なお、2年度においてはコロナ禍に対応し、訪問に替えてTV会議システムを活用するなど非接触の方法を積極的に導入して、実施。 		
--	--	--	--	--	--	--

価等を行う。
 なお、評価に際しては、拠点が活動基本方針を踏まえた事業計画に基づき、行動指針に従いながら事業を遂行しているかをフォローし、適切に評価を実施する。
 よろず支援拠点への研修については、受講者数を600人以上とする。また、研修の実施後において、研修による受講機関の課題解決率を確認し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。

各拠点への巡回訪問回数 211回
 (TV会議システムによる代替を含む)

- ・相談者の獲得に課題を抱えている拠点については、相談者が多数ある拠点の取組手法を共有するとともに、当該拠点の所在する都道府県等の関係機関に対し協力を要請。
- ・元年度の評価結果等に基づき要改善点がある拠点に対して、全国本部専門家が拠点を訪問するなどして、改善計画の策定やその実施のための課題整理、解決のための支援を実施。
- ・支援スキル向上、支援ノウハウの共有化等を目的として各拠点が実施する研修等に専門家を派遣する「サポーター派遣事業」を実施。同事業では、経営改善等をテーマに、サポーターを含めて複数拠点のコーディネーター等が参加し意見交換も行う勉強会も実施。
 サポーター派遣回数 8回
- ・各拠点の支援ネットワークの強化を図るため、スポーツ庁、知財総合支援窓口、社会保険労務士会、全国生活衛生営業指導センター等との連携促進を支援。
- ・中小企業再生支援全国本部、中小企業事業引継ぎ支援全国本部との連携については、過年度指摘事項であった3全国本部の連携の具体化策として、適時の情報提供等を通じて各事業の理解を促し、各地の再生支援協議会や事業引継ぎ支援センターとの連携促進を支援。

○環境変化等を踏まえ支援に役立つ実践的な研修の実施

- ・各拠点のチーフコーディネーター等を対象にした全国研修を実施。2年度の事業実施方針の浸透に加えて、国の政策であるローカルベンチマーク活用や知的財産活用、機構施策であるITプラットフォームや事業継続力強化支援

				<p>等、最新の施策情報を提供し、各拠点の円滑な運営を支援。</p> <p>全国研修2回、受講者数281人、役立ち度81.9%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任チーフコーディネーター（及び着任予定者）を対象に、着任以降に適切に拠点運営及び相談対応を行うことができるよう、全国本部職員及び専門家、サポーターを講師とした研修を実施。 <p>2年度新任チーフコーディネーター研修 受講者数1人、役立ち度100.0%</p> <p>3年度新任チーフコーディネーター研修 受講者数5人、役立ち度100.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任コーディネーターを対象にした導入研修を実施。 <p>新任コーディネーター研修2回、 受講者数108人、役立ち度92.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産性向上」「コロナ禍対応」等、政策要請に基づくテーマ別の研修を実施。完全オンライン方式を導入し、全国本部専門家が講師・ファシリテーターを務めるとともに、当該分野の支援ノウハウを有するコーディネーターの参加も得て、双方向のディスカッション形式で実施した。 <p>テーマ別研修9回、受講者数143人、役立ち度88.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターが、よろず支援拠点事業のモデルとなった支援機関等における支援ノウハウを学び、適切に相談者への相談対応及び課題解決提案を行う支援能力を向上させることを目的としたOJT研修を実施。(板橋区立企業活性化センター) OJT研修2回、 受講者数23人、役立ち度100% ・サポーター派遣事業の中で拠点の支援ノウハウ習得等を目的とした研修を実施。 <p>サポーターによる研修8回、 受講者数181人、役立ち度98.1%</p>	
--	--	--	--	--	--

					<ul style="list-style-type: none"> ・本部専門家が拠点を訪問した際に課題解決のための研修を実施。 全国本部専門家による研修17回 受講者数213人、役立ち度99.3% ・拠点単位で実施する、拠点運営の基本的な事項に対応する研修については、TV会議システムを活用したオンライン形式を取り入れ、より効率的な運営に努めた。 TV会議システムによる拠点別研修8回 受講者数87人、役立ち度88.8% ・研修の実施にあたっては、現状の問題に気づきを与えられるよう、カリキュラムに事例研究やディスカッションを適宜盛り込むとともに、先進的な拠点の取組の共有化を実施。相談者数の増加策や拠点マネジメント力の向上等に向けた活動を後押しした。 ・上記研修実績の累計 研修回数50回、受講者数1,042人、役立ち度92.3%、課題解決率87.2% なお、上記研修の他、中小企業の喫緊の経営課題である人手不足対応、生産性向上について、各拠点に配置された人手不足対応アドバイザーの取組状況の把握、ノウハウの共有化を通じた支援力の向上を図ることを目的に、全国本部の人手不足対応広域アドバイザーによる情報交換会をブロック単位で実施。 人手不足対応アドバイザー情報交換会6回 参加者数53人 <p>○各拠点の広報支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろず支援拠点と他の支援機関との連携促進のため、商工団体、金融機関等の全国組織を通じたPRを実施したほか、支援機関向けセミナー等においてよろず支援拠点事業を紹介。 				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌等によろず支援拠点をPRしてもらう等の連携を促進。(全国中小企業団体中央会「中小企業と組合」、金融専門紙「ニッキン」等) ・よろず支援拠点の成果事例集を作成(51事例)し、関係機関に配布(67先、10,000部)。併せて、機構ホームページで公開。 ・よろず支援拠点事業の理解促進を図るため、ホームページで支援事例や支援実績等の情報を適宜発信。特に2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等に対応して、各拠点においても相談時間・方法等が変則的になったことから、タイムリーな情報更新を実施。 ・金融庁とも連携して、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会を通じた金融機関向け説明会を開催し、よろず支援拠点との連携や利活用方法について解説し、PRを実施。 <p>○各拠点の評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年度評価方針を策定及び評価委員会を全国本部に設置し、各都道府県のよろず支援拠点事業を受託している実施機関及びチーフコーディネーターへのヒアリングや実績確認により定性的・定量的な観点から評価を実施。 ・評価にあたっては、顧客満足度調査及び地域の支援機関による拠点の役立ち度調査を実施。その結果については、評価に活用するだけでなく、各拠点にフィードバックすることにより各拠点の業務改善に向けた取組を促進。 <p>○よろず支援拠点の実績(参考)</p> <p>上記の支援等通じて、よろず支援拠点の実績、特に相談対応件数が大きく向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数 432,640件 (前年度326,584件) 		
--	--	--	--	--	---	--	--

	<p>②中小企業大学 校等の研修を通 じた支援能力の 向上 地域の中小企業 支援機関等の支 援人材に対し、実 践的な研修と国 の政策課題に対 応した研修を行 う。研修の実施に 当たっては、中小 企業・小規模事業 者の成功事例、機 構や地域の中小 企業支援機関等 の支援事例等を 取り入れた研修 教材を開発し、実 践的な研修を行 う。</p>	<p>②中小企業大学 校等の研修を通 じた支援能力の 向上 ・都道府県や地 域の中小企業支 援機関等の職員 等に対し、支援人 材の育成及び支 援能力の向上を 目的とした実践 的な研修や政策 課題に対応した 研修を実施する。 研修の実施に当 たっては、中小企 業・小規模事業者 の成功事例等を 取り入れた研修 教材を開発し、演 習等を交えた実 践的な研修をす るとともに、IT 活用の内容も含 む生産性向上支 援、販路開拓支 援、事業承継など の政策課題に対 応した研修も実 施する。</p> <p>・中小企業等経 営強化法(平成1</p>		<p>・来訪相談者数 114,020人 (前年度139,368人) ・顧客満足度 94.0% (前年度94.0%)</p> <p>②中小企業大学校等の研修を通じた支援 能力の向上 ○新型コロナウイルス感染拡大を受けて 4月から6月末までの集合型研修を中 止。その間、3密対策、手指消毒、教 室収容率の制限等の感染防止策を講 じ、受講者が安全安心して受講でき る環境を整えた上で7月から研修を実 施。 都道府県や地域の中小企業支援機関等 の職員等に対し、支援人材の育成及び 支援能力の向上を目的とした実践的な 研修や政策課題に対応した研修を、新 型コロナウイルスの感染防止策を講じ た上で、実施。 研修回数130回、受講者数2,44 6人(「経営の基盤となる人材の育成」 との合計 研修回数710回、受講者 数9,763人)</p> <p>○中小企業のIT化支援に関する相談対 応能力を向上させるため、IT化の相 談ケースをもとに、対応方法、支援方 法について演習を交えて習得する研修 やIT活用による生産性向上の事例研 究等を交えた研修を実施。</p> <p>○中小企業の事業承継、BCP策定に関 する相談対応力や支援手法習得のた め、演習等を交えた研修を実施。</p> <p>○創業者が策定するビジネスプランの評 価ポイントや効果的な支援手法を事例 研究等を交えながら学ぶ研修を実施。</p> <p>○研修教材等の開発 ・中小企業経営改善計画策定支援研修の</p>		
--	--	---	--	---	--	--

	<p>③情報収集・提供の積極的な推進</p>	<p>1年法律第18号)第26条に規定する認定経営革新等支援機関の中小企業支援能力の向上のための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の認定に必要となる中小企業経営改善計画策定支援研修を実施する。 ・地域の中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに、関係機関との協力・連携等の取組により研修の受講促進を図ることで、第4期中期目標に対応する2020年度の受講者の総数を14,800人以上とする。 (再掲) <p>③情報収集・提供の積極的な推進</p>		<p>演習用ケース教材を開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関として認定を受けるために必要な専門的知識や実務経験に関する認定申請の資格要件を付与するための中小企業経営改善計画策定支援研修を実施。(研修回数10回、受講者数336人) ○研修による具体的な成果 <ul style="list-style-type: none"> ・東京校の「地域新事業創出支援の進め方」を受講。特産品・サービス開発などに関し、講師の経験に基づいた詳細な仮説設定や消費者のペルソナ設定の考えについて学ぶことができ、また発注者側のロールプレイングも体験できたことは、現在、自身が進めているプロジェクトで有効活用できる内容であった。 ○中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数合計(再掲) 研修回数710回、受講者数9,763人 研修受講者の役立ち度98.1% 今後の利用希望97.2% <p>③情報収集・提供の積極的な推進</p> <p>○中小企業景況調査</p>		
--	------------------------	---	--	---	--	--

<p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための</p>	<p>中小企業・小規模事業者の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応するために必要な情報提供を行う。</p> <p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進 ①高度化事業の推進(都道府県等と連携・協働した</p>	<p>・中小企業・小規模事業者の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を行うほか、政策課題や支援のあり方に関する調査を実施しWeb等での情報提供を行う。</p> <p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進 ①高度化事業の推進(都道府県等と連携・協働した</p>		<p>・約19,000社の中小企業を対象に四半期毎に業況判断、売上高、経常利益等の動向を産業別・地域別等に把握する「中小企業景況調査」を実施し、全国及び地域別の結果を公表。</p> <p>・調査結果は、中小企業白書に活用されたほか、日本銀行、総務省統計局、地方公共団体等に提供。 提供先数 1,538機関</p> <p>○政策課題や支援のあり方に関する調査</p> <p>・中小企業の経営課題に関する最新の情報や支援ノウハウ、経営ノウハウ等に関する調査研究を実施。また、機構の業務に関する政策課題や、施策の有効性に関する調査研究を実施。 (調査研究テーマ)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査(2年5月度)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査(2年6月度)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査(2年7月度)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の中小小売・サービス業への影響調査</p> <p>・26年度までに作成した中小企業診断士養成課程向けのケース教材については、中小企業診断士養成研修で活用のほか、教育機関等に提供。 提供回数 17回</p> <p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>① 高度化事業の推進(都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援)</p> <p>○制度の普及・PR及び現地支援</p>		
--	--	--	--	---	--	--

連携・共同化、経営の革新の取組に対し、機構は、高度化事業の周知・支援能力向上研修の強化やこれまでの事業で培ったノウハウを最大限活かすことを通じて、新規案件の組成促進を図るとともに、都道府県等と連携して事業成果向上のための診断・助言と資金支援を行う。

また、中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。

診断・助言と資金支援)
都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面から支援する。そのため、中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等への事業周知活動の強化、都道府県等の診断等の支援能力向上のための研修等の充実を図るほか、これまでに培った診断等の経験とノウハウを最大限に活かし、事業計画の構想段階から都道府県等と連携し相談・助言等を積極的に行い、新規案件を組成する。

また、貸付先の経営状況を把握することにより、経営支援が必要な貸付先に対しては、都道府県等と連携し、相談・助言及び専門家の派遣等を行い、経営状況の改善に努める。

診断・助言と資金支援)
・都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面と経営支援の面から支援する。特に、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決に向けた高度化事業実施事例を発信するなど事業周知活動を強化するとともに、都道府県等を対象とした診断等の支援能力向上のための研修等を企画・開催し、中小企業者・小規模事業者が高度化事業を円滑に実施できるための基盤整備を図る。

また、高度化事業の利用が見込まれる中小企業・小規模事業者に対しては、事業構想の初期段階から都道府県、中小企業団体中央会等の中小企業支援機関、商工中金等の金融機関等と連携して説明会、

説明会・研修の実施

- ・支援機関職員を対象とした東京校での研修において、高度化事業の貸付制度について講義。
- ・支援機関職員、中小企業組合等に対して現地またはWebにより高度化事業の説明会を開催（計7回）。

○都道府県と連携した診断・助言の実施

- ・実施計画作成等についての診断・助言を実施（支援件数24件、支援先18先、支援日数73人日）。

○個人・法人保証に依存しない債権保全手段

3年2月に、個人・法人保証を劣後させ債務者から要請があった場合に限定するよう「都道府県の債権保全に係る運用指針」等を改正するとともに、当面の措置として金融機関保証のみの場合には貸出利率を軽減できるよう準則の改正を実施。

○2年度貸付実績

○一般高度化事業

貸付決定額 18.4億円、貸付決定先17先
資金交付額 32.9億円、資金交付先19先

○地域中小企業応援ファンド事業及び農工商連携型地域中小企業応援ファンド事業の継続について

- ・これまで地域における創業や新たな需要喚起に応える新商品開発等に大きく貢献してきた両ファンドは29年度以降、順次、当初10年間の償還期限が到来。
- ・29年度から2年度に満期を迎えた69ファンドのうち、35ファンドが事業継続。ファンド原資の7～8割を高度化資金より貸付。

相談助言、専門家の派遣を実施するなど、構想の具体化から事業実施計画の策定までを支援し、案件組成につなげる。事業者が策定した事業計画に対しては相談助言・診断助言、経営サポート事業等を通じてブラッシュアップや計画どおりの事業実現を支援する。

- ・個人・法人保証に依存しない債権保全手段を目指し「都道府県の債権保全に係る運用指針」を改正する。また、これを受けて都道府県において指針に沿った債権保全手段の促進がなされるよう中小企業庁と連携して、働きかけや支援を行う。

- ・2年度は最後の継続県2県（栃木県及び兵庫県）の継続処理を実施。
- ・地域中小企業応援ファンド（農商工連携型地域中小企業応援ファンド含む）に係る貸付規模1,389.2億円を確保。

○小規模企業者等設備貸与事業の着実な実施

- ・小規模企業者等に対する設備貸与制度（割賦・リース事業）の実施に必要な財源の一部として、14道府県に対して26億円を貸付け。
- ・小規模企業者等に対して、361件、48.7億円の設備貸与（割賦・リース）を決定。

○貸付先へのフォローアップ体制と経営支援

○成果調査の実施

- ・貸付後一定期間（3年）経過した利用者に対する事業目的の達成度、有効度、満足度に関する高度化成果調査を実施。
- ・28年度貸付先に対するアンケート調査結果
目的達成度85.7%（2年度訪問8先による結果）

（事業者の声）

- ・事業者は「生産能力の向上」や「施設・設備の拡張」などを目的に高度化事業を実施。「組合の求心力や組合員の結束力が高まった」「知名度や信用力が向上した」等、事業者の経営課題の解決が図られたなどの調査結果を得た。
- ・成果調査対象先のうち、組合運営上懸念の1先（福岡市青果物流）につき、課題解決に向けて情報提供等を行い支援。

②中心市街地、商店街等への支援
中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。

②中心市街地、商店街等への支援
・中心市街地や商店街等が抱える課題の解決を支援するため、その解決に資する情報提供を行う。
さらに、必要に応じ、中心市街地活性化協議会等に対して、外部専門家を派遣し適切な助言等を行うほか、中心市街地や商店街の活性化に資する個別事業等に対し、事業の実効性を高めるため、職員や外部専門家で構成するプロジェクトチームによる支援を行う。

②中心市街地、商店街等への支援
○情報提供
○中小企業庁、日本商工会議所、全国商店街振興組合連合等関係機関と連携し、中心市街地活性化協議会支援センターを設置・運営し、中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の設立、運営について相談等の対応や情報提供等を行い、支援。

○相談等対応
中心市街地活性化協議会、商工会議所、地方公共団体、まちづくり会社等からの相談受付（相談等対応件数175件）

○ホームページ等による情報提供
協議会支援センターホームページへの掲載並びにメールマガジンの配信等により、中心市街地活性化協議会の運営や中心市街地活性化に資する情報を提供（公式ホームページのビュー数326,506件）。

○ネットワーク構築支援
i) ブロック交流会
自立的な協議会活動に資するため、各地域の協議会が課題や問題点を共有し解決に向けた意見交換を行うとともに、協議会間のネットワークの形成を促進するため、各地域において勉強会を実施（3回、参加者数191人）。
ii) 全国交流会
各地域の協議会活動の促進を図るために、全国交流会を実施（2回、参加者数100人。※オンラインで開催）

○協議会等に対する職員・専門家による巡回助言
・基本計画等に関して組織・運営体制、都市機能における位置づけ、地域住民のニーズ等の観点からヒアリング・調査や必要な助言等を実施（支援地域数

③その他

・産業用地事業における残用地については、地方公共団体、関係機関と連携しながら企業誘致活動を行い、一層の企業立地を実現する。

72地域)。

○専門家の派遣等による助言等
○中心市街地商業活性化に向けた各種の取組に対する勉強会・セミナー等の開催支援(セミナー型)、個別事業計画等に関するプロジェクトによる継続支援(プロジェクト型)、特定課題解決のための専門家派遣を実施。

○セミナー型

- ・支援地域数8地域、実施回数10回
- ・参加者数290人

○プロジェクト型

- ・支援地域数3地域
(支援事例：岐阜県高山市)
- ・高山市本町三丁目地区のエリアマネジメント構想を実現するため、地域の事業者の巻き込み方策、実施事業の計画等の策定について支援を行った。

○専門家派遣

- ・協議会の抱える様々な課題に対応するため、機構登録の専門家を中心市街地活性化協議会等に対して派遣。
支援先数16地域、支援日数48日
アドバイスの役立ち度100.0%

③その他

- ・地方公共団体や関係機関と連携して、首都圏及び域内企業を中心に、設備投資の動きのある企業へ、企業誘致活動を実施し、5区画2.8ヘクタールを譲渡(賃貸からの譲渡も含む)。

■指摘事項への対応

<p>【指標 2-1】 ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定)</p> <p>【指標 2-2】 ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を10,000人以上とする。(新規設定)</p>	<p>【指標 2-1】 ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定)</p> <p>【指標 2-2】 ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を10,000人以上とする。(新規設定)</p>	<p>【指標】 ・ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数:1,200機関以上【基幹目標】</p> <p>・機構が支援したIT導入促進支援者数:2,100人以上</p> <p>・窓口相談の役立ち度:70%以上</p> <p>・ハンズオン支</p>	<p>・令和2年度は、主務省と連携してEBPMに関する具体的な分析案について検討を行った。</p> <p>今後は、分析案についての具体的な分析手法や必要データ及び分析体制等について検討する予定。</p> <p>[独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和元年度評価結果の反映状況の公表]</p> <p>【指標】 ・ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数:1,535機関【基幹目標】</p> <p>・機構が支援したIT導入促進支援者数:7,230人</p> <p>・窓口相談の役立ち度:99.5%</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の課題解決率:99.3%</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の</p>	<p>■ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数(基幹目標)</p> <p>ITプラットフォームに、「診断」、「選定」、「技術的支援」、「導入」という中小企業事業者側の段階に応じた支援メニューを整備し、支援機能を大幅に強化。気づきの機会を提供する診断事業の重要性に着目し、IT経営簡易診断やその自己診断方式のIT戦略ナビに取り組むとともに、より難易度の高い「生産工程スマート化診断」の試行も開始。ITプラットフォームの活用支援機関数は目標1,200機関以上に対し1,535機関、対数値目標127.9%を達成。</p> <p>■機構が支援したIT導入促進支援者数</p> <p>ITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、地域の中小企業支援機関向けに講習会等を広く展開。オンラインによる講習会や動画配信などにより、中小企業支援機関との距離・時間の制約による機会損失を解消。遠隔地対象のIT導入講習会を拡充(前年度比1.3倍)し、支援リーチを拡大。機構が支援したIT導入促進支援者は目標2,100人以上に対して7,230人、対数値目標344.2%と大きく目標を上回る実績を達成した。</p>
--	--	---	---	--

援における支援
先企業の課題解
決率：70%以上

・ハンズオン支
援における支援
先企業の「売上
高」又は「経常利
益」の伸び率：中
小企業実態基本
調査のデータを
1割以上、上回る

・中小企業大学
校が実施する研
修に研修生を派
遣した企業に対
して、研修終了
の一年経過後に
フォローアップ調
査を実施し、研
修生が研修内の
ゼミナールで取
り上げた自社の
課題研究テーマ
について、「自社
に持ち帰った課
題を解決済み、
又は取組中」と
回答した企業の
比率：80%以上

・中小企業大学
校等による中小
企業・小規模事
業者向け及び中
小企業支援機関
等向け研修受
講者数：14,800

「売上高」又は「経常利益」の伸び率
売上高の伸び率：15.6%
経常利益の伸び率：21.4%
(参考指標)

・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁
調べ)結果による中小企業(法人)の
売上高等の状況(29年度調査と2年
度調査の比較)
売上高の伸び率：10.6%
経常利益の伸び率：12.3%

・中小企業大学校が実施する研修に研修
生を派遣した企業に対して、研修終了
の一年経過後にフォローアップ調査
を実施し、研修生が研修内のゼミナ
ールで取り上げた自社の課題研究テ
ーマについて、「自社に持ち帰った課
題を解決済み、又は取組中」と回答
した企業の比率：96.0%

○中小企業大学校等による中小企業・小
規模事業者向け及び中小企業支援機
関等向け研修受講者数：9,763人

■中小企業大学校が実施する研修に研修
生を派遣した企業に対して、研修終
了の一年経過後にフォローアップ調査
を実施し、研修生が研修内のゼミナ
ールで取り上げた自社の課題研究テ
ーマについて、「自社に持ち帰った課
題を解決済み、又は取組中」と回答
した企業の比率

■中小企業大学校等による中小企業・小規模
事業者向け及び中小企業支援機関等
向け研修受講者数

中小企業大学校が年度当初の緊急事態宣
言により4~6月の3ヶ月間閉鎖。大学
校ではクラスターを発生させないとい
う「安心・安全」に目標に切り替え。早
期から各種感染対策に取り組んだ結
果、7月の再開後は受講者からの感
染者ゼロ。期中に研修の緊急企画
や研修が中止にならないようハイブ
リッド研修の導入やオンラインを活
用した会場分散等の回避策を講じる
ことにより受講者数を9,763人(対
数値目標65.9%、減少後の定員比
131.3%)まで挽回。コロナ禍によ
る定員減がないと仮定すると、受
講者数は18,604人(対数値目標
125.7%)に相当。研修後には丁寧な
フォローアップを実施することによ
り、研修参加者の企業等での実践
を促し、高い課題解決率96.0%
(対数値目標120.0%)を達成した。

<p>受講者数を7.5万人以上とする。 (前中期目標期間実績(2017年度末実績):20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))</p>	<p>受講者数を7.5万人以上とする。 (前中期目標期間実績(2017年度末実績):20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))</p>	<p>人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関等向け講習会による受講機関の課題解決率:70%以上 ・地域の中小企業支援機関等向け講習会の受講者数:6,000人以上 ・よろず支援拠点向け研修による受講機関の課題解決率:70%以上 ・よろず支援拠点向け研修の受講者数:600人以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関向け講習会による受講機関の課題解決率:100.0% ・地域の中小企業支援機関等向け講習会の受講者数:10,092人 ・よろず支援拠点向け研修による受講機関の課題解決率:87.2% ・よろず支援拠点向け研修の受講者数:1,042人 		
---	---	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	新事業展開の促進・創業支援		
業務に関連する政策・施策	イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、5号、6号、9号、15号、21号、24号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】国内の少子高齢化や市場縮小等により、国内市場を取り巻く環境が変化するなか、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、海外需要を獲得することがより重要である。また、日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、地域を牽引する中小企業の創出が重要である。</p> <p>【難易度：高】海外企業との取引は、コスト、言語、商習慣、各種規制、法務、税務の問題など、海外市場独特の参入障壁から難易度が高い。また、ベンチャー企業の創出についても、上場に至る年数は企業によりバラつきがあることや経済変動に左右されることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0377

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度			元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率 【基幹目標】	中期目標期間において毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率20%以上 令和2年度17%以上		40.1%	30.8%						予算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照		
海外展開支援企業数	中期目標期間において2万社以上		5,202社	5,368社						決算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照		

	令和2年度 4,000社 以上													
機構が出資したファンドの投資先の中長期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均	新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る		5.6割	4.7割						経常費用(千円)	別紙4参照	別紙4参照		
起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数	中期目標期間において40本以上 令和2年度8本以上		10本	12本						経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照		
										行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照		
										従事人員数	715人の内数	727人の内数		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3. 新事業展開の促進・創業支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を	3. 新事業展開の促進・創業支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新	3. 新事業展開の促進・創業支援	<主な定量的指標> 【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率(商談継続中を含む。)を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率20%以上とする。【基幹目標】(新規設定) 【指標3-2】		<評定と根拠> 評定: A 根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく年度目標4項目全てにおいて達成率120%以上の実績を達成。 機構では、イノベーションの促進や地域経済の競争力強化・活性化の観点から、新事業展開の促進・創業支援が極めて重要との認識で、中小企業事業者の海外展開やベンチャー・スタートアップの強力な支援を行った。具体的には、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行った。また、イノベーションの担い手の創出に資する観点から、中小企業・小規模事業	評定

<p>創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外での販路開拓を支援</p>	<p>たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。そのため、政府は、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小</p>		<p>・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。(2015～2017年度実績：1.1万社)</p> <p>【指標3-3】</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。(新規設定) ([参考] 2014～2017年平均：1.8割)</p> <p>【指標3-4】</p> <p>・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績)：53ファンド(うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継フ</p>		<p>者へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成等を実施した。</p> <p>海外展開支援に関しては、コロナ渦においても販路確保等のため年間を通じて支援ニーズは堅調であった一方で、渡航制限によりCEO商談会では対面方式での開催が不可能となるなど大きな影響を受けた。これらの逆境に対し、オンラインを全面活用することで、支援リーチの拡大への転換を図った。海外展開相談では地域本部の所在しない県の企業からの相談割合が向上し、CEO商談会でも、海外企業の参加国数を増加させるとともに、首都圏以外から参加企業が半数以上となるなど、マッチングの幅を拡大。オンラインの弱点に対しては、成約率を確保するため、①機構専門家を個々の商談にフルアテンドさせてディスカッションをファシリテートしたり、②事業者事前にオンライン商談のコツを研修したり、③商談する企業間での事前情報交換を仲介することなどにより、商談を活性化。④時差が大きい国との間では1日の商談数が減少してしまうため、これを日数増でカバーする努力も実施。</p> <p>また、(独)国際協力機構との業務連携を締結するほか、日本政策金融公庫と共同パンフレットを作成するなど、他の支援機関との連携により支援企業を発掘。海外展開支援先企業数は目標4,000社以上に対して、5,368社(対数値目標134.2%)を達成。商談会終了後の成約率は目標17%以上に対して30.8%(対数値目標181.1%)という高い</p>
---	--	--	---	--	--

<p>するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。</p> <p>また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。そのため、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上</p>	<p>企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、中小企業デジタル化応援隊事業に活用する。（再掲）</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以</p>		<p>アンド11本を含む。）</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標3-1について</p> <p>商談会を通じて、海外での販路開拓や現地拠点の設立の実現を支援する。商談内容には、製品販売以外に、合弁会社設立、代理店契約、技術提携、製造委託なども含まれ、成約まで数年要することもあるため、商談継続も含めた目標値として、20%以上を目指す難易度の高い目標である。</p> <p>○指標3-2について</p> <p>基幹目標の達成に向け、中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を補完・支援するため、機構の海外展開支援ツールの複合的な活用促進を図る。海外展開を初めて志す者への相談対応から、海外との取引開始に至るまで一貫したハンズオン支</p>		<p>水準で目標を達成。地方企業を含むより多くの支援先企業の巻き込みにより、海外展開に意欲のある企業（アウトプット）を引き出し、リアルに近い商談環境の創出等により高い成約率（アウトカム）に繋がった。</p> <p>中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等に関しては、起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンド（以下、VCファンド）全体の組成総額は1,168億円と過去最大規模の組成を行い、ベンチャー・中小企業事業者へのリスクマネー供給の円滑化を図るための民間資金の呼び水効果としての役割を發揮。機構が出資したファンド事業全体においても組成規模に加え、単年度損益、累積損益が過去最高。また、メガベンチャーの輩出には、未上場の段階での資金供給の拡大が不可欠であることから、ファンド規模の大型化に注力。VCファンドの平均組成額は過去最高の97億円となった。新たなGP発掘のため、GP候補者との面談を強化（前年度比1.2倍）。機構ファンド投資先企業に対しては、専門家派遣やインキュベーション等との複合支援にも注力した。更に、機構ファンド投資先企業から、ユニコーン企業2社を輩出することに成功。IPO数はリーマンショック後最多の20社となった。出資対象分野としては、政府の戦略に則って、一般には民間資金が供給されにくい研究開発型分野への投資に注力。過去最高となる6本・185億円の出資約束を実施し、本分野の民間投資をリード。これらの取組により、新規組成数は、目標8本以上に対し、12ファンド（対数値目標150.0%）を達成。機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場の同割合を上回る4.7割（対数値目標235.0%）に繋がった。政策意義の高いファンドへの出資（アウトプット）に際し、ファンド規模の拡大やGPに対する目利き力等を通じて、大きく成長する企業の輩出（アウトカム）に成功。</p> <p>以上のように、各業務において高い水準で目</p>	
---	--	--	--	--	--	--

<p>となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する</p>	<p>降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。そのため、政府は、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。</p>		<p>援を行う。基幹目標に寄与する重要性を鑑み、2015～2017年度の実績である1.1万社の単年度平均3,800社の5年間換算である1.9万社を上回ることを目指す。</p> <p>○指標3-3について ベンチャー支援強化に係る政府目標として、「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」がある。</p> <p>一方、機構の役割は、メガベンチャーの創出に直接的に貢献することではなく、地域を牽引していくにふさわしい中小企業の創出に向けて、創業初期のベンチャー企業等に対して資金面及び経営面から支援すべく、ファンドへの出資を通じてリス</p>		<p>標を達成していることからA評価と判断。</p> <p>令和元年度評価における経済産業大臣の指摘事項については、2年度に主務省と連携してEBPMに関する具体的な分析案について検討を実施。今後は、分析案についての具体的な分析手法や必要データ及び分析体制等について検討する予定。</p>	
---	---	--	--	--	---	--

<p>支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。</p>	<p>こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施</p>		<p>クマネーの供給の円滑化や経営支援の促進を図ることにある。地域を牽引していく中小企業の規模は一般的に時価総額50億円程度と言われていることを踏まえ、「機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る」ことを目指す。なお、新興市場全体とは、JASDAQスタンダード、マザーズ、JASDAQグロース、アンビシャス、セントレックス、Q-BOARDの6市場をいう。</p> <p>○指標3-4について</p> <p>機構からの出資が民間資金の呼び水となり、ベンチャー企業、中小企業等へのリスクマネーの供給となることを目指す。経済環境の変動によって、フ</p>			
--	---	--	--	--	--	--

<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支</p>	<p>策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成を行う。</p> <p>(1) 販路開拓・海外展開支援 販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支</p>	<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 ・優れた製品、技術、サービス等を有する国内中小企業・小規模事業者</p>	<p>ァンドの組成本数は大きく変動する状況下において、機構は安定してリスクマネーの供給を行うため、前中期目標期間と同等の本数を目標とする。</p> <p><想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外資規制の改善など輸出環境の整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価においては適切に考慮する。</p>	<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 ○Webマッチングサイト「J-GoodTech (ジェグテック)」 ・2年度は中小企業2,310社(累計19,980社)、大手企業93社(累計596社)、海外企業31</p>		
--	--	---	--	--	--	--

援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、販路開拓の実現性を一層高めるためのWebマッチングサイトと連動した展示会・商談会、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための情報提供、相談・助言、民間のITサービス提供事業者等とのマッチング、Webサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。

加えて、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所
有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関

援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトを運営し、優れた製品、技術、サービス等情報の検索、自社情報の大手・中堅企業、中小企業・小規模事業者、海外企業への発信、登録企業間での新規取引や提携等に関する情報交換等のWebマッチング支援を行う。また、販路開拓の実現性を一層高めるため、Webマッチングサイトと連動した展示会・商談会等を行う。なお、展示会・商談会等においては、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に注力するなど中小企業・小規模事業者の販路開拓に向け工夫を図る。

また、中小企業・小規模事業者のeコマース活用等による国内外の販路開拓を促進するため、情報提供、相談・助言、

と国内外企業を繋ぐWebマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を運営し、国内外企業とのWebを活用したビジネスマッチングを推進する。各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進、SNSを活用した情報発信の強化等によりサイトの活用を促進する。

・また、海外展開の実現性をより一層高めるため、Webマッチングサイトと連動して、日本の中小企業・小規模事業者のパー

6社（累計7,660社）を新規登録し、Webマッチング件数8,630件を実現。

- ・海外展開支援として、中小企業が海外企業から注目されるよう自社ページの充実及び英語ページ作成支援、海外企業とのマッチングサポートを実施（支援数1,867社）
- ・マッチング件数の増加を図る為、管理者画面の機能を整理し、支援機関に自機関の支援先への活用支援を行ってもらい（ログイン件数1,269件/月を実現（対前年度131%））効率的な運営を進めたほか、経済産業局と連携し新型コロナウイルス対策に係る医療物資・機器の製造支援・協力等に関するWebマッチングを513件実現した。

また、利用者へのアンケート等を通して、海外展開の意向がある企業に対して専門家がヒアリング、アドバイス等のサポートを行うことで更なる活用の促進と新たな支援先企業の開拓を図った。

サイトとしては、トップページを全面的に見直し、特集ページへの遷移などをわかりやすくリニューアルした他、特定の技術を持つ企業を紹介するページの公開や、法人情報ページに動画を掲載できるように改修する等、各種Webコンテンツの充実を図りサイトの活用を促進した。

○海外企業との商談会等を積極的に開催

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外企業の招聘を実施せず、日本の中小企業の現地進出や製造委託、販路拡大等でパートナーとなりえる海外企業とのオンライン

へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機関の機能を踏まえた連携を強化する。

民間のITサービス提供事業者等とのマッチング及びWebサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。加えて、中小企業・小規模事業者がそのリスクに対応しつつ、競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を行うことに対し、海外展開に関する相談・助言、研修、さらに中小企業・小規模事業者の海外現地での企業情報の展開やマッチングなどを通じた海外グループ調査の実施等により積極的に支援する。支援の実施に当たっては、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人

トナーとなる海外企業との事業連携を促進するための商談会等を300社以上を対象に開催する。具体的には、海外政府機関等の協力による海外企業選定、Webマッチングサイトを活用した商談の事前コーディネート、商談会における通訳等サポート及び商談後のフォローアップを実施し、商談継続中を含めた成約率を17%以上とする。

商談会を実施。また、商談会開催に併せ、海外展開等を目指す日本の中小企業者に対し、業種別の各国の最新市場や海外企業とのオンライン商談での注意点等を説明するビジネスセミナーを開催。より多くのマッチング機会を提供するよう、また、より地域の中小企業者のニーズに応えたものとなるよう、地域本部、金融機関などとの連携も強化して実施。

日本企業の商談会等参加者数
296社
商談件数 730件
商談成約率 30.8%
オンラインビジネスセミナー参加者数
241名(2回)

<開催一覧>

開催月	商談会等	海外企業数	日本企業数	商談件数
6月	ベトナムWeb商談会	49社	52社	75件
8月	タイWeb商談会	23社	41社	85件
10月	医療機器CEO商談会(オンライン)	34社	45社	132件
11月	インドネシアWeb商談会	10社	10社	12件
2月	先端産業CEO商談会(オンライン)	31社	75社	240件

日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。

3月	バイオテクノロジー商談会（オンライン）	3社	4社	4件
3月	フードテクノロジーCEO商談会（オンライン）	18社	69社	182件
合計		168社	296社	730件

[開催事例]

- タイ企業（自動車や機械、電子部品等）とのオンライン商談会を開催（8月）
 - ・タイ工業省及び信金中央金庫と連携し、日本企業とのオンライン商談を実施。日本企業40社が参加し、85件の商談を実施。
 - ・信金中央金庫による「J-Good Tech（ジェグテック）」の登録促進等も実施。
- 元年度開催予定だった医療機器CEO商談会をオンラインにて開催（10月）
 - ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元年度の医療機器CEO商談会の開催を中止。元年度参加予定だったドイツ、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、シンガポール（以下海外6カ国と記す）の海外企業を中心にオンライン商談会を実施。日本企業45社、海外6カ国34社が参加し、132件の商談を実施。
- 8カ国との先端産業CEO商談会をオンラインにて開催（2月）
 - ・ドイツ、カナダ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン

中小企業・小規模事業者の販路開拓や生産性向上、海外展開につながる支援をするため、展示会・商談会の開催などを行う。具体的にはA I ・I T、医療・介護分野などの国内の成長分野等における中小企業・小規模事業者が開発した

ン、タイ、ベトナム（以下海外8カ国と記す）より海外企業が参加し、航空機分野、ロボット・自動化技術分野を対象としたオンライン商談を実施。日本企業75社、海外8カ国31社が参加し、240件の商談を実施。

- ・商談会前に、在日カナダ大使館と連携し、カナダオンラインセミナーを開催。カナダの航空機産業の最新事情、航空機産業で活躍するカナダ企業による日本企業との連携における期待等について講演（参加者128名）。

○フードテクノロジーCEO商談会をオンラインで開催（3月）

- ・ベトナム、台湾、ミャンマー、タイ、インドネシア（以下海外5カ国・地域と記す）の企業とのオンライン商談会を実施。対象分野を食品産業とした開催は初。日本企業69社、海外5カ国・地域18社が参加し182件の商談を実施。
- ・商談会前に食品産業におけるDXの取組やオンライン商談のコツをテーマとしたオンラインセミナーを開催（参加者113名）。

○マッチングイベントの実施

- ・事業化や販路拡大等を目指す中小企業に対して、販売先・業務提携先等の開拓を支援するマッチングの場として、中小企業総合展等を開催。

○マッチングの成果

- ・新価値創造展2020オンライン実施後、概ね2ヶ月時点に具体的な成約に至った割合（2年度開催）
…成約企業率7.5%
（回答212社のうち16社成約）

優れた製品、技術、サービス等を展示し、販売先・業務提携先などとのマッチングを促進する「中小企業総合展」等を実施する。また、Webでのバーチャル展示を実施し、マッチングの促進を図る。

…成約件数率31.5%
(商談203件のうち64件成約)
※継続中商談(49社、商談120件)を含まない。

○開催概要及び効果的な事業実施のための取組

○新価値創造展2020オンライン

- ・会期：2年12月1日～18日
- ・会場：オンライン展示会（会期中ログイン可能なウェブサイト）
- ・出展者数：322社・機関
- ・来場者数：5,999人（延べ13,806人）
- ・優れた製品・技術・サービスを保有する中小企業のほか、中小企業支援機関、中小企業の製品等開発の先進事例企業などが出展（出展者情報ページに製品等情報・動画・関連資料を掲載し、ニュース情報やプレゼン動画を投稿。オンライン商談機能を用いて相談・商談対応を実施）。
- ・コネクテッド・インダストリーズ、未来投資戦略などの重点項目や要素技術による分類を踏まえて新価値創造展2017より設定している3分野29カテゴリーの出展者に対し、より効果的なマッチング機会を提供するため、分野別出展者一覧や検索機能、関連出展者表示機能で来場者からのアクセスを確保した。また、生産性革命・DX・BCP・ニューノーマル・SDGsをメインテーマとしたオンラインセミナー（事前収録動画）や先進事例を紹介する特別展示企画により、オンライン展示会サイトへの来場者（閲覧者）の誘引を実施。

（3分野・29カテゴリー）

【産業・技術】

生産技術、新素材、IoT、ロボットに関する12カテゴリー

【健康、福祉】

健康、医療、予防、介護に関する7
カテゴリー

【環境、社会】

環境、防災、社会・地域課題に関する10カテゴリー

- ・リアル展示会に出展を予定していた支援機関11機関と、機構の海外展開支援担当がオンライン展示会会場内に相談ブースを設け、出展者・来場者からの各種相談対応を実施。また、機構専門家がオンライン相談機能を用いた相談・マッチング支援対応を実施。

○中小企業総合展 in Gift Show 2021

・会期：3年2月3日～5日

・会場：東京ビッグサイト 南4ホール

（「第91回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2021」会場内 主催：株式会社ビジネスガイド社）

- ・出展者数：90社（総合展ゾーン、うち35社はパネル出展）
- ・雑貨・クラフト等ギフトに関する地域性豊かな優れた製品等を保有する中小企業が出展対象。
- ・民間専門展示会ウェブサイト等とは別に、中小企業総合展特設ウェブサイトとガイドブックを制作し、出展者と出展商材の検索・紹介ページで総合展ゾーンとしてバイヤー誘致を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下での展示会開催となるため、出展者・関連事業者等の名簿管理や飛沫防止・手指消毒等の感染防止対策を徹底して会場対応を実施。

- ・展示会事前支援として、展示会でのバイヤー対応や展示方法、業界最新情報等の事前収録動画によるセミナー、オンラインでのVMD相談および機構他事業で制作する展示会関連動画を特設ウェブサイトの出展者専用ページで提供。
- ・会場ではバイヤー注目を得るための出展商材集合展示や、通訳支援、総合展ゾーン内での海外展開相談、招聘バイヤーによる巡回商談、機構経営支援部連携による商品評価アドバイスを併せて実施し、総合展出展者のマッチングを支援。

○中小企業総合展 in FOOD EX 2021

- ・会期：3年3月9日～12日
- ・会場：幕張メッセ 7ホール
（「FOODEX JAPAN 2021」会場内 主催：一般社団法人日本能率協会）
- ・出展者数：59社（総合展ゾーン、うち6社はパネル出展）
- ・食品・飲料に関する地域性豊かな優れた製品等を保有する中小企業が出展対象。
- ・民間専門展示会ウェブサイト等とは別に、中小企業総合展特設ウェブサイトとガイドブックを制作し、出展者と出展商材の検索・紹介ページで総合展ゾーンとしてバイヤー誘致を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下での展示会開催となるため、出展者・関連事業者等の名簿管理や飛沫防止・手指消毒等の感染防止対策を徹底して会場対応を実施。
- ・展示会事前支援として、展示会でのバイヤー対応や展示方法、業界最新情報等の事前収録動画によるセミ

・ITやeコマースを活用した中小企業・小規模事業者の経営力の充実を図り、生産性向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、関係団体、民間団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者向けの相談・助言、セミナー、ITサービス提供事業者等とのマッチングイベント等を実施する。

ナー、オンラインでのVMD相談および機構他事業で制作する展示会関連動画の特設ウェブサイトの出展者専用ページで提供。

- ・会場ではバイヤー注目を得るため出展者商材組合せによる創作レシピをフードコーディネーターが実演提供するキッチンスタジオ、出展者による商材プレゼンと試食提供、通訳支援、機構専門家による海外展開相談、招聘バイヤーによる巡回商談、機構経営支援部連携による商品評価アドバイスを併せて実施し、総合展出展者のマッチングを支援。

○IT・EC活用支援事業

○セミナー・ワークショップ

- ・無料でモールへの出店や自社サイトを構築することを最終ゴールに置き、販売準備にかかわる基礎知識や写真等のコンテンツ作成から販売開始までを支援する「EC実践プログラム」を開催
開催回数：27回
参加者数：469人

○マッチングイベント

- ・民間EC支援事業者等（モール、カートASP（自社サイト）、物流、決済、Webマーケティング、翻訳等）と中小企業のマッチングイベントを開催。

「EC Camp オンライン2020」

来場登録者数・・・1,577名

来場者数・・・1,034名

- ・化粧品・化粧品関連雑貨、健康食品、食品、生活雑貨を販売する中小企業に、バイヤーと商談できる場と、商品に関する生の声を聞ける場を提供

「海外ECバイヤーオンライン商談会2020」

出展者：121者

来場登録バイヤー数：269名

来場バイヤー数：119名

商談数：306件

○EC活用支援パートナー制度

・中小企業のEC、ITの導入等を推進するには、支援する事業者の協力が不可欠であることから、支援事業者をEC活用支援パートナー制度として登録する。EC活用支援パートナー制度の2年度末累計登録者数113社

○オンライン講座

・中小企業のデジタル化を推進するための最初のステップとして、幅広い層が使用している動画配信インフラ「YouTube」や、機構が運営しているebizなどを活用し、中小企業・小規模事業者が時間的制約なく、ITの活用、実践的なEC製作ノウハウや越境ECについて学習できるオンライン講座を実施。

講座配信数：117講座（累計）

視聴回数：1,702,374回

○EC活用支援アドバイス

原則週4回実施（国内2回・越境2回） 対面での相談（本部）、TV会議での相談（地域本部）、オンライン面談またはメールによる相談を実施。

アドバイス件数 193件

[内訳] 国内EC相談 110件

越境EC相談 83件

○専門家による助言

・競争力のある製

品、技術、サービス等を活かした海外展開を目指す中小企業・小規模事業者を支援するため、相談・助言、セミナーの開催、情報提供等を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決に努める。事業の実施に際しては、成功事例の創出を意識した伴走型の海外展開ハンズオン支援を行うとともに、支援機関と連携した支援を充実させ、特に、独立行政法人日本貿易振興機構、地域の中小企業支援機関、民間団体等との連携・協働に取り組む。

・中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を促進するため、海外展開の検討開始段階の企業から、計画策定、現地パートナー獲得等、各ステージに応じた各種支援ツールの積極的活用を図り、海外展開支援先数を

・海外投資や国際取引等の海外ビジネスに悩みを持つ中小企業に対して豊富な実務経験等を有する海外ビジネスの専門家が経営支援の観点からアドバイスを実施。
アドバイス件数 5, 158件
アドバイス企業数 2, 948社
役立ち度 99.7%

○海外展開ハンズオン（長期支援）

・海外展開を検討する中小企業に対して、そのプランを具現化するために支援計画を作成し、海外事業計画策定から海外現地での商談・調査等についてアドバイスを実施。
実施企業数：61社
うち現地同行支援社数：0社

○都道府県等中小企業支援センター、金融機関等との連携

・国際取引や海外展開における留意点等について、都道府県等中小企業支援センター、金融機関等との共催または機構主催で海外展開セミナーを開催し、海外展開を目指す中小企業等に対して情報提供を実施。
セミナー回数 30回
参加人数 2, 432人
役立ち度 91%

○支援機関との連携

・令和2年6月に（独）国際協力機構（JICA）と業務連携を締結するほか、日本公庫とは共同パンフレットを作成するなど、他の支援機関との連携により、支援企業を発掘

4,000社以上とする。

・中小企業の海外展開等に係る円滑な事業環境作りに向け、日本との間で中小企業政策への国際協力に関するニーズが高まっている海外の中小企業支援機関や国際協力機関等に対して、機構の支援ノウハウの提供や中小企業支援の仕組み作りへの協力などの連携・交流を進める。

○中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を促進するため、海外ビジネスの専門家によるアドバイス、商談会など各種支援ツールを提供し、5,368社の海外展開支援を実施。

○中小企業の海外展開等に係る事業環境の整備

・海外政府や政府支援機関等との往来ができない中、国内における海外機関へのアクセスニーズに対応する為、オンライン会議システム等を活用しつつ、海外16カ国の在京大使館の商務・中小企業担当部局を含む新たに24の政府機関を訪問(オンライン会議)等行い関係構築・拡充を図った。

・政府機関等との交流や、(独)国際協力機構(JICA)の企画する研修ミッションの受入については、往来が困難となったことから新たにオンライン用コンテンツを作成して実施した。

【JICA研修ミッション受入回数・人数】

【13回・133名(前年度15回・164名)】

・中小企業庁等からの要請に基づき産油国への政策協力として実施している、サウジアラビア企業向け研修を、渡航が困難となったことからオンラインにより実施。学習管理システム(LMS)を使用したオンデマンド型講義形式とし、受講者が個人で取組める演習、テストを組み合わせたコンテンツを新たに開発。受講期間に余裕を持たせ、受講者が都合に合わせて受講できるなどオン

・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、中小企業デジタル化応援隊事業に活用する。
(再掲)

ラインの特徴を活かした研修にした結果、終了後のアンケートにおいて役立ち度が前年度比1.3倍に向上した。

- ・日本台湾交流協会と台湾日本関係協会で締結している中小企業協力に関する覚書に基づき、日台中小企業協力会合を事務局として開催(2年11月)。初めてのオンライン会合であったため、台湾側の要請に応じ準備会合を開催する等円滑な会合の実施に努めた。
- ・経済産業省とロシア連邦経済発展省とで締結している中小企業に関する協力覚書に基づきオンライン開催された中小企業協力日露会合において、コロナ禍における日本の中小企業支援施策について情報発信。両国の情報交換の一助となった。
- ・初めてのオンライン開催となったAPEC中小企業作業部会において日本の中小企業政策等について情報発信を行い、相互理解に貢献した。

・中小企業のデジタル化を推進するための最初のステップとして、ITの活用、実践的なEC製作ノウハウや越境ECについて学習できるオンライン講座を実施。
(再掲)

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援
地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定等から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援
地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に関連するものに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援
・地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指す新商品・新サービスの開発や既存商品の改良、着地型観光・インバウンドなど地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に資するものなどに注力する。支援の実施に当たっては、多岐にわたる分野の専門家等の知見を活用したハンズオン支援等により事業計画の策定や事業化に向けた支援を実施する。また販路開拓においても、支援先企業に適した流通チャネルを持つ民間企業との連携拡充を図り、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援
○地域中小企業・成長企業等が行う新事業展開への支援
○多岐にわたる分野の専門家等の知見を活用
・新事業展開を行う支援先企業の事業遂行上の課題を解決するため、商品企画・マーケティング、販売・営業管理、情報システム・IT、知的所有権などの知見を有したアドバイザーを派遣。
派遣社数・回数：112社・356回

(支援事例)
・ドライブレコーダーの本体側でハイビジョン動画とWeb用動画を同時生成し、クラウド上に格納。それを管理者が直接閲覧することで、異常運転をリアルタイムで察知し、運転者に対する適切な指示が可能となるシステムの開発・販売支援を行った。
アドバイザー派遣では販売強化を目的に、ITツールを活用した、情報コミュニケーションの円滑化による社内体制の構築及び開発プロジェクトの自律的なマネジメントを支援。
○機構の支援ツールを組合せた総合的な支援
・新事業展開を行う支援先企業に対して、ハンズオン支援との連携支援を行い、企業の成長促進を図るための総合支援を実施。
ハンズオン支援活用企業数：122社

(専門家継続派遣事業：22社、販路開拓コーディネーター事業：10社、経営実務支援事業：16社、戦略的CIO育成支援派遣事業：4社、IT経営簡易診断：70社)

・コロナ禍での影響が特に大きい観光事業者への支援として、既存のリソースや支援ツールの組み合わせやリアルとオンラインを活かした支援を試行。変化する旅行・観光への意識やニーズをしっかりと捉え、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えて既存事業を再構築するとともに、中長期的視野に立った新たな戦略を、ウェビナー、オンライン相談、商談アドバイス、アドバイザー派遣により構築していく支援を実施。

○販路開拓における民間企業との連携拡充

・大手百貨店、高級スーパー、大手食品卸等の民間企業を「地域活性化パートナー」として登録し、新商品・新サービスの首都圏等における販路開拓の機会（商談会・展示会の開催等）を提供。商談会時には、商品の合否だけでなく商品改良のアドバイスも行う商品評価・ブラッシュアップを併せて実施。

コロナ禍等、変化する支援ニーズに対応するため、ITサービス業や通販、クラウドファンディング等、パートナー分野を拡充・強化するとともに、オンラインを活用した企画を実施。

地域活性化パートナー企業登録数
139社（2年度新規登録24社）
地域活性化パートナー活用による支援企画数：21件、支援企業数：561社

（企画事例）

「虎ノ門オンラインアドバイス」

・地域活性化パートナーの知見・ノウハウの有効活用やコロナ対応の取組として、パートナーと機構による商品開発や販路開拓に関する課題解決に向けたワンポイントアドバイスをオンラインにて実施する「虎ノ門オンラインアドバイス」を開始。また、他の販路マッチング企画と組み合わせて実施することによる効果的な支援を実施。

支援企業数 53 社

(企画事例)

「ヒットをねらえ！地域のおすすめセレクション2021」

・コロナ禍を受け、出展者は会場不在、商品のみ展示し、来場者とオンライン接続にて商品説明・商談を行う「リアルとオンラインのハイブリッド型」で実施。出展カテゴリーは、観光・雑貨・食品の3分野とした。出展者募集においては、一般公募も行い、支援対象を拡大。出展者に対して、事前ウェビナー及びフォローアップウェビナーを実施。オンライン展示に向けた動画作成支援やバイヤーのコメント、業界の動向等を出展者にフィードバック。

出展企業数：114 社

オンライン商談数：241 件

商談希望やサンプル希望：273 件

(支援事例)

・幅広い年代層をターゲットに木製・紙材の立体パズルの商品企画、開発、生産を行う企業に対し、新商品の販路開拓支援の一環として、オンラインアドバイス及びパートナー企業である雑誌社とのマッチング支援を実施。オンラインアドバイスでは、プレスリリースやメディアへのプレゼン資料の作成支援を行っ

(3) 起業・創業・成長支援

日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業

(3) 起業・創業・成長支援

日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。
①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等)
成長初期段階のベンチャー企業や成長分野の参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目

(3) 起業・創業・成長支援

①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等)
・中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するため、新規のファンドを運営しようとする者等に対し、制度説明

た。その結果、日本初の月刊グッズ専門雑誌「モノ・マガジン」に掲載され、認知度の向上に寄与。また、発売後1週間で既に複数の一般ユーザーからの購入申込だけでなく、小売最大手の流通グループのカタログ掲載の打診などB to Bの反響もあり、販路開拓の実現にも寄与。

(3) 起業・創業・成長支援

①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等)

○ベンチャー・中小企業の成長を支援するファンドの組成促進

・「成長戦略フォローアップ」、「健康・医療戦略」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに位置付けられた政策課題を踏まえ、健康・医療分野のファンドや産学連携に注力するファンドなど政策的意義の高いフ

等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのA I・I Tを活用した情報提供・助言等を行う。

標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドを組成し、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。ファンドへの出資に当たっては、ファンド組成の政策的意義とファンドの事業採算性の確保に考慮したファンド出資を行う。また、組成したファンドに対しては、ガバナンスを向上させるため、出資ファンドごとの投資活動の実態把握等による継続的なモニタリングを徹底する。

ファンドからの投資後に投資先企業のI P O達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域ごとの企業への投資状況及び投資先の具体的成果の調査・分析等を行う。

また、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)

や活用事例に関する情報提供等を行うことを通じて出資先候補の発掘に努めることにより、成長初期段階のベンチャー企業や成長分野への参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行う政策的意義の高いファンドを8ファンド以上組成する。

ファンドの組成に注力。12件のファンドへ新たに出資し、計343.5億円の出資契約を実施。機構が呼び水となり民間資金の出資を促進(ファンド総額1,168.3億円を実現、約3.4倍の呼び水効果)。ベンチャー・中小企業へのリスクマネー供給に貢献。新たなG P発掘のため、G P候補者との面談を強化(75社)。

○起業支援ファンド

- ・I T分野、健康・医療分野、大学発等のシード・アーリーステージを中心とするベンチャー企業を支援するファンド(総額664.4億円)に対して計163.5億円の出資契約を実施。

(健康・医療ファンドの組成)

- ・日本発の医療機器を開発するベンチャー企業の創出、及び海外ベンチャー企業と日本の大手企業との橋渡しを行うことで、医療機器開発のエコシステムを構築することを目指すファンド(総額99億円)に対して25億円の出資契約を実施。

(産学連携ファンドの組成)

- ・京都大学をはじめとする全国の研究機関等における最先端技術を活用するベンチャー企業に投資するファンドや慶應義塾大学をはじめとする大学、研究機関の研究成果や人材を活用するベンチャー企業に投資するファンドなど産学連携に注力するファンド(総額245億円)に対して計50億円の出資契約を実施。

○中小企業成長支援ファンド

- ・アーリーステージからレイタース

に規定する新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する経営力向上計画並びに生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定する新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。

テージまで幅広く対象とし、新事業展開等により新たな成長・発展を目指す地域の中小企業・ベンチャー企業を支援するファンド（総額504億円）に対して計180億円の出資契約を実施。

（健康・医療ファンドの組成）

- ・創薬や再生医療を含むバイオ・ヘルスケア分野の事業に取り組むベンチャー企業に対して投資する2ファンド（総額224億円）に対し計80億円の出資契約を実施。

（社会課題解決に資するテック系ベンチャー企業に投資するファンドの組成）

- ・社会課題解決に資する革新的技術を有するテック系ベンチャーに投資を行い、地方から世界へ飛躍する企業を創出することを目指すファンド（総額75億円）に対し30億円の出資契約を実施。

○出資実績累計

○起業支援ファンド

- ・出資ファンド数累計 125ファンド
（うち清算終了済77ファンド（組合員の地位譲渡を含む）、清算手続中5ファンド）
- ・ファンド総額累計 3,924億円
- ・機構出資契約額累計 1,198億円
- ・2年度投資先企業数 182社（累計3,379社）
- ・2年度投資金額（追加投資額も含む）268億円（累計2,216億円）
- ・2年度株式公開企業数 12社（累計183社）

○中小企業成長支援ファンド(事業承継ファンドを除く)

- ・出資ファンド数累計 120ファンド
(うち清算終了済35ファンド(組合員の地位譲渡を含む)、清算手続中2ファンド)
- ・ファンド総額累計 9,016億円
- ・機構出資契約額累計 2,563億円
- ・2年度投資先企業数 141社(累計1,851社)
- ・2年度投資金額(追加投資額も含む)680億円(累計6,110億円)
- ・2年度株式公開企業数 19社(累計102社)(※)
(※)うち8社(累計では29社)は起業支援ファンドとの重複投資先

○起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(事業承継ファンドを除く) 合計

- ・出資ファンド数累計 245ファンド
(うち清算終了済112ファンド(組合員の地位譲渡を含む)、清算手続中7ファンド)
- ・ファンド総額累計 12,941億円
- ・機構出資契約額累計 3,761億円
- ・2年度投資先企業数 323社(累計5,230社)
- ・2年度投資金額(追加投資額も含む)948億円(累計8,327億円)
- ・2年度株式公開企業数 23社(累計256社)

○外部有識者等の意見を踏まえた迅

・ファンドへの出

資に当たっては、民間資金の呼び水としての役割に徹しつつリスク分散を考慮し事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視したうえで外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な審査を行い、投資対象企業の成長ステージ・業種、ファンド運営者の投資手法・エグジット戦略、組成時期などの面で多様なファンドに出資を行う。

・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対して機構の支援ツールや他の中小企

速かつ適切な出資審査

- ・29年度に審査プロセスの見直しを行い導入した事前審査（書面審査）においては、要件の確認に加え、外部専門家から意見を聴取し、提案内容の妥当性等について審査を実施するとともに、概ね1ヶ月で結果の通知を実行。
- ・事前審査通過者に対する本審査においては、監査法人による現地調査を行うとともに、外部有識者からなる出資先候補評価委員会を開催（8回/事業承継ファンド・再生ファンド含む）。出資提案を受けているファンド組成計画等について、出資決定の参考とするための意見を聴取し、出資を決定。

○外部有識者によるファンド事業評価・あり方の検討

- ・外部有識者からなるファンド出資事業評価・検討委員会を開催（1回）。ファンド出資事業の実績と取組について説明。事業評価と課題について意見を聴取。

○出資後のモニタリング・フォローアップの強化（事業承継ファンドを除く）

○ファンド運営状況のモニタリング

- ・既存ファンドの組合員集会への出席（106回）のほか、投資委員会へのオブザーバー参加や投資の事前検討会への参加（332回）、その他キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。
- ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料により投資先企業の財務状況等を確認し、企業

業支援機関等の有効なツール等の情報提供を行うことで、投資先企業の事業成果の向上につなげる。

の成長段階を把握。必要に応じて経営支援を行う部署等と機構の支援ツールの活用について情報交換。

○ファンドクローズに向けた具体的な取組

- ・モニタリングシート（ファンドクローズ管理用）を活用し、終期の近いファンドについて、計画的なクローズが行われるよう、半年毎のモニタリングを実施。
- ・2年度中にベンチャーファンド3件、がんばれ！中小企業ファンド1件、中小企業成長支援ファンド1件のファンドクローズ手続きを完了。

○ファンド運営者等に対する情報提供等

- ・機構が実施するJapan Venture AwardsやFASTERのピッチイベント、海外企業とのビジネス商談会等の開催情報等について、ファンド運営者139社に対しメールマガジンを配信（年間16回）。
- ・地域本部等機構の支援先企業の情報や、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の支援策情報等を提供。

○投資先事例の収集・発信

- ・出資ファンドの投資先企業5社に対しヒアリング調査を行い、成功事例としてとりまとめ、2年度中に4社をホームページに公開し、支援ノウハウを共有。

○投資先企業に対する支援

- ・モニタリングを通じて投資先企業の実態把握を強化。ファンド運営者との投資先企業に係る情報共有と連携支援への取組を推進。

- ・ファンド投資先における2年度専門家継続派遣事業の活用企業3社、販路開拓コーディネート事業の活用企業3社。
- ・「中小企業総合展」(「新価値創造展2020」)に出展したファンド投資先5社、「新価値創造NAVI」に登録したファンド投資先28社。
- ・機構が運営するインキュベーション施設に入居するファンド投資先は28社
(いずれも清算終了済ファンドからの投資先を除く)。

(起業支援ファンドを活用した支援事例)

- ・機械やソフトウェアでの代替は困難とされてきた複雑な業務をAIでサポートして省力化することで社会課題への解決に貢献するベンチャー企業に、機構出資ファンドがリードインベスターとして資金を提供。ファンド運営会社は取締役を派遣し、同社の毎週開催される経営会議への参加をはじめ、営業戦略に応じた顧客紹介、IPOに向けた証券会社との交渉支援などにより同社をサポート。会社設立から約4年後にIPOを果たすまでに事業を拡大。

(中小企業成長支援ファンドを活用した支援事例)

- ・接骨院の経営支援を行う接骨院ソリューション事業と保険代理店や金融商品仲介業を行う金融サービス事業を展開する企業に対して、同社のIPOを支援するため、機構出資ファンドがリードインベスターとして出資。ファンド運営者は取締役を派遣し、資本政策の立案支援や新規事業の立ち上げに際して、事

・ファンドからの投資後に投資先企業のIPO達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域毎の企業への投資状況などの調査・分析等を行う。また、成果目標として、IPOを達成した投資先企業の上場時の時価総額（公開価格ベース）が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を2割以上、上回ることをとする。ただし、IPOの達成状況や上場時の時価総額については経済状況に大きく影響を受けるため、前年度の実績も含めた2ヵ年度の実績により評価するものとする。

業連携候補先の紹介、事業連携に関する会議への参加・フォローを実施し、新規事業の成長に貢献。また、社内規程の作成や、主幹事証券の選定など、上場準備に向けた管理体制の構築を支援し、2年にIPOを実現。

○投資先企業の成長

○株式公開企業数（IPO数）

・株式公開企業数（IPO数）23社（累計256社）

・2年度の国内新興市場IPO企業数は91社となっており、そのうち、機構出資ファンドから投資を受けて上場を果たした企業数は19社。国内新興市場における機構出資ファンドの投資先の割合は20.9%。

（IPO事例）

・クラウド型CX（顧客体験）プラットフォームの提供などのSaaS事業を展開するベンチャー企業に対し、機構出資ファンドがリードインベスターとして複数回出資。同社は、27年3月にサービスを正式リリースし、その後、SaaS事業における各サービスは継続的に成長し、29年9月期から2年9月期の3年間における売上高の年平均成長率は70.3%を実現するなど、順調に事業を成長させ、上場時の時価総額（公募価格ベース）が500億円を超えるまでに成長。

2年12月に東証マザーズに上場。

○地域毎の企業への投資状況

・2年度の起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（事業承継ファンドを除く）の投資先 合計

・東京都 219社（累計2,862社）

・産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する地方活力向上地域等特定業務

- ・関東地域（東京除く）21社（累計588社）
- ・近畿地域 18社（累計589社）
- ・その他地域 37社（累計841社）

○「大学発ベンチャー表彰2020」では、機構出資ファンドの投資先企業の代表者が、6賞のうち科学技術振興機構理事長賞を含む2賞を受賞。

○「Japan Venture Awards 2021」において機構の出資ファンド投資先企業の経営者が経済産業大臣賞を受賞したほか、計6者が各賞を受賞。

（特に断りがない場合は、起業支援ファンドには旧ベンチャーファンドを、中小企業成長支援ファンドには、旧がんばれ！中小企業ファンド・事業継続ファンド・地域中小企業応援ファンドをそれぞれ含む）

○債務保証業務

- ・債務保証業務の周知を図るため、金融機関等への債務保証制度の説明、業務ニーズ把握等情報収集を延べ11回実施。
- ・経済産業省と債務保証業務のあり方について情報交換を実施、今後の各制度存廃判断の際の方針を固めた。
- ・事業者から具体的な相談対応先1件。新事業活動円滑化債務保証、特定新事業開拓投資事業円滑化債務保証、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証、経営力向上促進債務保証、新技術等実証円滑化債務保証、及び革新的データ

施設整備計画、中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画及び経営力向上計画並びに生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定する新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。審査については、制度の政策目的を踏まえつつ適切に行う。

② インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援

機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材・販路・経営ノウハウ等の経営課題解決のために多様な支援ツールを

② インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援

・機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材確保・販路開拓・経営ノウハウ等の経営課題に対する相談・助言、機構の持つ多様な支援ツール

産業活用円滑化債務保証の申込みなし。

② インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援

○入居者のニーズ・課題に対応した支援

○インキュベーションマネージャーによる支援

- ・施設数 29施設
- ・入居者数 504者
- ・インキュベーション施設における支援活動の一環としてセミナー、ワークショップ、勉強会等を実施。開催回数111回、延べ参加者数3,537人
- ・入居者等に対するコーディネート支援を1,919件実施

○機構の支援ツール等の活用

- ・入居企業に対して、専門家派遣、機構出資ファンドからの投資、マッチ

活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業創出に向けて、事業化の促進を行う。

を活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業の創出等に向けて、事業化の促進を行う。

地域のベンチャー支援機関等と連携しながら支援ネットワークの強化することにより、インキュベーション施設におけるソフト支援の一層の充実を図る。

これらの取組みを通じ、退去企業の施設退去時における売上計上率を70%以上とする。

また、施設退去後2年経過後の支援先の売上高及び従業員数の増減率、資本規模、地域への定着状況等の調査・分析等を行う。

ングイベントへの出展等、機構の支援ツールを活用して支援（専門家継続派遣・経営実務支援・販路開拓コーディネート事業の活用企業6社、ファンドの投資先企業28社、中小企業総合展等ビジネスマッチングイベントへの出展企業27社）。

○他機関と連携した支援

- ・地方公共団体や地域支援機関等が実施する展示会への出展、補助金・助成金の獲得、大学研究者とのマッチング等を支援。
- ・「BioJapan2020」に、「中小機構ブース」として入居企業等27社とともに出展。機構ブース出展社全体で1,254件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い200件。

○ベンチャー・新事業開拓への社会的関心の創出・連携構築

- ・年間のメディア掲載数781件。入居企業の持つ技術力、新規製品への注目向上に貢献。
- ・ベンチャーキャピタルや事業会社等の投資機関及びクラウドファンディング事業会社等の投資仲介機関との連携により、投資受入金額7,061百万円、銀行等の金融機関との連携により、融資借入金額1,616百万円の資金調達に貢献。
- ・入居企業4社が2年度内に5億円以上のエクイティでの大型資金調達を実施し、IPOに向け事業を加速。他にも、大学ファンド等、国内外のベンチャーキャピタルや事業会社から出資を受けるなど、入居企業に多くの投資機関が注目。

○支援の質の向上に向けた取組

・インキュベーションマネージャーのスキル向上、情報・支援ノウハウの共有化、支援ネットワークの強化等を図るため、BIソフト支援会議を計4回開催。

○他のベンチャー支援機関等とのネットワーク強化

○機構の広域ネットワークを活用し、各地域で機構インキュベーション施設をハブとして、特徴的な支援リソースを保有するベンチャー支援機関等と連携した効果的・効率的な支援、支援対象企業の拡大を実施。

(ネットワーク強化による支援事例)

・柏の葉地域に医療機器ベンチャー創出エコシステムを形成するため、東大柏ベンチャープラザがハブとなり、医療機関の国立がん研究センター東病院をはじめとした9機関と連携し、医療機器関係者が日常的にマッチングが可能となるネットワークの構築を目指してセミナーやベンチャーピッチによるマッチングを実施(機構インキュベーション施設入居・卒業企業1社を含む機構支援先企業11社が参加者363人に向けてピッチ登壇。)

○売上計上化達成企業の輩出

・売上計上化達成企業数65社、売上計上化率87.8%

(入居企業に対する支援事例)

・微細藻類3000株による機能性素材の効率的な生産技術開発を目指す東京大学発ベンチャーに対して、迅速な法人設立のために、法人設立前から支援を開始。研究開発や試験プラント設置のための資金確保、展示会出展や国内外の個別マッ

チングによる事業連携先の探索を注力支援。資金面ではVCからの調達が実現し業容を拡大中にあり、販路面ではIMネットワークから他のBI施設の関係先であった化粧品会社とのマッチングをセット、双方の希望が重なりNDAを締結、事業連携に向けた協議が始まっている。SDGsに関心が高い企業等からの引き合いも多く、継続支援により微細藻類の産業利用への実現が期待できる。

- ・IPS細胞から特殊な血球を分化させる独自技術を用いた感染症研究、医薬開発における評価のプラットフォーム開発を行う京都大学発ベンチャーに対して、アクセラレーション事業(FASTAR)を活用した支援を実施した結果、複数の事業テーマに優先順位をつけて整理、開発の実現性を高めるよう事業計画書を修正。また補助金等申請資料作成については難解な技術を簡潔明快に表現する工夫等の支援から、サポインをはじめ複数の補助金の獲得に成功。今後、新型コロナウイルス含め新たな感染症等に対しても、この血球が新薬・ワクチン開発を加速させることが期待できる。

(施設退去時と施設退去後2年経過後の比較)

- ・29年度にインキュベーション施設を退去した企業の売上高平均伸び率は13.3%、従業員数平均伸び率は5.5%、資本金平均伸び率は1.5%(売上高平均984百万円→1,115百万円、従業員数平均38.2人→40.3人、資本金181百万円→184百万円)、地域への定着率は70.1%)

③ベンチャー支援
将来の地域中核企業等の創出のため、地域のベンチャー企業等に対し、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大企業、成功起業家、大学及び地域の中小企業支援機関等との支援ネットワークを構築するとともに、機構の多様な支援ツール等を活用することにより、資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。

③ベンチャー支援
・将来の地域中核企業等の創出のため、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大企業、成功起業家、大学及び地域の中小企業支援機関等との支援ネットワークを構築する。地域のベンチャー企業等に対し、資金調達及び事業提携等の実現に向けた経営課題の解決を図るため、構築した支援ネットワークと機構の多様な支援ツール等を組み合わせた相談・助言、セミナー、マッチング等による複合的な支援を行う。
・機構が保有するもの以外のインキュベーション施設等に集積するベンチャー企業の事業化促進等支援ニー

(参考指標)

・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)結果による中小企業(法人)の売上高等の状況(29年度調査と2年度調査の比較)
売上高平均318百万円→352百万円(10.6%増)
従業者数平均15.5人→16.1人(3.8%増)

③ベンチャー支援

○アクセラレーション事業(FASTAR)

・将来のユニコーン及び上場ベンチャーや、地域中核企業に成長し得るベンチャー及び中小企業を全国から発掘し、短期間集中支援を行う事業を実施。

2年度は、一次公募・二次公募併せて58社の応募の中から、17社を採択とし、昨年度からの継続案件26社を含め計370回の支援を実施。また、元年度採択企業27社が投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催し、マッチングを促進。(参加者計346名)

ズに応えるためインキュベーションマネージャー派遣等支援を行う。

④創業に対する情報提供・助言等
創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対して、支援施策・成功事例等に関する情報提供を行う。
AI・ITを活用し、起業の準備者への情報提供・助言を行うとともに、地域の創業支援機関等を適切に紹介するなど、より効果的な起業を促す。
また、中小企業大学校東京校を創業者の育成を行う地域の拠点とし、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。

④創業に対する情報提供・助言等
・起業事例として模範的な経営者等を発掘・表彰する事業（Japan Venture Awards）を行うとともに、創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成に向けて、セミナー等により創業やベンチャー企業の取組事例を紹介する。

・AI・ITを活用し、起業の準備者への情報提供・助言を行うとともに、地域の創業支

④創業に対する情報提供・助言等
○JVA（Japan Venture Awards）
・創業の啓発と促進に向けて、モデルとなる起業家を表彰する「Japan Venture Awards 2021」を実施。応募176人の中から、経済産業大臣賞、科学技術政策担当大臣賞及びJVCA特別奨励賞、中小企業庁長官賞、中小機構理事長賞など、計10人のベンチャー企業経営者を表彰。これに加えて、ベンチャーキャピタリスト奨励賞を表彰し、ベンチャー企業に対して成長支援の実績を挙げており、今後一層の活躍が期待されるキャピタリストについて応募者4人の中から3人を表彰。
・アントレプレナーシップの醸成及び、チャレンジ精神の普及を目的に、支援機関と支援を受けたベンチャー企業経営者によるパネルディスカッション、VCと投資先起業家によるパネルディスカッション、グローバルベンチャーの日本法人元社長の講演を行った。
オンライン視聴者の参加者944人、参加者の満足度90.9%

○AIを活用した起業支援チャットボットによる情報提供
・起業関連情報を学習したAIによる起業相談チャットボット「起業ライダーマドル」をコミュニケーショ

援機関等を適切に紹介する。

・中小企業大学校東京校施設の一部を、創業者の育成を行う地域の拠点として運営し、支援運営内容の充実化を図り、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。

ンアプリLINE上で運用を実施。
LINEの累計友だち登録者数85,558人(3年3月末)に対して、起業に関する情報提供や相談対応(相談者数33,532人)、事業計画書作成支援(事業コンセプト作成機能利用者数7,726名)を実施。

・登録者に対して、地域の創業支援機関等の起業に関するセミナー・イベント情報を配信し、参加を誘発。

○中小企業大学校東京校施設の一部での創業者の育成

・中小企業大学校東京校施設の一部で、創業者の育成を行う地域の拠点(BusInest)を運営し、創業者等への支援を実施。

・起業者等を招聘して、創業者支援・会員支援のイベントを開催。昨年から継続して、東京校と連携した創業者支援イベントや会員を対象としたビジネススキルアップ講座(販路開拓、IT活用、デザイン)を実施。

・東京校の「中小企業支援担当者等研修(上級)」において担当部署と連携して創業支援の研修を年1回実施。

・IT活用やブランディング構築、広告物等のデザイン制作を担う専門家を配置することで入会希望者及びイベント参加者の増加を図る体制を構築。

・卒業会員への継続支援メニューとして支援機関(一般社団法人東京都中小企業診断士協会三多摩支部)と連携し、フォローアップセミナーを開催。

・延べ会員数526者 会員数:123者(3年3月末)

・スペース利用率 約64.9%(38.9/60スペース)

・2015年度まで機構が実施した創業促進補助金に係る事業に関し実績管理等を行う。

- ・セミナー107回
参加者数：1,090人
- ・相談会 43回
参加者数：70人
- ・交流会 12回
参加者数：96人

・創業促進補助金に係る事業に関し実績管理等を適切に実施。

■指摘事項への対応

- ・令和2年度は、主務省と連携してEBPMに関する具体的な分析案について検討を行った。
今後は、分析案についての具体的な分析手法や必要データ及び分析体制等について検討する予定。
[独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和元年度評価結果の反映状況の公表]

【指標】

・中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）：30.8%【基幹目標】

・海外展開支援企業数：5,368社

■中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（基幹目標）

■海外展開支援企業数

コロナ禍で従来の支援方式の実施が不可能な中、オンラインを全面活用することで、逆境を支援リーチの拡大へに転換。海外展開相談では地域本部の所在しない県の企業からの相談割合が向上し、CEO商談会でも、海外企業の参加国数を増加させるとともに、首都圏以外から参加企業が半数以上となるなど、マッチングの幅を拡大。また、(独)国際協力機構との業務連携を締結するほか、日本政策金融公庫と共同パンフレットを作成するなど、他の支援機関との連携により支援企業を発掘。海外展開支援先企業数は目標4,000社以上に対して5,368社(対数値目標134.2%)を達成した。海外企業との商談会に際しては、

【指標3-1】

・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率20%以上とする。【基幹目標】(新規設定)

【指標3-2】

・中期目標期間において、海外展

【指標3-1】

・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率20%以上とする。【基幹目標】(新規設定)

【指標3-2】

・中期目標期間において、海外展

【指標】

・中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）：17%以上【基幹目標】

・海外展開支援企業数：4,000社

開支援企業数を2万社以上とする。(2015～2017年度実績:1.1万社)

【指標3-3】

・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。(新規設定) ([参考] 2014～2017年平均:1.8割)

【指標3-4】

・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):53ファンド(うち、第4期中期目標期

開支援企業数を2万社以上とする。(2015～2017年度実績:1.1万社)

【指標3-3】

・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。(新規設定) ([参考] 2014～2017年平均:1.8割)

【指標3-4】

・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):53ファンド(うち、第4期中期目標期

以上

・機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合:新興市場全体の同割合を2割以上、上回る

・起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く.):8本以上

・機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を上回る割合:4.7割(但し、移動平均方式採用)

・起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(事業承継ファンドを除く)の組成数:12本

成約率を確保するため、①機構専門家の商談アテンド割合の増強、②不慣れな事業者へのオンライン商談のコツ研修、③商談する企業間での事前情報交の仲介などにより、商談を活性化。④時差による1日の商談数減少を日数増でカバーする対策も実施。商談会終了後の成約率は目標17%以上に対して30.8%(対数値目標181.1%)という高い水準で目標を達成。

■機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合が新興市場全体の同割合を2割以上、上回る。

■起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数

「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)の「官民ファンドについては、効率的かつ効果的な活用を進めつつ(略)具体的な取組みを着実に進める」並びに、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)に掲げられた「マーケット規模が十分でない地域や未来技術などによる新たなイノベーション創出を推進する地域企業に対して、官民一体となったリスク性資金の供給を促進」などの政策課題を踏まえ、新規組成数は目標8本以上に対し、研究開発型分野を含む政策的意義の高い12本(対数値目標150.0%)を新たに組成。起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンド(以下、VCファンド)全体の組成総額は1,168億円と過去最大規模の組成を行い、ベンチャー・中小企業事業者へのリスクマネー供給の円滑化を図るための民間資金の呼び水効果としての役割を発揮。メガベンチャーの輩出には、未上場の段階での資金供給の拡大が不可欠であることから、ファンド規模の大型化に注力。VCファンドの平均組成額は過去最高の97億円となった。機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を上回る割合は4.7割(対数値目標235.0%)という高い水準で目標を達成した。

<p>間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))</p>	<p>間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))</p>	<p>・インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率：70%以上</p>		<p>・インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率：87.8%</p>	<p>■債務保証（財務省共管業務） 債務保証業務の周知を図るため、本部及び地域本部において、債務保証制度を利用する金融機関（都市銀行、地方銀行、信用金庫等）を中心に、制度説明や業務ニーズ把握等情報収集を延べ11回実施。また、経済産業省が立ち上げた債務保証制度に係る検討会において各制度毎の状況を共有し、その結果、今後の改善策として、利用実績に応じた各制度存廃判断の方針を固めた。今後についても経済産業省と連携を取りつつ、各制度の見直し時に合わせて、適切に対応を行っていくこととする。</p>	
-----------------------------------	-----------------------------------	---	--	---	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	経営環境の変化への対応の円滑化		
業務に関連する政策・施策	将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を実施。東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、3号、4号、6号、9号、13号、15号、16号、18号、19号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0377

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小規模企業共済制度の在籍率 【基幹目標】	中期目標期間終了時において、前中期目標期間終了時より5%ポイント以上向上 令和元年度1%ポイント以上向上	前期中期目標期間末の在籍率49.9%	3.3%	7.0%					予算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照		
小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数	中期目標期間において、2万件以上 令和元年度4,000件以上		8,319件	7,524件					決算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照		
									経常費用（千円）	別紙4参照	別紙4参照		
									経常利益（千円）	別紙4参照	別紙4参照		
									行政コスト（千円）	別紙5参照	別紙5参照		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価									
				業務実績			自己評価			評価									
4. 経営環境の変化への対応の円滑化 経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主	4. 経営環境の変化への対応の円滑化 経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システム	4. 経営環境の変化への対応の円滑化	<主な定量的指標> 【指標4-1】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より5%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定) ([参考] 2017年度末実績: 46.8%) 【指標4-2】 ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定) ([参考] 前中期目標期間実績(2017年度末実績): 役員等による委託機関等への訪問件数473件) <目標水準の考	4. 経営環境の変化への対応の円滑化															

<p>的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。</p> <p>また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。</p>	<p>の大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。</p> <p>また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリー 		<p>え方></p> <p>○指標4-1について</p> <p>機構発足以降の在籍率について、対前年度比の増減率が年平均1%ポイントであることを踏まえ、毎年度1%ポイントずつ向上させることを目指す。なお、機構が直接コントロールできない脱退者数によっても左右される在籍率を一定割合で向上させることは困難を伴うことから、達成の難易度は高い。</p> <p>○指標4-2について</p> <p>加入促進に当たって、従来は、機構の役員や地域本部長による訪問（トップセールス）を中心とし、これを実績として計上してきたが、第4期中期目標期間においては、在籍率をさらに向上させるため、職員等による委託機関等への訪問及び説明会の開催、業界団</p>		<p>を達成。委託機関である地域金融機関等への働きかけを強化（アウトプット）したこと等により、在籍率の向上（アウトカム）に繋がった。</p> <p>また、2年度は新型コロナウイルス感染症対策に積極的に対応。期中に組まれた補正予算（3.5兆円）に基づく事業として、生産性革命推進事業におけるものづくり・持続化・IT導入各補助金のコロナ特別枠（4,000億円）、政府系・民間金融機関（都道府県経由）からの貸付の3年間実質無利子化（1兆8,450億円）、事業承継と再生両面でのコロナ対応型ファンド（650億円）等による支援を実施。更に、年度末からは事業再構築補助金（1兆1,485億円）への着手を行うなど、コロナ禍対応およびポストコロナに向けた課題解決に大きく貢献した。中小企業事業者に対する情報面の支援に関しては、コロナ禍に苦しむ中小企業事業者に対して網羅的かつ利用者のニーズに応じた情報発信を行うべく、J-Net21を利用して府省庁から市町村レベルに至るまでのコロナ禍支援情報を能動的に収集、提供。全国の利用者が各々の関心地域に応じた情報を入手できる我が国唯一の情報源として、政府機関のみならず民間プラットフォームから活用されるなど、大きな成果を得た。マスク・消毒液・人工呼吸器等の医療関係物資の不足に対しては、関東経済産業局と連携し、不足する物資の供給事業者をWebマッチングサイト「J-GoodTech」（ジェグテック）を用いて探索（513件）。社会的問題の解決に貢献した。</p> <p>更に、近年頻発する大規模災害に対しても機動的に対応。令和2年7月豪雨では、人吉市、八代市、球磨村において、仮設店舗を整備。特別相談窓口を開設するとともに、復興支援アドバイザーも派遣（50社）。中小企業大学校人吉校の施設を地元自治体に開放し、相談所等を設置するなど、国の政策展開と連携を図り被災地域での迅速な支援を行った。新たな取組みとしては、強靱化対策事業を開始。経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣（防災）が臨席したシンポジウムや各地でセミナー・ワークショップ</p>	
--	---	--	---	--	--	--

	<p>ランス含む) に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給 ・認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化 ・再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を通じた中小企業再生支援協議会の強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向け 		<p>体等の新規チャネルの発掘等の取組もこの対象に加えることとし、新たに設定した。</p> <p><想定される外部要因></p> <p>想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>		<p>を展開（100回）。個社支援だけでなく、複数企業から構成される連携体の事業継続力強化計画の策定支援にも注力した。2年度は東日本大震災の復興期間10年の節目に当たり、今後の自立化した支援を促進するため、地元支援機関の巻き込み（帯同支援等）の強化や全国的な販路確保のためeコマース支援を実施。各種イベントやメディアでの特集でこれまでの成果等について総括するとともに、今後の機構の支援についても発信した。</p> <p>このほか、連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を実施し、経営環境変化への円滑な対応を行った。</p> <p>以上のように、コロナ禍で通常業務の遂行が困難な中、コロナ対策や大規模災害への支援を求める多くの中小企業・小規模事業者の声に応えることに尽力。基幹目標で達成率200%を超え、各業務においても高い事業成果を得ていることから、S評価と判断。</p> <p>令和元年度評価における経済産業大臣の指摘事項については、2年度に主務省と連携してEBPMに関する具体的な分析案について検討を実施。今後は、分析案についての具体的な分析手法や必要データ及び分析体制等について検討する予定。</p>	
--	---	--	---	--	--	--

の専門家派遣
・感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発
令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリー

	<p>ランス含む) に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 <p>令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された補助金については、令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るために措置されたことを認識し、当該事業者に対するなりわい再建資金利子補給事業のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算(第1号、第2号及び第3号)により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載</p>					
--	---	--	--	--	--	--

<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度については、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき、加入促進に取り組む。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上さ</p>	<p>する。</p> <p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進については、加入促進に特に重点を置く地域や期間を定めるとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）の顧客特性を踏まえた加入促進計画を毎年度策定し、これに基づいた活動を着実に実施する。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期</p>	<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済制度の政策的な意義及び安定的な運営の観点から、2020年度における在籍率について、加入対象者数及び脱退者数等を踏まえたうえで、前期中期目標期間末の在籍率を2%ポイント以上向上する。 ・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る2020年度加入促進計画を策定し、地方公共団体、地域の中小企業支援機関等の協力の下、期間加入促進運動（加入促進強調月間、確定申告期運動等）、地域別加入促進運動（モデル都道府県運動、都市部運 		<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元年11月策定の「2年度加入促進計画」に基づき、関係省庁、地方公共団体、地域支援機関、中小企業団体、金融機関等と連携、以下の加入促進活動を実施した結果、小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度共に加入目標件数及び前年度実績を上回る成果を達成。小規模企業共済においては、2年度末の在籍率は56.9%となり、前期中期目標期間末49.9%を7.0%ポイント向上。 ・コロナ禍において、委託機関を直接訪問することが困難な状況にあり、予定していた地域別加入促進運動は実施できなかったが、オンラインや電話・メールを活用して、全国加入促進強調月間運動（10～11月）、確定申告期運動（2～3月）、代理店や委託団体別の加入促進運動を実施。また併せて、委託機関の了解のもと、訪問時期を調整し、地域本部長によるトップセールスや委託機関の関心を引き付けるために縦割り業務の打破による複合的アプローチ（支援メニューの複数分野の紹介）を実施。また、コロナ支 		
--	--	--	--	--	--	--

せるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行うとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）に対し、新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着

間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行う。委託機関等に対し、制度の意義、施策としての重要性を普及させるための説明会等の開催や効果的な加入促進事例の情報提供など新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。具体的には、シス

動等)、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）へのトップセールスなどを実施し、両共済制度の普及及び加入促進を図る。
・小規模企業共済制度の普及及び加入促進による在籍率の向上を図るため、委託機関、関係機関等に対し、制度説明会の開催や効果的な加入促進策の横展開等を積極的に実施する。
こうした取組を通じ、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を4,000件以上とする。
・加入者の認知媒体調査等を実施し、その結果を今後の加入促進施策の企画・立案、実施の際に反映させることで、より効率的・効果的な加入促進を実施する。
・顧客層拡大のため、対象者が多い業種に向け、加入促進を実施する。
・具体的には、引き

援措置として特例緊急経営安定貸付（無利子貸付）を5月に創設し、積極的に委託機関へ案内を実施。結果、委託機関等への支援件数は、年度目標4,000件に対し、7,524件を達成。

- ・より効率的・効果的な加入促進を実施するため、小規模企業共済制度については、27年8月より加入者への認知媒体調査を実施（回答数 2年度：2,464件、累計9,423件）。また、中小企業倒産防止共済制度については、3年1月より加入者への認知媒体調査を実施（回答数 2年度：2,819件）。これに基づき、新たな加入促進手法及び広報を検討。調査項目の見直しも実施。
- ・顧客層拡大のため、フリーランス協会や製薬会社の協力のもと開業医の会合において、オンラインで制度説明を実施。
- ・昨年度に引き続き、農業者への加入

手する。その際、進捗段階に応じた妥当性、安全性、効率性等を確認する体制を構築し、進めることとする。

また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進めるとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。

テム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じた妥当性、安全性、効率性等について、機構外の専門家による確認体制を構築し、進めることとする。

また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進め、機構の運営費交付金の効果的な施策への活用を行うとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。

続き会社役員をターゲットに作成した動画を活用して加入促進を展開するとともに、農業者、飲食サービス業等の者に対しても積極的な普及活動を行う。

・上記のほか、制度の普及及び加入促進を図るため、パンフレット等の配布、関係機関等の発行する広報誌や専門誌、メールマガジン等を活用した広報を積極的に実施するとともに、動画配信等インターネットを活用した広報を実施する。

・チャットボットの利用促進を通じて、加入対象者の利便性の向上により、さらなる加入促進等を図る。

促進活動を強化するため、農業従事者に直接制度説明を実施するとともに、農業従事者と接点の多いJA職員等に制度説明を実施。

・また、飲食業へのアプローチを試み、全国飲食業生活衛生同業組合連合会（通称：全飲連、会員数約8万）の地方ブロック会議等の席上で、小規模企業共済の説明会を実施。

・制度の周知・普及については、パンフレット等広報資料の関係機関への配布、関係機関等の広報誌（紙）、専門誌（紙）に両共済制度の紹介広告や記事掲載を実施。

・地域本部では委託団体等の職員に対して共済の説明動画のYouTube配信なども実施。

・また、従来より活用している「マンガでわかる小規模企業共済制度」パンフレットに事業承継編を追加。

・前年度より引き続き、5地域本部において、インターネット広告を実施し、加入対象者に対する直接的な広報活動を積極的に実施。

・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の新規加入や掛金の増額等に24時間いつでも問い合わせができるチャットボットの利用者が堅調に増加。

・小規模企業共済利用者数 2年度：67,044人（元年度：29,517人）

中小企業倒産防止共済利用者数 2年度：32,118人（元年度：8,442人 ※元年11月から開始・集計）

・コンタクトセンター営業時間外の利用が約2割と、平日・日中に電話をかけることが難しい契約者や加入希望者の利便性向上につながっ

・契約者等の利便性の更なる向上及び業務効率化・合理化のため、業務フローを見直すとともに、大規模なシステムの改修に向け、システム化構想・計画及び要件定義の策定に着手する。

ている。

・契約者等の利便性の更なる向上及び業務効率化・合理化のため、業務フローを見直し、大規模なシステムの改修に向け、システム化構想・計画及び要件定義の策定に着手した。手続の全面的なオンライン化について対応すべく、請負事業者と共に体制を強化し継続実施中。

小規模企業共済における加入促進の事例

(事例1)

具体的な加入促進策を策定し、積極的に加入促進を実施する団体・金融機関に対し、インセンティブを与える特別手数料制度を引き続き実施。特別手数料制度の周知により、特に積極的に制度普及等の連携協力を働きかけた地銀、信金等金融機関によるエントリーを推進。その結果、金融機関経由の新規加入が伸長。

(元年度54,941件→2年度55,722件(前年度比1.4%向上))

(事例2)

認知媒体調査の結果で「制度を知ったきっかけ」は、税理士・会計士からの紹介(26.0%)が多いことから、税務団体の一つであるTKCと連携を密にし、TKCの各地域会へ訪問し、制度のPRを積極的に実施。

・上記の活動により、2年度の実績は、小規模企業共済制度の新規加入件数が105,237件(元年度104,004件)、中小企業倒産防止共済制度の加入件数が64,470件(元年度53,552件)と中

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援
中小企業再生支援全国本部として、機構は、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生等の支援を受け、その活力の再生が促進されるよう事業再生の支援体制を強化する取組を実施する。支援に当たっては、中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である中小企業再生支援協議会（都道府県ごとに設置）が個々の中小企業・小規模事業者を支援する上で、どのような課題に直面し、それに対応する

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援
①中小企業・小規模事業者の再生支援
中小企業再生支援全国本部として、中小企業・小規模事業者の事業再生に貢献する。具体的には、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにするため、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援
①中小企業・小規模事業者の再生支援
・中小企業再生支援全国本部（以下「再生支援全国本部」という。）として、全国の中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）に対して、質の高い相談・助言、専門家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供など、再生支援全国本部による支援の中でニーズが高い、複雑化する再生案件に効率的・効果的に対応するための、具体的な解決策の提案などを行い、再生支援協議会事業を

小企業倒産防止共済制度については前年度を大幅に上回る実績を達成。
・小規模企業共済金等支払件数52,672件、共済金等支払金額5,369億円、掛金等収入7,161億円
・中小企業倒産防止共済貸付件数151件、貸付額26億円

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援

①中小企業・小規模事業者の再生支援

○中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）による中小企業・小規模事業者への経営改善・事業再生支援活動に対する中小企業再生支援全国本部（以下「再生支援全国本部」という。）による再生支援協議会支援事業の実施。

○再生支援協議会に対する助言・支援事業

・再生支援全国本部は、複雑化する再生案件に効率的・効果的に対応するための、具体的な解決策の提案などを行い、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるよう、全国47再生支援協議会に対して19名の高度な実践的知識・経験等を有する専門家を通じて、相談・助言等による支援を実施。
・PDCAサイクルを構築し、支援の質の向上を図るため、窓口相談の一次対応企業からアンケートハガキ2,464枚を回収した他、一次対

ために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、取引金融機関数が多数に上るケース、株主との権利調整が難航するケース、支援対象がグループ会社のケースなどの困難かつ複雑な再生案件が近年増加しており、これらに効率的・効果的に対応するため、各地の中小企業再生支援協議会が企業の再生支援を通じて蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面での高度な再生手法に係る専門的な助言が必要とのニーズがある。これらを踏まえ、中小企業再生支援全国本部は、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門

制のP D C Aサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供、統一的な事業運営基準の明示やI Tを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援、中小企業再生支援協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修を実施する。これらに加え、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行うとともに、中小企業再生支援協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会を行う。また、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・

通じて、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにする。

・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率を70%以上とする。

・再生支援協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修については、各支援現場に戻った受講者が複雑化する再生案件への対応に役立つよう、実践的な内容を取り上げたものとする。

・また、再生支援協議会に対して、統一的な事業運営基準を明示し、I Tを活用したネットワークシステムを提供することにより、情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援を強化す

る企業、二次対応企業、金融機関、外部専門家等に対し再生支援協議会事業に対する外部評価アンケートを実施し、再生支援協議会の活動実績等の集計・分析・評価を行い、中小企業庁、各経済産業局、認定支援機関、再生支援協議会にフィードバックを実施。

・再生支援協議会からの要請による高度な案件への対応として外部専門家派遣は実績無し。

・再生支援全国本部の相談・助言による再生支援協議会の課題解決率89.3%

・中小企業再生支援協議会事業にかかる業務効率化システム(I Tを活用したネットワークシステム)利用の満足度は、68.0%

○研修・セミナー・会議の実施

・再生支援協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーに対し、再生支援協議会が果たすべき役割・現状、新型コロナ特例リスクスケジュール(以下「特例リスク」という。)及び再チャレンジ等の支援に係る解説、先行的取組事例のノウハウ共有、グループワークなど実践的な研修を計5回実施(申込者数332人、役立ち度92.0%)。

・各地の再生支援協議会事業の円滑化を図るため、全国47再生支援協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーが一堂に会する実務者会合を1回開催。全国の再生支援協議会の活動状況等の実績や新たな再生支援策の説明等を行い、再生支援協議会事業の適切な運営支援を実施。2年度はオンライン配信により開催し、120人がライブ視聴、再生回数600回を記録。

・再生支援セミナーは不開催。

家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援、ITを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援等を実施する。加えて、全国の地域金融機関等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働等を行う。

また、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第134条第2項に規定する認定支援機関を通じて中小企業・小規模事業者による経営改善・生産性向上の取組を支援する。

さらに、地域金融機関等と連携した再生ファンドを組成することで、中小企業再生支援協議会との連携・協働による中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。

事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業再生支援全国本部と中小企業事業引継ぎ支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地域において中小企業再生支援協議会が事業引継ぎ支援センターと連携・協働して中小企業・小規模事業者が抱える課題の解決に寄与するよう、双方の一層の連携強化を図る。

る。

- ・さらに、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等への積極的な訪問、アプローチによる対話を通じて事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行い、より早期での相談・持込みの促進に努める。また、再チャレンジ支援の定着化と経営者保証ガイドライン単独型の一層の普及に努める。
- ・また、再生支援協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会を行う。特に、経営改善支援センターによる経営改善支援とは一体的・協働的な支援に注力するとともに、事業引継ぎ支援センターとの連携を促進し、経営者が抱える事業再生以外の課題の解決にも寄与する。
- ・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金につい

○特例リスケ、再チャレンジ支援、経営者保証ガイドライン単独型の普及

- ・再生支援協議会の一次相談対応実績は特例リスケ相談の増加を受け、前年度の約2.5倍となり過去最多の5,580件に対応。この内、特例リスケは4,518件と81.0%を占める。新型コロナウイルスによる影響が長引く経済的状況を勘案し再度利用を認める等の運用を改善。
- ・早期に事業清算を決断して新事業に再挑戦する経営者を支援するため再生支援全国本部では再チャレンジ支援の手続明確化や新様式の運用開始を行い、研修の2回開催等により普及。2年度の再チャレンジ支援は116件。
- ・経営者保証ガイドライン単独型の取組についても推進し、再生支援協議会におけるガイドラインを適用した2年度の支援件数は189件。単独型は52件。

○経済産業大臣への報告

- ・産業競争力強化法に基づき、元年度再生支援協議会事業の評価を実施、結果を取りまとめ、経済産業大臣に報告。

ては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を通じた中小企業再生支援協議会の強化のために活用する。

②中小企業・小規模事業者の経営改善

経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画策定を支援することにより経営改善・生産性向上の取組を支援する。

②中小企業・小規模事業者の経営改善

・認定経営革新等支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて実施する経営改善計画策定支援事業及び早期経営改善計画策定支援事業の利用申請受け等の業務を行う経営改善支援センターや経営革新等支援機関等に対して、統一的な判断に資する事業運営基準の整備、効率的な業務運営方法の提案、適切な助言・指導等を行う。

・令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金につい

②中小企業・小規模事業者の経営改善

○経営改善計画策定支援事業

・財務状況などに経営上の課題を抱える企業から債務を抱えるものの今後の飛躍のため事業改善を行いたいという企業まで、様々なニーズの中小企業・小規模事業者の経営改善を行うための施策として、機構が各認定支援機関（各認定支援機関において、経営改善支援センター（以下「センター」という。）を設置。）への委託事業として実施。

・センター向けに制度紹介のリーフレットを制作し、全国の再生支援協議会や地域本部を通じて普及し、活用を促進（2年度の経営改善計画策定支援事業（以下「405事業」という。）に係る利用申請受付1,198件。早期経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付1,405件）。

・コロナ禍で経営改善支援センター事業の利用は前年度より減少となったが、405事業の再度利用や、特例リスクの出口対策として特例

ては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化のために活用する。

③再生ファンドによる事業再生支援等

地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、中小企業再生支援協議会との連携・協働により中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を通じて運営面でのガバナンスを向上させるとともに、各種情報や機構支援ツールの提供等を行うことにより、投資先企業の再生を支援する。

③再生ファンドによる事業再生支援等

・再生支援協議会等との連携の下、地域金融機関、信用保証協会、ファンド運営者に対して制度説明や先進事例に関する情報提供等を行うとともに、既存ファンドの投資進捗及び新規ファンドに対する事業再生ニーズの把握を踏まえ、中小企業再生ファンドの組成促進を行い、中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。

リスクモニタリング期間中の利用の制度化等、時勢に応じた見直しを実施。

③再生ファンドによる事業再生支援等

○中小企業再生ファンドの組成促進
・地域のニーズに応じた中小企業再生ファンドの組成及び活用を促進。また、令和2年度補正予算により中小企業再生ファンドに係る出資金が措置されたことを受けて、ファンド運営者の公募により組成を促進。地域金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会と連携した中小企業再生ファンド4ファンド（総額310.5億円）に対して169億円の出資契約を実施。

○組成及び活用の促進等のための地域金融機関、都道府県、再生支援協議会等との面談数

・地域金融機関との面談数 21件
・ファンドの組成会議や組合員集会における促進2件
（出席機関数 合計28）
地域金融機関11、都道府県1、再生支援協議会1、中小企業支援機関

また、産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。

・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対する再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を通じて、事業成果の向上につなげる。

他15

- ・出資ファンド数累計 65ファンド(うち清算終了済31ファンド、清算手続中1ファンド)
 - ・ファンド総額累計 2,209億円
 - ・機構出資契約額累計 1,014億円
 - ・2年度投資先企業数 24社(累計608社)
 - ・2年度投資金額(追加投資額も含む)61億円(累計1,277億円)
 - ・2年度再生完了先企業 57社(累計446社)
- (参考)再生完了企業の雇用者数
2,900人(累計25,526人)

○ファンドに対するモニタリングと情報提供

○ファンド運営状況のモニタリング

- ・既存ファンドの組合員集会への参加(20回)のほか、ガバナンスの強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加(57回)するとともに、キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。
- ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料より投資先企業の財務状況等を把握。

(支援事例)

- ・取引先の国内生産の縮小に伴う受注減少や他業界への新規参入による不採算取引の増加に伴い、赤字が続き、債務超過が拡大していた自動車部品等の製造を営む会社に対して、機構出資ファンドが出資及び融

・これらの取組による成果の目標は、ファンドからの投資先企業の存続とし、その達成状況を把握するた

資により投資を行い、同社の事業スポンサーと連携し、ハンズオン支援を通じて事業再生を支援。ファンドは外部人材の招聘等による組織体制の強化、外部専門家と連携した原価管理、製品別採算分析による取引条件改善、取引先と連携した原価低減プロジェクト等の実行を支援。損益の黒字化を図れたことから、事業スポンサーによる子会社化により事業再生を完了。

○ファンドクローズに向けた具体的な取組み

- ・モニタリングシート（ファンドクローズ管理用）を活用し、終期の近いファンドについて、計画的なクローズが行われるよう、半年毎のモニタリングを実施。
- ・2年度中に中小企業再生ファンド9件のファンドクローズ手続きを完了。

○ファンド運営者に対する情報提供等

- ・11先のファンドに対して、組合員集会等において、「全国の中小企業再生ファンドの概況」を情報提供。（合計130のLPが参加。）
- ・4先のファンドのGPと再生ファンドのハンズオン支援等に係る意見交換を実施。
- ・かかる取組等により中小企業・小規模事業者に対する支援の質の向上に寄与。

○投資先企業の存続状況

- ・2年度期首での投資先企業184社のうち期末での存続企業184社（存続率100.0%）

○支援終了企業の雇用維持率

め、投資先企業の
存続率等の調査・
分析を行う。

・産業競争力強化
法に規定する事業
再編や事業再生を
図るための借入
等、農業競争力強
化支援法（平成2
9年法律第35
号）に規定する事
業再編や事業参入
を図るための借入
等及び中小企業等
経営強化法に規定
する事業再編投資
計画の認定を受け
たファンドの借入
に対する債務保証
を行う。審査につ
いては制度の政策
目的を踏まえつつ
適切に行う。

・令和2年度補正
予算（第2号）によ
り追加的に措置さ
れた出資金につい
ては、新型コロナ
ウイルス感染症対
策の強化を図るた
めに措置されたこ
とを認識し、新型
コロナウイルス感
染症の影響を受け、
過大な債務を抱
えた中小企業の再
生を図るための中
小企業再生ファ
ンドの拡充のため

- ・2年度支援終了企業57社の雇用
維持率89.9%
- ・2年度支援終了企業のうち雇用を
7割維持した企業数53社（当該企
業の割合93.0%）

○債務保証業務

- ・債務保証業務の周知を図るため、金
融機関等への債務保証制度の説明、
業務ニーズ把握等情報収集を延べ
11回実施。（再掲）
- ・経済産業省と債務保証業務のあり
方について情報交換を実施、今後の
各制度存廃判断の際の方針を固め
た。（再掲）
- ・事業者からの具体的な相談対応先
2件。産業競争力強化法に規定する
事業再編及び事業再生円滑化債務
保証、農業競争力強化支援法に規定
する事業再編及び事業参入促進債
務保証、並びに中小企業等経営強化
法に規定する事業再編投資円滑化
債務保証の申込みなし。

に活用する。

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

東日本大震災により被災した地域について、機構は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、その復興の進捗に適合した支援を行う。その中でも特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。また、大規模な自然災害等が発生した場合には、これまでの知見とノウハウを活用

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

①東日本大震災の復興・再生支援
東日本大震災により被災した地域について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、国の復興・創生期間での出口を目指し、その復興の進捗度と歩調を合わせた支援を展開する。その中でも特に原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

①東日本大震災の復興・再生支援
・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)を踏まえ、地域により復興の異なる進捗状況に合わせ機構の知見とノウハウを最大限活用し、被災した地域及び中小企業・小規模事業者の復興と自立化に貢献する。
・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)に基づき著しい被害を受けた中小企業・小規模事業者等のための工場・事業場・店舗等の仮設施設については、福島

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

①東日本大震災の復興・再生支援
○各種メディアに対する情報発信
地元のシンポジウムで東北本部長が講演し、機構の復興支援事業の成果やBCP策定の必要性等について説明。また、機構のこれまでの復興支援の概要、支援先企業のインタビューを新聞特集にて掲載。

○仮設施設整備事業

仮設施設の整備状況(完成ベース)

- ・市町村 53市町村
- ・案件数 累計648案件
- ・区画数 累計3,639区画
- ・面積 累計230,069㎡
- ・現事業者数 97事業者(前年同期比149者減)
- ・現従業員数 850人(前年同期比773人減)

○仮設施設有効活用等支援事業(助成)

・機構が整備し、市町村に譲渡した仮設施設について、復興の促進と仮設施設の有効活用を図るため、一定の要件を満たした場合、市町村に対して仮設施設の移設、撤去等に係る費用を助成。

○支援実績(交付決定ベース)

- ・撤去事業 13事業 542百万円

して、機動的に支援を行う。

県の避難指示区域等が設定された地域等において引き続き整備する。また、機構が整備した仮施設の有効活用（移設・撤去等）に係る支援を一定の要件のもと継続して行う。

・十分な活動ができるようになった地域支援機関を支援することで間接的により多くの東日本大震災で被災した岩手県・宮城県・福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等の中小企業・小規模事業者を支援するために、これら地域支援機関を一層強力に支援する。

・東日本大震災により被災した岩手県・宮城県・福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等の中小企業・小規模事業者等に対する専門家の派遣等を通じた相談・助言については、被災中小企業・小規模事業者からのニーズにも応えつつ、地域支援機関が国の「復

○震災復興支援アドバイザー派遣事業

被災中小企業者等の経営課題に対応した支援を実施

・東日本大震災で被災した岩手県・宮城県・福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等の被災中小企業者等並びに被災地域の地方公共団体及び支援機関に対して震災復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業者等の経営課題等に対する助言及び地域経済の再生並びに復興まちづくりに向けた計画の策定等の支援を1,461回実施。

○支援実績

- ・新規支援先数 184先
- ・派遣回数 1,461回（被災中小企業者等：1,026回、地方公共団体等：435回）
- ・派遣人日数 834.5人日（被災中小企業者等：395.5人日、地方公共団体等：439人日）
- ・役立ち度 96.1%
- ・震災に係る経営相談件数（出張相談を含む） 1,184件

（支援事例）

・福島県内で運送業を営む事業者が、原発被災後の市場環境激変を受け、飲食店経営に新たに挑戦するにあたり、震災復興支援アドバイザーが

興・創生期間」終了後も復興に向けた活動を継続できるよう地域支援機関との連携や企業グループ等への支援に重点を移す。また、まちなか再生計画の策定等に取り組む地方公共団体等への商業復興支援も引き続き行う。

開業に向けた基礎知識、従業員教育、売上管理、新メニュー開発など一貫した支援を実施。

これにより、開業前に適切な収支計画を作成することができ、スムーズに事業立ち上げを行うことができた。また、開業後も継続して支援を行うことにより、店舗運営のノウハウを定着させ、事業を軌道に乗せることが出来た。

- ・原発被災後の移転等に伴い多くの従業員が離職した。福島県内で金属加工業を営む事業者に対し、震災復興支援アドバイザーが新規採用した人材及び後継者への現場での実践を通じた研修会や社内環境改善の助言を実施。

ここで策定した事業計画により、当社の今後の事業展開や営業方針が明確になり、販売機会の増加に繋がった。また、収益性管理の仕組み構築により、原価見直しや販売重点製品の特定が行えるようになった。

○市町村等への支援内容

- ・被災した商工会、商工会議所からの要請に応じて、現地で定期的に出張相談窓口を開設（派遣人日数151人日、相談件数509件）。
- ・その他地方公共団体及び支援機関等が実施する経営相談会やセミナー等への講師派遣等を実施。
- ・今後の自律化した支援を促進すべく、地元支援機関の巻き込み（帯同支援等）を強化。

(支援事例)

- ・地元事業者「事業承継」に関する重要性の浸透及び取組に対する意識を啓発させるため、商工会と連携し、震災復興支援アドバイザーが講師となり、会員向け事業承継セミナー

・特に事業再開したものの販路の新たな開拓が課題とされている小売業を中心とした岩手県・宮城県・福島県の被災中小企業・小規模事業者に対して販路開拓支援事業を実施することにより、被災地の本格復興を支援する。販路開拓支援として、被災中小企業・小規模事業者が出展する展示会を開催し、同展示会に出展した被災中小企業・小規模事業者の50%以上が前年度以上の売上を達成するよう取組む。

一（3回）開催。その後、経営指導員同席のもと、震災復興支援アドバイザーが会員企業3社に対し、事業承継計画立案の支援を実施し、経営指導員のスキルアップ及び地域企業の後継者承継意識醸成につながった。

○商業復興支援

・商業施設運営会社等の要請に応じて、職員及び震災復興支援アドバイザーが現地ヒアリング等を行い、現状把握、課題の抽出、商業施設を核とした復興の構想・計画・運営に対する支援を29回実施。

○被災地向け販路開拓支援事業

販路開拓イベントの実施

・被災中小企業者等の販路回復や販売力向上を目的とした催事販売会を東京、横浜、大阪の百貨店で開催。
・また、被災中小企業者等の商品力向上を目的としたテストマーケティング販売会を首都圏の既存店舗食品売場等で開催。
・さらに、被災中小企業者等の新たな販路として、電子商取引（eコマース）に関する小売サイトバイヤーとのマッチング商談会、実践セミナー、体験型ワークショップ等をオンラインで開催。
・これらの販路開拓イベント開催にあたり、催事自体の新型コロナウイルス感染症対策については万全を期した。また出展・出品事業者にはオンラインを利用した説明会や商談会のリモート化の実施、販売会での消費者等へ3密対策など、新型コロナウイルス感染症対策下での実践的な経験知を提供するとともに、職員及び震災復興支援アドバイザーが出展・出品事業者へのヒアリン

・原子力災害により被災した中小企業・小規模事業者の事業・生業の再建、自立化を支援するため、国・福島県・民間で設置する福島相双復興官民合同チームへ参画し、被災中小企業・小規模事業者

グ、助言を実施し、イベント出展・出品に向けたブラッシュアップと出展・出品後のフォローアップを順次実施。

○支援実績

- ・催事販売会 102者出展
- ・テストマーケティング販売会 68者出品
- ・マッチング商談会 300者参加

(支援事例)

・伝統漆器の製造・販売を手掛ける岩手県内の被災事業者による新商品の販路開拓にあたり、震災復興支援アドバイザーが商品のブランド化、顧客ターゲットの整理、アプローチ方法について助言。この取組により、伝統技術をしっかりと踏襲しつつ、漆器の“新たな価値”を提供する新たなブランドの開発に成功。高級ファッション誌のオンラインショップにも採用されるなど、eコマースで販売する試みにつながっている。

○展示会に出展した被災中小企業・小規模事業者のうち、前年度以上の売上を上げた者の割合 78.3%
(2年度/元年度比)

○福島の産業復興の加速化への取組
福島相双復興官民合同チームへの参画

・国・福島県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」の創設に伴い、機構は「国」の一員として同チームの事業者支援グループに参画。同チームは総勢約280名の体制で福島県内(福島、南相馬、いわき)及び東京都内の計4支部に駐在し、被災事業者に6,916回訪問。

への個別訪問等を通じて実態の把握等を行うとともに、これをきっかけとして、事業再開や自立化に向かって再スタートを果たそうとする意欲のある被災中小企業・小規模事業者に対し、機構の知見、ノウハウを活かし多様な支援策を提供していくことで福島の産業復興の加速化に貢献する。

・このほか原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、被災中小企業・小規模事業者等の事業再開と自立化に貢献する。

・これらの取組を通じて、仮設施設に入居していた被災中小企業・小規模事業者等が、恒常的な店舗等での事業継続に転換した割合を50%以上とする。

・東日本大震災で

○警戒区域等地域の復興に向けた賑わい回復支援事業

・原子力発電所事故に伴い、警戒区域等に設定された福島県の12市町村を対象に、住民の帰還や賑わいの回復を通じて、地元中小企業者等の活性化を図るための復興イベントを実施するために必要な経費を助成する事業については、関係市町村に周知・意向確認を行ったが、コロナ禍から実施を見送ることとなった。

○これらの取組の結果、仮設施設に入居していた被災中小企業・小規模事業者等が、恒常的な店舗等での事業継続に転換した割合 74.4%

○二重債務問題への対応

被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題に対応するため、2011年度に設立された産業復興機構への出資等を行う。加えて、産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援、産業復興相談センターの再生計画策定支援・債権買取支援を受けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団に助成を行う基金の運営を行う。

産業復興機構（ファンド）へ出資等
・東日本大震災で被害を受けた中小企業等の二重債務問題に対応するため、県及び地域金融機関との共同出資により5県（岩手・宮城・福島・茨城・千葉）で設立した産業復興機構（総額370億円）に対し、1.7億円を出資。（機構出資契約額296億円）

（債権買取実績）

債権買取先数 0先（累計335先）

債権買取額 0億円（累計206億円）

・組合員集会への参加（3回）のほか、ガバナンスの強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加（2回）するとともに、その他運営者との随時面談等を通じ、運営状況を適時・的確に把握。

○各産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援

・各産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援について、交付要領に基づき助成を実施。

助成件数 20件

助成金額 37百万円

○中小企業再生支援協議会の再生計画策定支援等を受けた被災中小企業者等に対して利子補給を行う基金の運営

・中小企業再生支援協議会（産業復興相談センター）の支援を受けて事業再生を図る被災中小企業者等に対して、旧債務（再生計画等の対象となる債務）に係る利子の補てんを行うための基金を創設し、その運営体制を整備。

・日本政策金融公庫等の東日本大震災復興特別貸付等を受けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団等に助成を行う基金の運営を行う。

・東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とする被災道県が実施する貸付制度への支援を継続する。

県の財団法人を經由して被災中小企業者等に利子補給を実施。

・支援実績

利子補給件数 6件

利子補給額 57百万円

○東日本大震災復興特別貸付等への対応

利子補給を行う基金の運営

・日本政策金融公庫及び商工組合中央公庫が行う「東日本大震災復興特別貸付」等の借入を行う被災中小企業者等のうち、事業所が全壊又は流出、または計画区域等に事業所を有していた被災中小企業者等や、一旦廃業した事業者であって新たに事業を開始する中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設し、その運営体制を整備。

県の財団法人等を經由して被災中小企業者等に利子補給を実施。

・支援実績

利子補給件数 784件

利子補給額 4百万円

○被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施

・被災6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県）に対する23年度から累計1,402.3億円の貸付。うち、2年度は43先の事業者に対し、32.1億円の貸付承認。

・被災道県及び財団が実施する貸付審査への助言協力を実施（対象県2県、7先、7日計21人）。

・東日本大震災で被害を受けた中小企業等の復旧の支援のための貸付、条件合致先への償還猶予などの措置を継続して柔軟に実施。

・原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業、小規模事業者等を対象とする福島県が実施する貸付制度への支援を継続する。

②大規模な自然災害等への対応
大規模な自然災害等が発生した場合には、機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。

②大規模な自然災害等への対応
・大規模な自然災害等が発生した場合には、関係機関と連携をとり機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。

○特定地域中小企業特別資金貸付（原発事故対策）の実施

- ・福島県に対して、同県の原発事故により甚大な影響を被る中小企業等に対して、福島県内の移転先や避難区域が解除された地域等での事業継続・再開に必要な事業資金を貸し付ける融資制度の財源の一部を貸付（23年度からの累計 703億円の貸付）。
- ・23年度からの累計936先の事業者に対し、156.1億円の貸付決定。うち2年度は、5先の事業者に対し66百万円の貸付決定。

②大規模な自然災害等への対応

○特別相談窓口等の設置

- ・以下の災害について、速やかに特別相談窓口等を設置するなどして、被災中小企業の要望に対処するための体制を整備し、相談を受け付けた。機構・関係各機関の災害支援施策等の情報提供を実施。また、前年度から引き続き設置している窓口においても、相談等の対応を実施。
- 令和2年7月3日からの大雨による災害（令和2年7月豪雨）
- 7/6 九州本部
 - 7/8 関東本部・中部本部
 - 7/16 中国本部
 - 7/29 東北本部
- 令和2年台風第14号による災害
- 10/12 関東本部
- 令和2年12月16日からの大雪による災害
- 12/17 関東本部
- 令和3年1月7日からの大雪による災害
- 1/8 東北本部
 - 1/12 関東本部・北陸本部

令和3年福島県沖を震源とする地震による災害

2/15 東北本部

令和3年栃木県足利市における大規模火災にかかる災害

2/25 関東本部

令和3年新潟県糸魚川市における地滑りに関する災害

3/5 関東本部

【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】

2年度実績 1, 333件

【令和2年7月3日からの大雨による災害（令和2年7月豪雨）による災害に係る特別相談窓口】

2年度実績 2件

○令和2年7月豪雨の復興支援

復興支援アドバイザー派遣事業

・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、熊本地震時に活躍した復興支援の実績を有する専門家のノウハウを活用した支援を実施。

被災中小企業・小規模事業者等に対して復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業・小規模事業者の経営課題についての助言の他、支援機関等からの派遣要請に応じ補助金申請に伴う説明会・勉強会・相談会等に対応。

また、地元自治体に中小企業大学校人吉校の体育館、駐車場等を開放し、災害対策の相談所等の設置。被災事業者の利便性を図った。

・支援実績

支援回数 50回

派遣人日数 28.0人日

(支援事例)

九州経済産業局の依頼により、商工

会議所で実施された個別相談会に
専門家を派遣。

令和2年7月豪雨にて被災した建
設業者が、浸水により損害を受けた
機材の修復を目的として、「なりわ
い再建支援補助金」の相談のため来
所。対象設備は償却済みであり、本
補助金の補助対象にならないこと
が判明したものの、従来から販路拡
大に課題を抱えていたため、販路拡
大への取組を明確化させるととも
に「持続化補助金（令和2年7月豪
雨型）」の活用を助言。助言内容を
商工会議所の指導員と共有し、商工
会議所での継続支援につなげた。

○仮施設整備支援事業（助成）

- ・被災した地域において、被災中小企
業・小規模事業者等が早期の事業活
動再開を支援するため、複数の被災
中小企業・小規模事業者等が入居す
る仮施設を整備する費用を助成
する事業を実施。
- ・支援にあたっては、整備等費用の助
成だけでなく、これまでの復興支
援で蓄積した機構の知見とノウハ
ウを最大限活用し、職員による被災
中小企業・小規模事業者等の事業活
動再開に向けた助言、仮施設整備
手法に係る助言を併せて実施。

・支援実績（交付決定ベース）

助成市町村 2市1村
助成事業数 4事業 405百万
円

○販路開拓支援

- ・新価値創造展2020や中小企業
総合展 in FOOD EX 20
21において、出展料免除等の支援
を実施。

・令和元年台風第19号災害により被災した宮城県・福島県・栃木県・長野県の中小企業・小規模事業者等の求めに応じ、専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。また、被災した地方公共団体からの求めに応じ、地方公共団体が整備する仮施設に対する技術支援及び整備等費用の助成を行う。

○広報活動

・機構の復興支援策をホームページやプレスリリースにより提供するとともに特設サイトを公開。

○令和元年台風第19号災害の復興支援

特別相談窓口等の設置

・【令和元年台風第19号による災害に係る特別相談窓口】

2年度実績 2件

○令和元年台風第19号災害の復興支援

○復興支援アドバイザー派遣事業

・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、東日本大震災等における復興支援の実績を有する専門家のノウハウを活用したアドバイスを実施。

・元年11月から被災中小企業・小規模事業者等に対して復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業・小規模事業者の経営課題についての助言の他、支援機関等からの派遣要請に応じ補助金申請に伴う説明会・勉強会・相談会等に対応。

・支援実績

支援回数 92回

派遣人日数 47.5人日

(支援事例)

福島県で婦人ニット製品を製造している事業者が、台風19号の影響により製造設備に甚大な被害を受けた。事業承継を行った直後の被災であり、復興支援アドバイザーを派遣し、新社長に対し経営戦略構築及び経営管理手法の習得へ向けた助言を実施。また、コロナ禍の影響を考慮した利益目標の立案の支援も

・平成30年7月豪雨により被災した岡山県・広島県・愛媛県の中小企業・小規模事業者等及び熊本地震により被災した熊本県の中小企業・小規模事業者等に対して、復興の程度を勘案しながら、

実施し、計画経営の道筋を立てた。
・長野県北部で印刷業を営む事業者が、台風第19号の影響により被災、甚大な被害を受けた。コロナ禍の影響も相まって経営状況も思わしくなく、資金繰りの相談を受けた。今後の資金調達に向けた戦略を検討するとともに、現時点で真に必要な資金調達額はどの程度か等、具体的な事業計画の見直しを進めるべきとアドバイス。地元支援機関がサポートし、今後の中長期計画、事業計画その他融資計画について検討を進めていくこととなった。

○仮設施設整備支援事業（助成）

・被災した地域において、被災中小企業・小規模事業者等が早期の事業活動再開を支援するため、複数の被災中小企業・小規模事業者等が入居する仮設施設を整備する費用を助成する事業を創設し周知・意向確認を行ったが、自治体からの要請はなかった。

○販路開拓支援

・新価値創造展2020や中小企業総合展 in FOOD EX 2021において、出展料免除等の支援を実施。

○平成30年7月豪雨災害の復興支援

○復興支援アドバイザー派遣事業

・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、豊富な支援実績を有する専門家のノウハウを活用したアドバイスを実施。
・被災中小企業・小規模事業者等に対して復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業・小規模事業者の経営課題について助言を行った。

専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。

・令和元年台風第19号により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする宮城県・福島県・栃木県が実施する貸付制度への支援を行う。

・平成30年7月豪雨により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする岡山県・広島県・愛媛県が実施する貸付制度への支援を継続する。

・支援実績
支援回数 12回
派遣人日数 12人日

(支援事例)

・平成30年7月豪雨(西日本豪雨)で甚大な被害を受けた広島県の自動車部品等製造を営む4事業者(1グループ)に対して復興支援アドバイザーを派遣し、12回にわたり復興計画に基づくものづくり支援(生産性向上等)アドバイスを実施。災害からの復興に差し掛かるも、新型コロナウイルスの影響による生産調整、売上減少に見舞われたため、並行してコロナ対策等のアドバイスも行った。

○令和元年台風19号に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業(3セク貸付)の実施

・被災3県(宮城県・福島県・栃木県)に対して37.1億円を貸付。9先の事業者に対し、2.4億円の貸付承認
・県、財団に対し個別案件に係る相談対応、規程整備に向けた支援や運用方法についての助言、財団の貸付に係る管理事業費の支援などを実施。

○平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業(3セク貸付)の実施

・被災3県(岡山県・広島県・愛媛県)に対して200.5億円を貸付。20先の事業者に対し、12.3億円の貸付承認。
・県、財団に対し個別案件に係る相談対応、規定に係る運用方法についての助言などを実施。

・熊本地震により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする熊本県が実施する貸付制度への支援を継続する。

・機構が有する中小企業支援機関等とのネットワークと緊密な連携関係及びこれまで培ってきた経営支援ノウハウを活かし、中小企業・小規模事業者による事業継続力強化計画及び複数の中小企業・小規模事業者による連携事業継続力強化計画の策定支援を行うとともに、これらの策定を支援する人材の育成、中小企業・小規模事業者等に対する積極的な情報提供・普及啓発活動に取り組む。

○熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施

- ・熊本県に対して385.4億円を貸付。2年度は、29の事業者に対し、26.3億円の貸付承認。
- ・熊本県及び財団が実施する貸付審査への助言協力を実施（6先、6日計18人）

○情報提供及び普及啓発

- ・自然災害や感染症等に対する事前対策への関心を喚起して取組を促進するため、先行企業の事例や計画策定に係る説明のコンテンツを制作し、ポータルサイトにて掲載・公開して情報を発信。また、強靱化の重要性を伝えるため、実体験に基づいた講演等によるシンポジウムを実施。

【シンポジウム】

プレWebセミナー	285名視聴
第1回	765名視聴
第2回	720名視聴
合計	1,770名視聴

○施策等の理解や事前対策の取組の促進

- ・強靱化の取組の重要性や、国の事業継続力強化計画認定制度を含めた施策等の理解を促進するためのセミナーを実施。また、知識・ノウハウを提供することで事前対策の取組、「事業継続力強化計画・連携事業継続力強化計画策定」を促進するためのワークショップを実施。

セミナー（50回）
891名参加
ワークショップ（50回）
464名参加

・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給

合計(100回)
1,355名参加

○強靱な企業経営を図るための連携事業継続力強化計画の策定支援

- ・他の事業者との連携を目指す事業者や、連携する事業者組織を対象とする連携事業継続力強化計画の認定を目指す連携体等に対し、事業継続力強化支援等に精通した専門家を派遣して、連携事業継続力強化計画の策定支援を実施。

連携事業継続力強化計画の策定支援件数 186件

○新型コロナウイルス感染症特別貸付等への対応

○利子補給を行う基金の運営
(新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業)

- ・日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央公庫及び日本政策投資銀行が行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付により借入を行った中小企業者等のうち、売上が一定の水準以上減少した中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設(3,370億円)し、その運営体制を整備。中小企業者等に直接利子補給を実施。

- ・利子補給申請件数
525,511件
- ・交付決定件数
475,043件
- ・交付決定(補給)額
79,351百万円

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣

感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発

○新型コロナウイルス感染症制度融資への対応

○利子補給を行う基金の運営
（新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業）

・信用保証協会を有する都道府県及び4市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）が実施する制度融資により借入れを行った中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設（15,127億円）し、その運営体制を整備。都道府県等を經由して利子補給を実施。

・交付決定自治体数 46自治体
・交付決定額 約66,392百万円

○新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を実施する支援機関等に対し、中小企業診断士、税理士、企業経営や店舗経営の経験者等の専門家を無料で派遣。

相談対応の専門家派遣実績

354人

相談対応した事業者実績

583社

○感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発

・中小企業者に早期の気付きと行動を促すため、インターネット広告、ラジオスポットCM、新聞広告等を実施。また、中小企業者に感染症対

・令和2年度補正予算(第2号)により追加的に措置された補助金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、都道府県等の制度融資分の利

策や台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見をもつ支援人材を中小企業者に対して派遣し、感染症を含む自然災害等へ備えるための事業継続力強化計画策定支援を実施。

事業継続力強化計画策定支援件数
646件

○新型コロナウイルス感染症特別貸付等への対応

○利子補給を行う基金の運営
(新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業)

・日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央公庫及び日本政策投資銀行が行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付により借入を行った中小企業者等のうち、売上が一定の水準以上減少した中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設(3,370億円)し、その運営体制を整備。
中小企業者等に直接利子補給を実施。

・利子補給申請件数
525,511件

・交付決定件数
475,043件

・交付決定(補給)額
79,351百万円

○新型コロナウイルス感染症制度融資への対応

○利子補給を行う基金の運営
(新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業)

・信用保証協会を有する都道府県及び4市(横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市)が実施する制度融資により借入れを行った中小企業者等を対

子補給の拡充

・令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された補助金については、令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るために措置されたことを認識し、当該事業者に対するなりわい

象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設(15,127億円)し、その運営体制を整備。都道府県等を經由して利子補給を実施。

- ・交付決定自治体数 46自治体
- ・交付決定額 約66,392百万円(再掲)

○新型コロナウイルス感染症に係る支援施策の横断的な情報発信

○関係省庁や関係機関、地方公共団体等の支援情報の発信

- ・J-Net21内に開設した特設ページに、府省庁や関係機関、地方公共団体等の支援情報を集約して掲載。特に地方公共団体の情報は、従来の都道府県、政令指定都市等に加え、市町村まで情報を拡充することで、内閣官房や経済産業省等の政府機関や民間プラットフォームから、全国の利用者に対し、各々の関心地域に応じた情報を提供できる我が国唯一の情報源として活用された。その結果、閲覧数は1,150万セッション(前年度411万セッション)と大幅に増加。

○令和2年7月豪雨災害への対応

○なりわい再建資金利子補給事業

- ・なりわい再建支援事業を活用し復旧する被災事業者等に対して、政府系金融機関による特別貸付及び熊本県による制度融資により借入れを行った中小企業者等を対象として、借入後3年間の利子相当額を、熊本県を經由して利子補給を実施する制度を創設。

○事業再構築補助金

経済社会の変化に対応するための

再建資金利子補給事業のために活用する。

事業再構築に意欲のある中小企業等を支援することに着手。

■指摘事項への対応

・令和2年度は、主務省と連携してEBPMに関する具体的な分析案について検討を行った。

今後は、分析案についての具体的な分析手法や必要データ及び分析体制等について検討する予定。

[独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和元年度評価結果の反映状況の公表]

【指標】

・小規模企業共済制度の在籍率：前中期目標期間終了時より7.0%ポイント向上【基幹目標】

・小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数：7,524件

■小規模企業共済制度の在籍率：前中期目標期間終了時より2%ポイント以上向上（基幹目標）

■小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数

全国304万の小規模事業者をターゲットとし、より多くの小規模事業者に小規模企業共済を認知し活用して貰うため、新規加入者の獲得に重点を置いた加入促進活動を引き続き強力に展開。元年度に顧客重視へ改編した地域本部の縦割り業務の打破による複合的アプローチ(複数分野の同時持ち込み)を更に深化させ、より金融機関等の関心を引き付けた。委託機関等への支援件数は目標4,000件に対し、7,524件(対数値目標188.1%)を達成。コロナ支援措置として新たに創設した特例緊急経営安定貸付(無利子貸付)は、契約者の資金繰りに貢献するとともに、脱退件数減少にも寄与。新規加入件数(10.5万件)が、前年度実績を上回り、在籍者数(152.7万人)が過去最大となったことにより、在籍率も前年度を上回る伸び(+3.3%→+3.7%)を実現し、過去最高(56.9%)の数値となった。前中期目標期間終了時より2%ポイント以上の目標に対し、7.0%ポイント以上向上(対数値目標350.0%)と高い水準で目標を達成。

【指標4-1】

・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より5%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定) ([参考] 2017年度末実績：46.8%)

【指標4-2】

・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定) ([参考] 前中期目標期間実績(2017年度末実績)：役員等による委託機関等への訪問件数473件)

【指標4-1】

・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より5%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定) ([参考] 2017年度末実績：46.8%)

【指標4-2】

・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定) ([参考] 前中期目標期間実績(2017年度末実績)：役員等による委託機関等への訪問件数473件)

【指標】

・小規模企業共済制度の在籍率：前中期目標期間終了時より2%ポイント以上向上【基幹目標】

・小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数：4,000件以上

		<ul style="list-style-type: none"> ・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率：70%以上 ・東日本大震災復興支援で整備した仮施設に入居していた被災中小企業・小規模事業者等が、恒常的な店舗等での事業継続に転換した者の割合：50%以上 ・東日本大震災復興支援で整備した展示会に出展した被災中小企業・小規模事業者のうち、前年度以上の売上を上げた者の割合：50%以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率：89.3% ・東日本大震災復興支援で整備した仮施設に入居していた被災中小企業・小規模事業者等が、恒常的な店舗等での事業継続に転換した者の割合：74.4% ・東日本大震災復興支援で整備した展示会に出展した被災中小企業・小規模事業者のうち、前年度以上の売上を上げた者の割合：78.3% 	<p>■債務保証（財務省共管業務）</p> <p>債務保証業務の周知を図るため、本部及び地域本部において、債務保証制度を利用する金融機関（都市銀行、地方銀行、信用金庫等）を中心に、制度説明や業務ニーズ把握等情報収集を延べ11回実施。また、経済産業省が立ち上げた債務保証制度に係る検討会において各制度毎の状況を共有し、その結果、今後の改善策として、利用実績に応じた各制度存廃判断の方針を固めた。今後についても経済産業省と連携を取りつつ、各制度の見直し時に合わせて、適切に対応を行っていくこととする。</p> <p>（再掲）</p>	
--	--	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
運営費交付金の効率化	毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化		▲3.5%	▲3.3%				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。	限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。	限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。			<評価と根拠> 評価： A 根拠： コロナ禍により第1四半期に史上最悪の景況マインドにあった中小企業事業者を立ち直らせる必要性に直面。一方、年度当初からの緊急事態宣言の発令により、従来の対面（リアル）を基本とした支援手段では中小企業事業者の支援を求める声に応えることが困難であり、支援手段の在り方を抜本的に見直す必要が生じた。これを受け、7月末に全機構で「オンライン化行動計画」を策定し、コロナ禍中にも通用するよう支援手段を拡大。ほぼすべての事業にオンラインを導入することで、機構で開催するイベントのうち、43%をオンライン化するなどリアルでは開催困難であったものを可能とした。また、オンラインにより距離・時間の制約を超えて支援のリーチを拡大するとともに、オンラインとリアルの長所を組み合わせるハイブリッド型も展開し、オンライン支援による課題の解決にも取り組んだ。支援にあたり、多様な中小企業事業者等とのよりセキュアな		

						<p>通信のため、外部との専用オンライン会合システムを導入し、業務の電子化を推進した。</p> <p>情報発信の強化による支援施策の利用促進については、コロナ禍において支援情報の発信を強化した結果、①J-Net21の閲覧数、②機構HPの閲覧数、③メルマガの新規登録数、④SNSのフォロワー数、⑤メディアへの掲載件数、いずれも過去最高の実績を達成。</p> <p>業務運営の観点では、顧客重視の支援を推進すべく地域本部からの遠隔地で2つの経済圏に跨がっている地域（三遠南信地域、嶺南地域）については、地域本部の所管エリアの原則に関わらず、利用者側の選択により2つの地域本部からの支援を可能とした。また、オンラインのメリットを最大限活かして遠隔地支援を行うには、対面での関係構築や信頼性の確保と組み合わせることが効果的と考え、①エリアマネージャ（常駐職員）の配置、②長期出張、③都道府県担当制により人的リーチを拡大するとともに、地域プレゼンスの強化を図った。</p> <p>更に、人的機能の有効活用として、専門家制度を見直し、部門横断的な活用を促進。また、時代のニーズに合ったスキルを有する専門家を登用し新陳代謝を促進すべくルールを見直し、専門家を入れ替えた。元年度に実施した地域本部の顧客別への組織再編の機能を更に深化させて、業務の生産性を向上。地域のパートナーとして元年度に創設した中小企業応援士が地元経済団体の会合、ラジオ番組、自身のSNS等で機構事業を自らPRするなどの発信を開始。</p> <p>コロナ禍で苦境にある中小企業事業者に対し、機構が一体となってほぼすべての事業にオンラインを導入し、支援を届けることに成功。更に、オンラインとリアルの長所を組み合わせるハイブリッド型の工夫やオンラインのメリットを最大限活かした遠隔地支援のための地域プレゼンスの強化など、顧客重視の視点からオンラインを活用した支援をより深化させたことからA評価と判断。</p>
--	--	--	--	--	--	---

<p>1. 顧客重視 (1) 顧客重視の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客重視を第一とし、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 業務運営の効率化を図りつつ実効性のある質の高い支援を実現するため、現場主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言すること 	<p>1. 顧客重視 (1) 顧客重視の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行い、顧客視点で支援の現場ニーズに即した前例にとられない柔軟な発想による取組や支援施策への反映を積極的に推進することとし、不断に制度・業務を改善する 	<p>1. 顧客重視 (1) 顧客重視の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 顧客視点で前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進することとし、制度・業務の改善や新たな施策に反映するため、支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行う。 		<p>1. 顧客重視 (1) 顧客重視の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍により第1四半期に史上最悪の景況マインドにあった中小企業を立ち直らせる必要性に直面。7月末に全機構で「オンライン化行動計画」を策定し、コロナ禍中にも通用するよう支援手段を拡大。ほぼすべての事業にオンラインを導入。 個々の職員が複合的な支援サービスを届けるため、地域本部の顧客別への組織再編（元年度）の機能を、以下により更に深化。業務の生産性をさらに向上。 <ul style="list-style-type: none"> ①各地域本部内での他分野勉強会の開催 ②現場支援におけるベテランと若手職員の組合せによるOJT ③支援履歴の共有化による収集した顧客ニーズの事業別担当者への迅速な伝達 高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を登録・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を実施。 <p>（2年度末登録数：2,975人）より顧客ニーズに応えるため、専門家制度を見直し、部門横断的な活用の促進および時代のニーズに合ったスキルを有する専門家の登用を容易にした。</p>	<p>■顧客重視の業務運営</p> <p>オンラインにより距離・時間の制約を超えて支援のリーチを拡大するとともに、オンラインとリアルの長所を組み合わせるハイブリッド型も展開。</p> <p>（再掲）</p> <p>元年度に実施した地域本部の顧客別への組織再編の機能を、更に深化。個々の職員が、同じ属性の顧客に複合的な支援サービスを届けることができるよう、①他分野についての勉強会の開催、②若手職員のOJT、③顧客ニーズの事業別担当者への迅速な伝達などにより、組織力の向上に努めた。</p> <p>高度な専門性故に事業部門毎に分化していた専門家制度を、複合支援などの部門横断的な活用をしやすいよう見直し。また、時代のニーズに合ったスキルを有する専門家を登用し新陳代謝を促進するべくルールを見直し、専門家を入れ替えた。</p> <p>地域のパートナーとして元年度に創設した中小企業応援士を2年度に64名追加、合計147名。これらの中小企業応援士が自ら地元経済団体やラジオなどで機構事業の発信を開始。また、このような活動を後押しすべく、中小企業応援士との意見交換会を16回開催。</p>	
---	--	--	--	--	--	--

で施策の改善や新たな施策への反映を図る。

- ・広域的な実施体制を効果的かつ効率的に運用し、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索していくことで、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。

とともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図り、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。

- ・顧客重視を第一とし、地域本部等をはじめとした広域的な実施体制を、効果的かつ効率的に運用する。

- ・機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索することで多様な支援の担い手

- ・顧客重視を第一とし、経営方針の徹底及び組織全体に関わる重要課題への対応を行う。また、そのために必要な組織体制の見直しを図る。

- ・政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業、NPO等の多様な支援の担い手等とのネットワ

- ・地域パートナー（経営者等）として元年度に創設した中小企業応援士を64名追加（合計147名）。応援士が地元経済団体の会合、ラジオ番組、自身のSNS等で機構事業をPRするなどの発信を開始。

- ・応援士からの発信を後押しすべく、応援士との意見交換会を開催（16回、78名）。

- ・顧客重視の体制整備として、新型コロナウイルス対策の一つである利子補給事業に対応するため「新型コロナウイルス対策無利子化助成金事業室」を設置。また、中小企業大学のプレゼンス・認知度の向上を図るべく「中小企業大学校総長」（再掲）、両共済制度のオンライン化を促進すべく「共済制度オンライン化推進室」を設置した。

- ・中小企業のSDGsへの取組み支援のため、令和3年3月に「中小企業SDGs応援宣言」を発表するとともに、中小企業SDGs推進本部を設置。また、3月に近畿経済産業局と事業構想大学院大学と協力し、「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」を作成・公表。

○地域プレゼンスの強化

○経済圏が重複する遠隔地への対応

- ・顧客重視の観点から、地域本部の所管エリアに関わらず、利用者の選択により隣接する2つの地域本部からの支援を可能とした。イベント等の開催も当該地域本部

■地域プレゼンスの強化

地域本部からの遠隔地の中には、2つの経済圏に跨がっている地域（静岡・愛知・長野の接点である「三遠南信地域」は関東・中部、福井県西部の「嶺南地域」は北陸・近畿の両経済圏をカバー）に対し、地域本部の管轄エリアで区切ると支援ニーズに十分に答えきれない可能性があるため、顧客重視の視点か

等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。

ネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、これらの関係機関との連携・協働を一層強化する。

間で協力して実施。
・具体的には、長野県、静岡県、愛知県にまたがる三遠南信地域（関東本部及び中部本部間）、福井県嶺南地域（北陸本部及び近畿本部間）を対象に実施。

○オンラインを活かすリアル「地域プレゼンス機能」強化

・距離・時間の成約の打破というオンラインのメリットを最大限活用した遠隔地支援のため、対面での関係構築、信頼性確保を組合せた対応を強化。

・具体的には、地域本部からのアクセスが困難な地域に、以下の方式により人的リーチ拡大し、効率的に遠隔地支援を行う体制を整備。

①エリアマネージャ（常駐職員）の配置

北関東、山陰の2地域を対象に職員を常駐させ、支援ニーズに対応。

②長期出張

東北日本海側、新潟県、静岡県、長崎県を対象に長期間出張し、職員常駐に準ずる形で集中的に対応。

③都道府県担当制

都道府県担当制を関東本部、近畿本部以外へも拡大。

○地域ニーズに対応した事業展開（創意工夫による地域本部独自の取組）

○業務運営の効率化を進めつつ、関係機関との協力、独自の創意工夫により地域ニーズに対して質の高い支援を展開。

[北海道本部]

・包括協定を締結している信金中央

ら利用者側の選択により2つの地域本部からの支援を可能とした。

また、時間・距離を超えられるというオンラインのメリットを最大限活かして遠隔地支援を行うには、対面での関係構築や信頼性の確保と組合せることが効果的と考え、地域本部からのアクセスが困難な地域に、3つの方式で人的リーチを拡大。①山陰、北関東にはエリアマネージャとして常駐職員を1人ずつ配置②常駐に次いで集中対応が必要な地域には長期出張で対応できるようルールを見直し③都道府県担当制を採用する地域本部を拡大。

金庫（北海道支店）との共催による道内信用金庫 8 庫向け及び（株）日本政策金融公庫（国民事業）道内支店向けに Web 説明会を、それぞれ 11 月と 2 月に実施。IT 経営簡易診断、ジェグテック、E-SODAN、企業ライダーマモル等、IT ツールを活用した支援に係る連携体制を強化。

[東北本部]

- ・元年度に引続き地域支援機関とのネットワーク構築による連携モデル構築を進展。東北食品輸出オンライン商談会の実施、みやぎ・せんだい連携会議（7 機関で構成）による支援施策紹介動画等の Web 配信等を通じ、オンラインによる支援手法を確立。また、コロナ禍で打撃を受けている観光産業の需要回復を目指し、喜多方市と連携した支援モデル構築に着手。

[関東本部]

- ・「伴走型支援のニューノーマルを考える」と題した支援機関向け IT 利活用セミナーをオンラインで開催。オンライン相談・セミナーの仕組みづくり及び事業者に対する IT 利活用の支援事例共有の他、チャット機能を活用した双方向のパネルディスカッションを行い、コロナ禍における支援機関の連携の在り方を議論し、伴走型支援及び支援機関の連携を促進。

[中部本部]

- ・三遠南信地域に対する支援機能強化のため、三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）と連携

し、「三遠南信のキラリと光る事業マッチング S E N A r i o (シナリオ)」を実施。支援機関と協働し、アイデアソン形式による意見交換会を開催する等、参加中小企業17社間の事業マッチングを促進。漸進的なビジネスアイデアの創出等に寄与。

[北陸本部]

- ・テレワークが浸透していない5月に「リモートワーク活用による新しい働き方Webセミナー」を実施(申込み多数により1日の実施予定を3日間に変更し、100人が受講)。テレワーク導入における課題整理(セキュリティ、運用等)、モチベーション向上、テレワーク環境下で「稼ぐ力」を高めるセールス手法等、導入効果を挙げる方法を解説。参加者へのハンズオン支援、研修等に繋がった。

[近畿本部]

- ・近畿経済産業局及び事業構想大学院大学と協働し、「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」を作成。SDGsに取り組むことが中小企業経営の持続性に繋がることを啓発するとともに、近畿圏でSDGsに取り組む企業事例の紹介及び経営に取込むための具体的な手順・手法について解説。広く公表し、SDGs経営を普及。

[中国本部]

- ・リアルとオンラインのハイブリッド開催により、ハンズオン支援事業大会を開催(会場58名、Web配信196名参加)。生産性向上、工場へのIoT導入、新市場

進出と事業承継、といった近時の経営課題に係る観点から支援事例を報告。イベントの様子は動画に収め、中国本部のホームページに掲載し、中小企業者等へ情報提供。

[四国本部]

- ・品質管理体制構築と経営戦略策定に取り組んだ企業を事例にハンズオン支援セミナーを実施。金融機関7行、支援機関4機関、支援活用検討中企業4社が参加。事例企業からは社長と取組メンバー2名が登壇し、具体的な取組内容、成果を上げるまでの過程の報告を通じ、中長期的な経営課題に取り組む企業の支援ノウハウを共有。

[九州本部]

- ・(一社)九州ニュービジネス協議会及び福岡市との共催により、「九州・大学発ベンチャー・ビジネスプランコンテスト『ビジネスプラン作成講座』」をWeb配信により開催。九州各県から学生28名、教員5名が参加し、グループディスカッション、前年度受賞者によるトークセッションを実施した。機構は、セミナー開催の運営、講師として中小企業アドバイザーを派遣し、ビジネスプラン作成に向けた講義及びアドバイスを行った。

○関係機関との連携・協働の強化

○金融庁・金融機関との連携強化

- ・金融庁及び財務局との連携を引続き強化。具体的には、次のとおり、各財務局長等への企業業務説明を実施し、連携の推進を依頼。

8月 : 新任財務局長業務説明会

(金融庁主催)

9月：財務事務所長会議(金融
庁主催)

10月：財務局・財務事務所担当
者業務説明会(財務省主催)

12月：財務局理財部長会議(金
融庁主催)

・金融機関の全国団体((一社)全国
信用金庫協会、(一社)全国信用組
合中央協会)との連携を強化。具
体的には、次のとおり、機構の施
策情報を定期的に提供。

6月：ITプラットフォーム「デ
ジタル化支援ツール」、E-SO
DAN、新価値創造展2020出
展者募集、海外ECバイヤー商談
会2020出展者募集、海外ビジ
ネスナビ、TIP*S、新型コロ
ナウイルス感染症に係る共済制
度の特例措置について情報提供

9月：中小企業に対する強靱化支
援(中小企業強靱化シンポジウム
開催他)、災害対策チャット相談、
ITプラットフォーム「ここから
アプリ」、中小企業デジタル化応
援隊事業、医療機器CEO商談
会、ジェグテック、海外展開ハン
ズオン支援、EC相談オンライン
面談開始、中小企業総合展 in
Gift Show 2021、
中小企業総合展 in FOO
DEX 2021、新型コロナウ
イルス感染症特別利子補給事業、
新型コロナウイルス感染症制度
融資利子補給事業について情報
提供

12月：IT戦略ナビ、中小企業
デジタル化応援隊事業、E-SO
DAN、経営相談アドバイザー派
遣、フードテクノロジーCEO商
談会、先端産業CEO商談会、E
C活用支援アドバイス及びEC

実践プログラム、中小企業大学校
経営後継者研修（第42期）募集
開始、経営改善支援センター、T
IPSについて情報提供

3月：IT戦略ナビ、よろず支援
拠点成果事例集、ITプラットフ
ォーム「ここからアプリ」、E-S
ODAN、経営相談アドバイザー
派遣、ジェグテック、中小企業大
学校2021年度研修受講開始、
事業引継ぎ支援センターの「事業
承継・引継ぎ支援センター」への
リニューアル、起業相談チャット
ボット「起業ライダーマモル」に
ついて情報提供

○業務提携の締結

- ・2年度における新たな業務提携締
結機関15機関

金融機関等3機関

（三井住友海上保険（株）、鹿児島信
用金庫、

三重県信用保証協会）

支援機関等11機関

（「スタートアップ・エコシステ
ムの形成に向けた支援に関する
協定」（9機関協定：（独）国際協
力機構、国立研究開発法人新エネ
ルギー・産業技術総合開発機構、
国立研究開発法人日本医療研究
開発機構、国立研究開発法人化学
技術振興機構、国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機
構、（独）日本貿易振興機構、（独）
情報処理推進機構、国立研究開発
法人産業技術総合研究所、（株）み
らい創造機構、名古屋中小企業投
資育成（株）、（独）国際協力機構
（個別締結：海外展開支援））

大学1機関（金沢大学）

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進
支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれの課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にして

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進
支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者の生産性向上や海外需要の獲得、円滑な事業承継・事業引継ぎなどそれぞれの課題や対応の必要性に気付いていただくことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。また、情報・メッセージの発信は、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進
・ロゴデザイン及び「Be a Great Small.」を活用した発信を継続し、機構の利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図る。
・機構からの情報・メッセージは、SNSや動画配信等のウェブメディア及びローカルテレビ等のマスメディア活用やパブリシティ活動等を通じて、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象に発信していく。

- ・業務提携締結機関（累計） 3 4 6 機関
金融機関等 2 2 3 機関、支援機関等 7 2 機関、大学 1 3 大学、地方公共団体 2 2 機関、海外支援機関等 1 6 機関

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

○情報発信の強化による支援施策の利用促進

- ・中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等に機構の存在意義や利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図るため、ロゴデザイン及びコミュニケーションワード「Be a Great Small.」を用いた統一的なコンセプトの下、機構の組織名称と事業内容の一体的な発信を実施。
- ・情報発信に当たっては、後述の通り、マスメディアやウェブメディア、ソーシャルメディアといった様々なメディアを通じた情報発信を強化。

いくことが重要となる。
第4期中期目標期間においては、SNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアといった様々なツールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の活用状況などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者支援ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・

者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。
こうした考えのもと、機構では、設立15周年となる2019年より、これまでのロゴデザインを一新し、機構ブランドの確立を通じた戦略的な認知度向上に取り組んでいるところ。第4期中期目標期間においては、機構からの情報やメッセージをSNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアを通じて周知するとともに、積極的なパブリシティ活動を展開していく。これらの取組を通じて幅広く情報発信するとともに、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の活用状況の把握などにより適切にその効果を把握・検証し、

・上記の取組については、その効果を機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の活用状況の把握等により適切に把握・検証して改善する。
・中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」のコンテンツは、働き方改革など制度改正に係る情報や生産性向上、事業継続・強靱化、事業承継・事業引継ぎなど中小企業・小規模事業者の重点的な経営課題の解決に役立つものにするるとともに、ユーザビリティのより一層の向上を図る。
・機構のホームページは、「J-Net21」との役割、機能の見直しを行いつつ、コーポレートサイトとして必要な情報発信を徹底

・その結果、後述の通り、各情報発信ツールにおいて大幅な成果を上げるとともに、メディア掲載件数は3,236件（前年度の2,962件）と増加。また、機構の認知度は39.1%（前年度：41.6%）と、安定的に高い水準の認知度を確保。
○新型コロナウイルス感染症に係る支援施策の横断的な情報発信
○関係省庁や関係機関、地方公共団体等の支援情報の発信
・J-Net21内に開設した特設ページに、府省庁や関係機関、地方公共団体等の支援情報を集約して掲載。特に地方公共団体の情報は、従来の都道府県、政令指定都市等に加え、市町村まで情報を拡充することで、内閣官房や経済産業省等の政府機関や民間プラットフォームから、全国の利用者に対し、各々の関心地域に応じた情報を提供できる我が国唯一の情報源として活用された。その結果、閲覧数は1,150万セッション（前年度411万セッション）と大幅に増加。
(再掲)
・e-中小企業庁&ネットワーク推進協議会の事務局として、「e-中小企業ネットマガジン」を配信。従来の週1回の配信に加え、同感染症の支援情報に係る臨時号を配信。その結果、新規登録者数5,080人（前年度2,462）と大幅に増加。
○機構自らが実施する支援情報の発信

■機構自らが実施する支援情報の発信
コロナ禍において支援情報の発信を強化

支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行い、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

する。
・機構の両サイトは、中小企業庁の「ミラサポPLUS」や、各省庁の施策目的特設サイトなどの中小企業・小規模事業者支援に資するサイト等との一層の効果的な連携を取りつつ、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

- ・機構ホームページへの特設ページの開設や各施策の特設サイトの開設、機構全体で保有するJ-Net21のメルマガへの一斉配信・臨時号の配信、SNS（Facebook・Twitter等）、YouTubeによる動画等、様々なメディアを通じて積極的な情報発信を実施。
- ・年度後半には、コロナ禍等により顕在化した経営課題の解決に資する、「中小企業強靱化支援事業」、「ITプラットフォーム事業」、「中小企業デジタル化応援隊事業」、「中小企業生産性革命推進事業」等を取りまとめ、事業横断的な普及啓発業務を実施。マスメディアを対象にメディアキャラバンを本部・地域本部で実施したほか、「中小機構に聞こう！」をキャッチフレーズに、戦国武将を中小企業経営者になぞらえたコンテンツを展開した特設サイトを開設するなど、インターネットや新聞等を通じた情報発信を実施。
- ・上記、取組の結果、以下の通り、中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等へ必要な情報をタイムリーに発信することができ、大きな成果を得た。

機構ホームページセッション数：
1, 190万セッション（前年度808万セッション）
メルマガ新規登録数：13, 388（前年度：1, 967）
機構公式SNS（Facebook・Twitter等）新規フォロワー数：6, 962（前年度：2, 637）

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

した結果、①J-Net21の閲覧数、②機構HPの閲覧数、③メルマガの新規登録数、④SNSのフォロワー数、⑤メディアへの掲載件数、いずれも過去最高を記録。

「中小機構に聞こう！」をキャッチフレーズに、コロナ禍で顕在化したデジタル化や強靱化等の支援情報の発信にも注力。組織面では、データに基づいたプッシュ型発信等のために、10月に総合情報戦略準備室を設置し、本年4月には総合情報戦略課に改組。

・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。

・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。

・機構が保有する企業情報、支援助事例情報及びノウハウ等(ナレッジ)の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討

・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。

・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、必要に応じて組織の柔軟かつ機動的な見直しを行うとともに、組織内の情報共有の強化、意思決定の迅速化等を強化する観点からITを活用したシステムを構築するなどの多様な取組を行い、業務の生産性向上を図り、より働きやすく働きがいのある職場環境を構築する。

・機構が保有する企業情報、支援助事例情報及びノウハウ等(ナレッジ)の組織横断的共有、支援への効

・昨年度に策定した行動指針を含めた中小機構理念体系について、イントラネット・機構内ポータルサイトを活用した情報発信や意見交換等を通じて役職員に浸透を図る。

・行動指針を策定し、階層別研修をはじめとした職員研修等を通じて行動指針の浸透・徹底を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上により、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。

・良好な職場環境の形成と業務効率化のため全機構的な事務負担軽減の取組を推進する。

・行動指針については、役職員が行動指針を具体的に理解し、自分自身のものになるように、行動指針にまつわる職員の業務上のエピソードを作成し、機構の内部広報媒体において6回配信した。

・新入職員及び社会人採用の職員に対し、入構時職員研修において、経営理念を深めるためのワークショップを行った。

・業務効率向上に向けた取組については、元年度に全役職員から意見募集を行った結果、約300件の意見が寄せられ、それらを108件の課題に集約し、担当部署に対応策の検討を依頼した。2年度はこれらの課題解決に取組み、旅費精算業務の見直し、機材倉庫へのカードキーの設置、派遣職員の管理に係るマニュアルの整備などにより、業務効率の向上が図られた。

・また、2年度期中からは政府の方針に沿って、はんこレス・ペーパーレス化に重点的に取組み、これらの一環として文書管理規程を改正し、原則押印することを廃止するとともに、従来押印を規定していた個別規程類を改正した結果、1,204件の様式において、はんこレスが図られた。ペーパーレス化においても、598万枚のコピー用紙の節約が図られた。

・さらに、はんこレスに向けて、各種内部手続き(申請・承認)の処理方法を見直し、メール形式での処理のほか、現行の文書管理システムを改修することにより、全29種の手続きをシステム上で処理することを可能にした。

・小規模事業者等統合データベース

する。
・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に適正に反映する。

果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。

・職員に対する業績評価制度は、職員の自主性を伸ばし、やりがいや努力が報われるという観点から、必要に応じて改善を行うとともに、その評価結果を賞与や昇給・昇格等の処遇へ反映させる。

・中小企業・小規模事業者支援や施策提供等の支援ツールとして運営する「小規模事業者統合データベース」について、事業データの拡充等により企業情報データベースとしての更なる利便性向上に努める。また、他の関係機関との連携や事業者データを活用した効果的な支援施策展開について可能性の検討を行う。

・人事評価制度による2019

では、定期的な企業情報更新と併せ、機構支援担当者の要望調査に基づくUI・検索利便性改善や、生産性革命事業補助採択情報等の検索項目追加を行い、より効果的な支援施策の実施を可能とする機能追加を行った。

・データに基づいたプッシュ型発信や機構のDX化（データを活用した支援）のため、令和2年10月に総合情報戦略準備室を設置（本年4月に総合情報戦略課に改組）。

・元年度に実施した人事評価制度の評価結果について、2年度の職員の賞与及び昇給の処遇に反映。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

・P D C A サイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、新たなニーズに対応した業務やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似サービスについては改善又は廃止を実施する。

・施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」による事業評価を適切に行い、事業成果を向上する。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

・P D C A サイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、改善又は廃止し、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。

・事業の進捗状況を財務会計情報や事業の評価指標等の内部指標により把握し、日々の的確な経営判断に活用する。業務遂行上の問題は早期に発見し、迅速に対応する。

・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、

年度評価結果を職員の賞与及び昇給・昇格の処遇に反映させる。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

・P D C A サイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、その必要性を検討し、改善又は廃止することで、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中することを検討する。

・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応できるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握する。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

・「事業・予算管理システム」の運用を行うことで、全機構職員が予算の執行状況や事業のK P I の進捗状況を適時に確認可能な状態にし、P D C A サイクルの更なる向上を図った。

・事業見直しにおいては、元年度に全職員から寄せられた約300件の意見を106件の見直し案に集約。担当部署において対応策の検討を行い、実施に移行した。

・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握した。

■業務改善と新たなニーズへの対応

運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間の毎年度平均（毎年度平均前年度比）で1.05%の目標に対し、3.3%を削減（新規追加分を除く。）。

地域手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は1級地（東京特別区）20%のところ機構は12%）、広域異動手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は300km以上10%のところ機構は3%）等給与水準の適正化とコスト削減に向けた改革の取組みを行った。

契約については、一者応札・応募削減に向けた取組をはじめ、本部一括発注等による調達効率化、障害者就労施設等への優先調達、随意契約に関する内部統制を確立し、適正化が図られるよう努めた。

「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。

・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。

4. 業務経費等の効率化

・運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。

・新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。

・国家公務員の

4. 業務経費等の効率化

・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。

・新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図

4. 業務運営の効率化

・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。

・給与水準の適正化に引き続き取組み、その検証や取組状況を公表する。

4. 業務運営の効率化

・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間平均で3.3%の削減（新規追加分等を除く）。

○給与水準の適正化とコスト削減に向けた改革の取組

・地域手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は1級地（東京特別区）20%のところ12%を維持。）。

・広域異動手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は300km以上10%のところ3%を維

給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

・独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総

ることとする。
・役職員の給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当も含め厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

・「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総

・「独立行政法人会計基準」等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

・令和2年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件回避に向けた調達の取組みとして、複数回に亘り繰り

持。)

○対国家公務員給与比較

114.2ポイント
(元年度112.8ポイント)

・地域勘案

107.2ポイント

・学歴勘案

111.7ポイント

・地域・学歴勘案

105.5ポイント

・「独立行政法人会計基準」等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
・令和2年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件減少に向けた調達の改善及び事務処理効率化等を目的とした本部一括発注等による調達の推進を行った。その結果、同計画に定める評価指標に対する実績は次のとおりである。

○一者応札・応募削減に向けた取組

複数の入札参加業者の確保を図るため更なる改善方針を追加し削減に取り組んだ。

2年度から追加した新しい取組として、入札公告掲載までに6か月以上の期間を設けた年間調

務大臣決定)を踏まえ、機構が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。

務大臣決定)を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。

返し実施している案件については、仕様書にて前年度実績報告書等をサンプルとして例示することとする。また、企画書提出型の調達においては、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会を拡大する。

なお、契約事務実務マニュアルにあるチェックシートの活用を徹底することにより、発注担当者に対して競争性の確保に向けた意識付けを行なうこととする。

障害者就労施設等への優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して定めた同計画の調達方針に基づき前年度実績を上回る調達に努めるものとする。

調達に関するガバナンスの徹底の取組として、随

達計画を上・下期ごとに作成し、ホームページに掲載した。
<2年度実績>2年度の新規競争契約における一者応札件数は13件であり、前年より15件削減した。

(参考)

- ・元年度競争性のある契約：191件に対して28件
- ・2年度競争性のある契約：147件に対して13件

○事務処理効率化等を目的とした本部一括発注等による調達

【評価指標】1案件以上の実績および事務処理削減

<2年度実績>事務処理効率化等を目的とした本部一括発注等による調達の推進については、人材派遣業務の調達について本部、地域本部、大学校、インキュベーション施設等47施設を包括した調達を実施。また、役員近距離・外勤交通費を各事業費支払から原則として財務部共通経費支払として、事務処理を効率化した。

○障害者就労施設等への優先調達

【評価指標】前年度実績額を上回ること

<2年度実績>2年度調達方針を地域本部等と共有したことにより当該年度実績は135百万円の調達となり、前年度より16百万円の増加。

(参考)

- ・元年度実績：119百万円

○随意契約に関する内部統制の確立

【評価指標】入札・契約手続委員

意契約に関する内部統制の確立のために新たに随意契約を締結する案件については、「入札・契約手続委員会」で検証を行うこととする。

不祥事の発生の未然防止・再発防止については、各会計機関の契約担当職員を対象として、定期的に研修を行うとともに、本部調達担当者による指導や情報交換を通じて、契約担当職員のスキルアップを図る。さらに、入札談合を未然に防止するために必要な知識、法制度について、役職員等を対象とした研修を実施し、不祥事の未然防止等に努めることとする。

一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保するとともに、事後評価については外部有識者や監事を委

会による点検の実施

<2年度実績>入札・契約手続委員会で、新たに随意契約を締結した案件は1件。

(参考)

- ・元年度新たな随意契約：11件

○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

【評価指標】研修等の実施回数および各地域本部等への訪問指導回数

<2年度実績>各会計機関の会計担当職員を対象とした「契約担当者会義」（12月）、「官製談合防止法研修会」（2月）を各1回実施。各地域本部等への訪問指導は、4回実施（東北・関東・近畿本部、東京校）。

- ・2年度調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構ホームページで公表。

員とする「契約監視委員会」において点検を行う。契約監視委員会等で指摘された事項については、実効性等を検討しその後の調達手続きに反映するなど、契約手続きの一層の改善に向けた不断の見直しに引き続き取り組むとともに、地域本部等の契約担当職員への周知徹底及び情報共有を図る。また、入札・契約の適正な実施については、監事等による監査を受けるものとする。なお、調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構のホームページで公表する。

5. 業務の電子化の推進
・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようA I・I Tを活用

5. 業務の電子化の推進
・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようA I・I Tを活用す

5. 業務の電子化の推進
・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようA I・I Tを活用

5. 業務の電子化の推進

○オンライン会議アプリの導入
・コロナ禍に対応するため、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等への支援等について、対面形式からオンライン形式での実施に切り替えることができるようオンライン会議アプリを導入。

■業務の電子化の推進

コロナ禍に対応するため、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等への支援等について、対面形式からオンライン形式での切り替えができるようオンライン会議アプリを導入。オンライン会議は、オンライン上の不特定多数と接触するため、セキュリティ対策として、V D I（仮想デスクトップ）技術を活用し、外部との専用オンライン会合システムを導入。

<p>し、デジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等(ナレッジ)の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。 	<p>るとともに、政府が進めるデジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と利便性・支援の質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等(ナレッジ)の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。 ・定型業務を自動化など事務業務へのIT技術の積極的な活用や、無線LAN環境、モバイルワーク環境などの業務ネットワークインフラやWeb会議などのコ 	<p>し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に予定する大規模なシステム更改にあわせ、新しいIT技術を活用したオンラインでの支援提供やオフライン支援の手続きの電子化を推進する。 ・中小企業・小規模事業者支援や施策提供等の支援ツールとして運営する「小規模事業者統合データベース」について、事業データの拡充等により企業情報データベースとしての更なる利便性向上に努める。また、他の関係機関との連携や事業者データを活用した効果的な支援施策展開について可能性の検討を行う。(再掲) ・令和4年度に予定する大規模 		<p>○安全にオンライン会議を実施できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議はオンライン上の不特定多数と接触するため、セキュリティ対策として、VDI(仮想デスクトップ)技術を活用し、外部との専用オンライン会合システムを導入。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者統合データベースでは、定期的な企業情報更新と併せ、機構支援担当者の要望調査に基づくUI・検索利便性改善や、生産性革命事業補助採択情報等の検索項目追加を行い、より効果的な支援施策の実施を可能とする機能追加を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、VPNによる遠隔業務環境や、全職員への携帯端末の配 	<p>小規模事業者統合データベースでは、定期的な企業情報更新と併せ、機構支援担当者の要望調査に基づくUI・検索利便性改善や、生産性革命推進事業の各補助金情報等検索項目追加を行い、より効果的な支援施策の可能とする機能追加を行った。</p>	
---	---	---	--	---	--	--

	<p>コミュニケーションインフラの活用により、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を図る。</p>	<p>なシステム更改にあわせ、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を目的とした、定型業務の自動化、情報・経験の収集・蓄積、円滑なコミュニケーションやモバイルワーク環境の実現の実現を図る。</p>		<p>付とこれを用いたWIFI環境、③オンライン会議システム等を整備。</p> <p>■指摘事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一者応札・応募削減に向けた取組 複数の入札参加業者の確保を図るため更なる改善方針を追加し削減に取り組んだ。 2年度から追加した新しい取組として、入札公告掲載までに6か月以上の期間を設けた年間調達計画を上・下期ごとに作成し、ホームページに掲載した。 <2年度実績> 2年度の新規競争契約における一者応札件数は13件であり、前年より15件削減した。 (参考) ・元年度競争性のある契約：191件に対して28件 ・2年度競争性のある契約：147件に対して13件 (再掲) [独立行政法人通則法第28条の4に基づく令和元年度評価結果の反映状況の公表] 		
--	--	--	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
1. 財務内容の改	1. 財務内容の改	1. 財務内容の改		1. 財務内容の改善その他の財務の健	<p><評価と根拠></p> <p>評価： A</p> <p>根拠： 法人全体として、4,530億円の当期総利益を計上。一般勘定のファンド事業においては、コロナ禍においても2年度は309億円の利益剰余金を計上。累積損益でも536億円の累積利益を確保。また、小規模共済事業の利益剰余金は、5,676億円のプラスと健全な財務基盤を維持し、制度運営を安定化させた。新たに、機構の余裕金の一部の運用において、グリーンボンド等SDGs債を購入し、収益を損なうことなく運用。</p> <p>このほか、保有資産の見直しについても、試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア）については、2年度は、テクノフロンティア四日市及びテクノフロンティア岡山の2施設の売却を実現。出資事業（三セク）については、2社の株式譲渡を実施。さらに、金融資産の用途、保有の必要性の判断を行うとともに会計検査院による指摘等を踏まえ、令和2年度は38.7億円の国庫納付を実施。</p> <p>以上の取組を踏まえ、A評価と判断。</p> <p>■財務内容の改善その他の財務の健全性の確</p>	評価	

<p>善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第25条第1項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ(運用に係る資産の構成)等の見直しを行う。 ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資 	<p>善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第9条に基づき小規模企業共済法施行令第2条に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回り(予定利率に従って増加する責任準備金等の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を勘案したうえで、安全かつ効率的な運用を図るよう定める「運用の基本方針」に沿った運用を行う。 資産運用状況を踏まえ、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委 	<p>善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済資産の運用においては、法令に定める共済金等の支給に必要な流動性と中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回りを勘案しながら、安全かつ効率的な運用を図るために「運用の基本方針」に沿って実施する。 資産運用状況については、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受ける。 特に、基本ポートフォリオに関しては、その課題について整理し、必要に応じて見直 		<p>全性の確保に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の基本方針に基づき、共済制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保するため、共済金の支払いに必要な流動性を十分に確保するとともに、安全かつ効率的な運用を行った。 ・元年度の運用状況を6月の資産運用委員会に報告し、適切な運用と評価を受けた。また、2年度上期の運用状況についても12月の資産運用委員会に報告した。 ・基本ポートフォリオについては12月開催の資産運用委員会で検証を実施した他、9・12・3月の資産運用委員会で期待収益率の推計方法などの課題や新基本ポートフォリオ案について協議を行い、外部有識者の助言を受けた。 ・運用受託機関と四半期ごとにミーティングを行うとともに、評価基準に基づき運用状況について確認、的確に評価し、モニタリングを適切に実施。また、自家運用資産の満期保有目的債券に係る償還年限構成の見直しも実施した。 ・運用利回り 2年度 5.26% (元年度 ▲0.07%) ・当期総利益 4,197億円 ・利益剰余金 2年度 5,676億円 (元年度 1,479億円) 	<p>保に関する取組</p> <p>①一般勘定</p> <p>ファンド事業において、コロナ禍においても2年度は年度損益で309億円の黒字、累積損益でも536億円の累積利益を確保。</p> <p>高度化事業の債権の回収については、償還状況や完済の見通しに基づく貸付先の分類化を継続して、定期ヒアリング等を通じて、貸付先ごとの分類を都道府県と共有した上で、都道府県との回収方針の明確化を推進した。定期ヒアリングや回収困難な貸付先を抱える都道府県との個別具体的な会議をオンライン会議システムにより実施。回収の円滑化、早期化のための検討を都道府県に促した結果、不良債権全体で40億円減少させるなど、適切な債務処理が図られた。</p> <p>②小規模企業共済勘定</p> <p>小規模企業共済勘定で行う共済金の支給等の支出に対し、掛金収入等の収入の収支差は約1,828億円のプラスとなっており、安定した財務状況が確保されている。</p> <p>また、小規模企業共済資産の運用は、資産運用の基本方針に基づき、法令に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回りを勘案しながら、安全かつ効率的な運用を行っている。</p> <p>この結果、令和2年度末の利益剰余金は、5,676億円となった。</p> <p>③産業基盤整備勘定(財務省共管業務)</p> <p>債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。また、三セクについては、経営状況の把握及び業務改善を求めることについては、適切に実施。財務の健全性については、1社において株式譲渡を実施し、1社において配当収入を計上できた。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

<p>は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。</p>	<p>員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受け、必要に応じこれらの見直しを行う。</p> <p>・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。</p> <p>・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。</p> <p>・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見</p>	<p>しに向けた検討を行う。</p> <p>・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収については、回収専門人材の活用及び専門的なノウハウの導入など回収管理体制の強化を実施し、着実な債権回収を進める。</p> <p>特に、高額貸付者に対する貸付直後の現況確認の実施や延滞発生直後の早期対応、継続的なモニタリングを徹底するなど、要回収債権に係る管理措置を確実に行う。</p> <p>・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。</p> <p>・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見</p>		<p>・中小企業倒産防止共済制度における共済金貸付回収については回収専門の人材を活用し、債権回収の専門的ノウハウを導入した債権管理体制を引き続き強化した。特に高額貸付者に対する貸付後の現況確認、延滞発生直後の早期対応、長期延滞者に対する法的措置は着実に実施した。</p> <p>・債務者の状況を的確に把握するための継続的なモニタリングは、コロナ禍における訪問抑制があったものの、直接面談におきかえて電話等の手段を最大限活用し代替した。また、モニタリング結果について、地域本部へのヒアリングにおいてもオンラインを活用し実施した。</p> <p>・新たにオンラインを活用した研修を全国の担当者向けに6回実施した。</p> <p>・また、財務の健全化に寄与すべく、債権分類額に応じた貸倒引当金を計上するとともに、回収不能分は適切に不良債権処理を実施した。</p> <p>(累計回収率の推移： H20:85.2%、H21:85.3%、 H22:85.3%、H23:85.3%、 H24:85.3%、H25:85.3%、 H26:85.4%、H27:85.4%、 H28:85.5%、H29:85.6%、 H30:85.7% R1:85.7%、</p>		
--	--	---	--	---	--	--

	<p>直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。 ・ 高度化事業における新規案件については、事業性評価を含め融資先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行い、また、貸付後については、管理方法の改善を通じた貸付先の経営状況の適 	<p>直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資については、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また、経営健全化計画の実行状況を管理するなど、事業運営の改善を求めることや、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。 ・ 高度化事業における新規の貸付案件については、事業計画の根拠を精緻に把握し、実現可能性・返済財源（キャッシュフロー）の妥当性を精査するなどして、事業性評価を含め貸付先の返済能力を踏まえた償還可 		<p>R 2 : 8 5 . 7 %)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出資事業（構造転換三セク、繊維三セク） <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧構造転換法、旧繊維法に基づき出資している4社を管理。 ・ 三セク及び関係する地方公共団体等に対して株式処分について協議を行った。 ・ 決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握し適切な配当を求めるとともに、経営健全化計画の進捗状況の確認を行うなど、適切な管理を実施。 ・ 繊維三セク2社において株式の一部譲渡を実施。譲渡価額計48百万円。また、1社において配当を実施。配当収入7百万円。 ○高度化事業 ○新規貸付 <ul style="list-style-type: none"> 新貸付決定先A方式10件、B方式7件について決算書及び診断報告書から事業計画、償還能力の妥当性を検証し確実な審査を実施した。 貸付けにあたっては、事業計画の進捗に合わせて複数回の現地支援を実施し、財務状況の精査、償還能力の確認等のほか、診断・助言への対応状況の確認を行うことにより適切な審査を実施した。 ○正常償還先の経営状況の把握 		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>切な把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、連携して経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制するとともに、不良債権の管理においては不良債権の削減を図るため、専門家の派遣等により積極的に都道府県に対して関与・協力する。</p>	<p>能性等について の確実な審査を行う。また、貸付後は、都道府県と連携して貸付先の経営状況の実態把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、より適切な経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制する。</p> <p>・高度化事業における貸付先の債権管理においては、都道府県に対して、専門家の派遣や回収委託支援業務などによる債権回収業務の支援を行い、債権回収への早期着手や回収促進に向けて働きかける。</p> <p>これらの取組を通じて、不良債権の削減を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・正常償還先173先については、都道府県ヒアリング、決算書による財務分析・実際バランスの把握、貸付先に対する個別ヒアリングの実施などにより適切な経営状況の把握を実施した。 ・実態バランス把握の取組としては、アドバイザー等により巡回・助言業務を活用した支援を実施した。 ・また、貸付先の組合及び組合員への個別ヒアリングをオンライン開催するなど新たな取組も施して、状況に応じた経営支援やフォローアップ体制を構築した。 <p>○条件変更先に対するアドバイザーによる経営支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更を行っている貸付先の経営力強化や課題解決を支援するため、職員及び専門家による経営支援等を実施。支援先46先、支援日数302.5人日。 <p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先について運営診断等を省略し簡易な書類確認のみで1年間の償還猶予を認めることに対する特例準則を制定。通常、時間を要する貸付条件変更の手続きを簡略化することで、貸付先への緊急の信用供与に対応した。 ・26府県で計107先（88組合）／114.5億円の償還猶予を実施。 <p>○都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化事業の債権の回収については、今年度も償還状況や完済の見通しに基づく貸付先の分類化を継続して、定期ヒアリング等を通じて貸付先ごとの分類を都道府県と共有したうえで、都道府県との回収方針 		
--	--	---	--	---	--	--

					<p>の明確化を推し進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により対面での会議が困難である現状を踏まえて、定期ヒアリングや回収困難な貸付先を抱える都道府県との個別具体的な協議をオンライン会議システムにより実施。 ・例年開催している高度化事業初任者研修、及び債権管理研究会がコロナ禍により開催できなかったため、代替措置として完済の見通しが立たない貸付先への対応準備を目的として、各種制度の説明を中心としたオンライン勉強会を都道府県向けに開催。回収の円滑化、早期化のための検討を都道府県に促進したことで、参加した複数の都道府県が対応を本格的に検討し始めるなど成果が出てきており、適切な債務処理に向けて大きく貢献している。 ・債権管理、回収に係る都道府県への支援策として、債権管理アドバイザー業務、調査・アドバイザー業務及び回収委託支援業務を引き続いて実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a) 債権管理アドバイザー業務債権管理アドバイザー（36人確保）し、都道府県に対して債権管理・回収に係るアドバイスを実施。 b) 調査・アドバイザー業務債権回収調査会社による調査・アドバイザー業務を17県で28件実施。 c) 回収委託支援業務債権回収会社及び弁護士法人による回収委託支援業務を4県で19件実施したことにより、債務の削減に大きく貢献。 ・償却は、12件、約8億円実施。 <p>○不良債権の削減額</p> <p>不良債権全体では約636億円から約596億円へと約40億円削</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

	<p>・債務保証業務は、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査の実施を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権の回収管理の徹底・適切な償却処理を行う。</p>	<p>・債務保証業務の実施に当たっては、各制度趣旨に鑑み利用の促進を行い、代位弁済率が抑制されるよう、確実な審査を実施する。また、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を実施するとともに、求償権の回収管理の徹底を図り、適切な償却処理を行う。</p>		<p>減。</p> <p>○債務保証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規保証相談先については、保証制度の概要等を説明するなど適切に対応。 ・債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。 ・自己査定を的確に実施。 ・2年度の保証履行（代位弁済）はなし。 <p>※機構設立以降の新規保証27社 / 138億円 代位弁済1.9億円 代位弁済率1.4%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求償権管理については、債権管理・回収の専門的知識と経験を有する専門員を活用し、求償先の状況把握を行い、状況に応じた回収及び償却を実施。 <p>2年度 求償権回収額：3社1百万円 2年度 求償権償却：3社3億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求償権残高 16億円 <p>○出資事業（高度化三セク、中心市街地三セク、工配三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧中小企業総合事業団法、改正前中心市街地活性化法、旧地域公団法に基づき出資している48社を管理した。 ・出資目的に照らし、経営状況、地方公共団体等の支援状況等も踏まえて出資を継続する必要性の有無について出資三セクごとに判断。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処した。 ・高度化三セク1社において株式譲 		
--	---	--	--	--	--	--

	<p>られる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</p>	<p>られる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</p>		<p>渡を実施。譲渡価額202百万円。また、1社において清算が完了した。</p> <p>○出資事業（FAZ三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧輸入・対内投資法に基づき出資している7社を管理した。 ・出資目的に照らし、経営状況、地方公共団体等の支援状況等も踏まえて出資を継続する必要性の有無について出資三セクごとに判断。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処した。 ・1社において株式譲渡を実施した。譲渡価額76百万円。また、1社において配当を実施。配当収入0.7百万円。 <p>○出資事業（頭脳三セク及びOA三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧頭脳立地法及び地方拠点法に基づき出資している18社を管理した。 ・出資目的に照らし、経営状況、地方公共団体等の支援状況等も踏まえて出資を継続する必要性の有無について出資三セクごとに判断。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主の権利を活用して適切に対処した。 ・頭脳三セク1社において配当を実施。配当収入2.2百万円。 <p>○出資事業（新事業三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧新事業創出促進法に基づき出資 		
--	--	--	--	--	--	--

		<p>・その他の財務</p>	<p>・産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進める。</p> <p>・その他の財務</p>		<p>している4社を管理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資目的に照らし、経営状況、地方公共団体等の支援状況等も踏まえて出資を継続する必要性の有無について出資三セクごとに判断。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主の権利を活用して適切に対処した。 <p>○出資三セク事業（出資承継勘定を含む）全体のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が株式を保有する第三セクターについては、元年度期首時点では81社、2年度期末時点では78社。 ・地方公共団体等との情報交換や協議はテレワーク環境下においてメール等も活用し本部担当部と地域本部等とで36社に対して延べ93回実施。経営改善等協議を行ったものは29社で延べ49回。 <p>○土地譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別債務先の財務内容を分析することなどにより、状況に応じた適切な管理を実施するとともに、返済条件変更に係る運用指針等に基づき、中長期的な資金収支等の検証を行い、債権回収の最大化に注力。 ・土地譲渡割賦債権等回収額6億円 ・土地譲渡割賦債権等残29億円（貸倒引当金11億円）、うち破産更生債権等13億円（貸倒引当金10億円） <p>○余裕金の一部運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の余裕金の一部の運用において、グリーンボンド等SDGs債を購入。 <p>・新たなGP発掘のため、GP候補者</p>		
--	--	----------------	---	--	--	--	--

<p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円(第3期目標期間迄に949億円国庫納付済)について、残余額の納付を年度ごとに検討す 	<p>の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではGP(無限責任組合員)に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。</p> <p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円(第3期目標期間迄に949億円国庫納付済)について、残余額の納付を年度ごとに検討す 	<p>の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではGP(無限責任組合員)に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。</p> <p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・2020年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったり、あるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不 		<p>との面談を強化(75社)。(再掲)</p> <p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試作開発型事業促進施設(テクノフロンティア)については、引き続き譲渡に向けた取組みを実施。2年度は、テクノフロンティア四日市(譲渡額合計202百万円)及びテクノフロンティア岡山(同269百万円)の2施設の売却を実現。10.5億円を国庫納付。 	<p>■保有資産の見直し</p> <p>試作開発型事業促進施設(テクノフロンティア)については、引き続き譲渡に向けた取組を実施。2年度は、テクノフロンティア四日市及びテクノフロンティア岡山の2施設の売却を実現。10.5億円を国庫納付。</p> <p>第2種信用基金については、債務保証業務に係る必要額の見直しを実施し、12月に28億円を国庫納付。また、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて基金額の見直しを実施し、12月に3百万円を国庫納付。</p> <p>中小企業大学校については、研修棟に支障のない範囲で、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、地域活性化や地域の中小企業事業者等の利用促進の取組を実施。</p>	
--	---	--	--	--	---	--

る。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないよう、財務の健全性を確保することに留意するものとする。

・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。

・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。

る。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないよう、財務の健全性を確保することに留意するものとする。

・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。

・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。

・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保

足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。

・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ国庫返納する。

・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。

・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政

- ・第2種信用基金については、債務保証業務に係る必要額の見直しを実施し、12月に28億円を国庫納付。
- ・第2種信用基金の経過業務については、債務保証残高の減少に応じて基金額の見直しを実施し、12月に3百万円を国庫納付

	<p>有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し適切に対応する。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、地方公共団体等への売却等に向けた協議等を進める。 	<p>府出資金については、国庫納付を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し適切に対応する。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、売却等に向け地方公共団体等と協議等を進める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学の施設について、研修等に支障のない範囲で、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、地域や中小企業等の活性化等のために活用される取組を実施。 ・豪雨災害対策のため、地元自治体に体育館、駐車場等を開放し、災害対策の相談所等の設置に協力（人吉校）。 ・中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し、東大和市と交渉中。 ・中心市街地都市型産業基盤施設は、地方公共団体（三鷹市）と売却又は移管に向けた協議を行う上で必要となる施設の中長期修繕計画の策定を実施。 		
--	---	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
					<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠： 機構が、コロナ禍においても安定かつ継続して中小企業支援を行なうために、VDI（仮想デスクトップ）を始めとするIT技術の積極的な導入による安全なオンライン会議の整備や、複数のオンライン会議アプリの導入。また、全職員への携帯端末の配付とこれを用いたWiFi環境を整備し、完全なテレワーク環境を提供することにより、年間を通じて通常と遜色ない組織機能を維持。オンライン化に併せ「ペーパーレス化」を推進。598万枚のコピー用紙を節約（前年度比31%減）。</p> <p>職員のスキル向上に関しては、2年度研修計画に基づき、オンライン研修を柔軟に取り入れながら実施。中小企業事業者のSDGsへの取組み支援のため、令和3年3月に「中小企業SDGs応援宣言」を発表するとともに、中小企業SDGs推進本部を設置。機構内の啓発を図るとともに、令和3年3月に近畿経済産業局と事業構想大学院大学と協力し、「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」を作成・公表。</p>		

<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実にを行うとともに、必要に応じ、関連規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営のため、金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図る。 ・公的使命を有する組織として、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更 	<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制については、その維持・向上を図るため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)を踏まえた業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じ、関係規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスについて維持・向上を図る。具体 	<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の維持・向上を図るため、引き続きリスクの把握、評価及び対応を行い、内部統制委員会及びリスク管理委員会で報告するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行い、適正なガバナンスを確保する。 また、関係部署と連携して、機構のBCPの充実を図り、実効的な事業継続力を高める。 ・金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図るため、リスク管理状況につい 		<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部門におけるリスクの把握、評価を促進。これに基づき機構全体としてのリスク対応計画を更新し、内部統制委員会及びリスク管理委員会において報告。また、両委員会でコンプライアンス・プログラム、情報セキュリティについても審議するなど、内部統制の維持・向上に向けた取組を実施。 ・金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図るため、高度化事業等リスク管理評価委員会を開催し、高度化事業に係る信用リスク管理体制の強化に向けた対応状況等に 	<p>内部統制委員会及びリスク管理委員会における更新したリスク対応計画の報告や内部監査及びフォローアップによる内部統制の更なる充実・強化に向けた取組を実施。業務実績等報告書をはじめ、財務、監査、入札・契約関連情報、給与実態等の情報を迅速に機構ホームページにおいて公表。標的型攻撃メール訓練や定期的なセキュリティ研修や自己点検を実施した。</p> <p>以上の取組を踏まえ、B評価と判断。</p>	
--	---	--	--	--	---	--

<p>なる充実を図り着実に実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。 	<p>的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。 	<p>て内部統制委員会及びリスク管理委員会で報告するとともに、必要に応じて関連規程等の見直しを行う。</p> <p>また、高度化事業等リスク管理委員会も開催し、当該委員会の意見や助言を踏まえて適切な業務運営を行う。</p> <p>外部専門家等を活用して職員の能力向上を図り、事業別収支情報等については引き続き情報公開を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、リスクベースに基づいた監査テーマや監査対象部署を選定し、監査ポイントを明確にした監査計画を策定するとともに、監事や会計監査人との情報共有など連携を密に行い実施する。また、監査結果に基づく改善内容の確実な実施を確保す 		<p>ついて審議し、その審議結果及び高度化事業を含む金融関連業務に関するリスク管理状況を内部統制委員会及びリスク管理委員会へ報告。各委員会での意見や助言を踏まえて、適切な業務運営を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査は、リスクベースに基づき監査テーマを選定し、年度内部監査計画を作成。個別監査テーマ毎に事前調査等により監査ポイントを明確にした内部監査実施計画を作成し、効率的に監査を実施。セキュリティ監査は、知見が不足していたため、外部専門機関を活用して監査を実施。また、内部監査結果に対する被監査部門の改善措置について、適時フォローアップを行い状況確認。監事と定期的に情報交換を実施し、監事・会計監査人による三様監査連絡会も隔月で開催し、情報共有を推進。 		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・経営方針に基づき積極的に行動・実践する。</p> <p>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。</p>	<p>るため、改善措置状況のモニタリングを適切に実施する。</p> <p>・コンプライアンスを徹底するため、2020年度コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき研修等を実施する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践する。</p> <p>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの活用を図るため、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理(状態の変化の察知)、CSIRTによるイン</p>		<p>・機構役職員が、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき、積極的に行動・実践するよう、2年度コンプライアンス・プログラムに則り、様々な研修・啓発活動を実施。具体的には、階層別研修及び全役職員・専門家・派遣職員向けEラーニングを実施したほか、メールマガジンを毎月配信。また、推進月間を11月に設定し、メールマガジンの臨時配信等、集中的にコンプライアンスに係る啓発を行い、役職員のコンプライアンス意識を醸成。</p> <p>・機構WAN業務は、VDI(仮想デスクトップ)等のIT技術導入による安全なオンライン会議の整備や複数のオンライン会議アプリの導入により、関係者・機関及び中小企業支援における各種ニーズに対応可能なコミュニケーションインフラの活用を促進した。また、ヘルプデスクを通じたユーザーへのサポート、監視システムによるイベント管理(状態の変化の察知)、CSIRTによるインシデント管理を通じて、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行なうとともに、運用マニュアル等の見直しや整備を実施した。</p>	<p>■コロナ禍中の組織機能の維持</p> <p>職員に対しVPNによる遠隔業務環境や全職員への携帯端末の配付とこれを用いたWiFi環境、オンライン会議システム等を整備し、完全なテレワーク環境を提供することにより、年間を通じて通常と遜色ない組織機能を維持。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

		<p>シデント管理を行うことで、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行うとともに、運用標準などマニュアル等の見直しや整備に取り組む。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・2年度期中からは政府の方針に沿って、はんこレス・ペーパーレス化に重点的に取組み、これらの一環として文書管理規程を改正し、原則押印することを廃止するとともに、従来押印を規定していた個別規程類を改正した結果、1,204件の様式において、はんこレスが図られた。ペーパーレス化においても、598万枚のコピー用紙の節約が図られた。 ・さらに、はんこレスに向けて、各種内部手続き（申請・承認）の処理方法を見直し、メール形式での処理のほか、現行の文書管理システムを改修することにより、全29種の手続きをシステム上で処理することを可能にした。 （再掲） ・中小企業のSDGsへの取組み支援のため、令和3年3月に「中小企業SDGs応援宣言」を発表するとともに、中小企業SDGs推進本部を設置。また、3月に近畿経済産業局と事業構想大学院大学と協力し、「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」を作成・公表。 （再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ペーパーレス化 オンライン化に併せ「ペーパーレス化」を推進。598万枚のコピー用紙を節約（前年度比31%減）。電子起案決裁システムに、備品使用手続き等の簡易な内部事務手続きの承認機能を追加し、ペーパーレスを後押し。 ■SDGsの推進 新価値創造展2020において、SDGsをメインテーマとして開催。 中小企業事業者のSDGsへの取組み支援のため、令和3年3月に「中小企業SDGs応援宣言」を発表するとともに、中小企業SDGs推進本部を設置。 令和3年3月に近畿経済産業局と事業構想大学院大学と協力し、「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」を作成・公表。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。 				

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成
機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中
小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。
こうした考えの下、限りあるリソースのなか、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材を育成し職員の専門性の向上を図る。特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成
・機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中
小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。こうした考
えのもと、限りあるリソースのなか、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づ
き、計画的に人材育成し職員の専門性の向上を図る。
・事業承継・事業引継ぎ支援、生産性向上支援、IT化支援、人材育成支援、販路開拓・

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成
・職員の専門性の向上を図るため、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、研修の実施及び資格取得の支援を行う。具体的には、階層ごとに求められる役割を効果的に発揮するための階層別研修、支援施策を理解し適切に対応できる力を養うための現場力強化研修、事業部門別人材育成体系に定められた業務遂行能力向上のための各種研修をはじめ、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣、通信教育、Eラーニングなど多様な手段を講じ、人事グループと事業部門が連携して計画的に職員の専門性向上に努める。
・若手職員には将来のキャリアパスを描くための業務経験を積ませ、中堅職員に

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成
・2年度研修計画に基づき、職員の適性や能力開発段階に応じた育成を図るため多様な研修制度を運用。コロナ禍の中、オンライン研修を柔軟に取り入れながら、62テーマ、研修回数81回、受講者数延べ1,182人。通信教育講座等について、延べ59人が活用。
・入構4年目の職員を対象者とした販路支援、経営支援及び事業承継支援の知見習得とデジタルトランスフォーメーションをテーマとした研修を実施したほか、各階層に求められる職務遂行能力向上を図った。また、26年度から組織的に取り組んでいる新入職員に対するOJTについて、職場で実際に指導するトレーナー向け研修を実施。
・職員の専門性向上、施策や支援ノウハウ習得、研修を通じたネットワーク構築や視野の拡充を図るため、中小企業診断士養成課程へ5人、省庁や外部研修機関が実施する新政策、会計事務、内部監査、プロジェクトマネジメント、システム開発等の専門分野の研修にのべ61人の職員を派遣。
・若手職員に関しては、将来の機構職員としてのキャリアパスが描きやすくなるよう、在籍2,3年の職員を中心に各部門の体制を考慮したうえで、機構職員に必要な共通的・

国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンアウト出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。

海外展開支援及び起業・創業支援などの業務で求められる専門性を高めるため、実務経験と職員個々の適性や段階に応じた研修を通じ、専門性の高い職員を計画的に育成する。

- ・特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンアウト出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、

は専門性を磨かせる人事に努める。

- ・業務効率を向上し、組織を活性化することによりお客様のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、管理職層のマネジメント力の向上のための研修等を行う。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の制定に伴い、女性職員の意識やスキルの向上のため、外部機関の研修等を活用するなど、女性の能力発揮の推進に取り組む。
- ・職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努めるため、海外研修等の機会を提供する。
- ・事業ニーズに

基盤的専門性を習得できる様な配置換えを推進。一方、中堅職員に関しては適材適所の配置を踏まえて人事調書をもとにした本人の意向、職歴及び保有資格を総合的に勘案し、各々の専門性を高める人事異動を推進。

- ・管理職層のマネジメント力の向上のため、管理職に対する360度評価を実施し、同評価結果の見方やマネジメントへの活かし方を学ぶ研修を管理職55名に実施したほか、職員のモチベーションを高めながら一体感の高い職場を創る組織開発の技術を学ぶ研修を役員等幹部職員16名を対象に実施。

- ・機構の事業ニーズに適合する実務

	<p>様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。</p> <p>・A I ・ I T 活用、販路開拓・海外展開、起業・創業及び成長分野など特定分野での高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を積極的に登用・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行うとともに、外部専門家を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上を図る。</p>	<p>適合する高度な専門性を有する優秀な人材を確保するため、新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行う。</p>		<p>経験を有する人材を27名採用したほか、外部機関への職員派遣を実施。</p> <p>・高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を登録・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を実施。</p> <p>(2年度末登録数：2,975人)</p> <p>より顧客ニーズに応えるため、専門家制</p> <p>度を見直し、部門横断的な活用の促進および時代のニーズに合ったスキルを有する専門家の登用を容易にした。</p> <p>(再掲)</p>		
<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>	<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>	<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>・組織・業務・財務等に関する情報その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>		<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>・独立行政法人通則法に基づく業務実績等報告書を機構HPに公表</p> <p>(2年6月)。業務方法書を改正した際には、独法通則法に基づき認可後速やかに機構HPにおいて公表(2年7月及び10月)。</p> <p>・その他法律や閣議決定等に基づき、財務、監査、入札・契約関連情報、給与実態等の情報を機構HPにおいて迅速にわかりやすく公表。</p>		
<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>・最近のサイバー攻撃の動向及び「サイバーセキ</p>		<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>・「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、2年</p>		

<p>月27日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。</p>	<p>月27日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施する。具体的には、規程、マニュアル及び対策等を整備・見直し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。加えて、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。</p>	<p>「セキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や関連する規程・要領等を踏まえた情報セキュリティ管理規程等に基づき、新たな脅威等に常に対応できるようなシステム面での対策、人的対応、CSIRTによる組織的対策を行う。加えて、標的型攻撃メール訓練や研修や自己点検により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。</p>		<p>4月1日より施行した「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理基準」の運用を開始した。新たな脅威等に常に対応できるようCSIRTによる組織的対策を継続して維持、標的型攻撃メール訓練や定期的なセキュリティ研修や自己点検を実施。</p>		
---	---	--	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

令和2年度予算計画・実績

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区分	新事業展開・創業支援業務			経営環境変化対応業務			共通			合計			備考
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
収入													
業務収入	80	77	△ 3	14	0	△ 14	-	-	-	94	77	△ 17	
運用収入	-	-	-	-	-	-	28	26	△ 2	28	26	△ 2	
その他収入	-	-	-	-	-	-	2	0	△ 2	2	0	△ 2	
計	80	77	△ 3	14	0	△ 14	29	27	△ 2	123	104	△ 19	
支出													
業務経費	85	71	△ 14	23	26	3	-	-	-	108	98	△ 10	
代位弁済費	226	-	△ 226	-	-	-	-	-	-	226	-	△ 226	
一般管理費	12	13	1	3	5	2	-	-	-	15	18	3	
その他支出	-	-	-	-	-	-	41	2,820	2,779	41	2,820	2,779	
計	323	84	△ 239	26	31	5	41	2,820	2,779	391	2,937	2,546	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和2年度予算計画・実績

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区分	新事業展開・創業支援業務			備考
	年度計画	実績	増減	
収入				
貸付等回収金	52	3	△ 49	
貸付金利息	0	1	1	
業務収入	1,513	1,254	△ 259	
運用収入	5	9	4	
その他収入	3	477	474	
計	1,574	1,746	172	
支出				
業務経費	1,084	1,005	△ 79	
一般管理費	41	47	6	
その他支出	-	1,054	1,054	
計	1,125	2,107	982	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和2年度予算計画・実績

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区分	経営環境変化対応業務															備考
	給付経理			融資経理			業務等経理			調整額			合計			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
収入																
運営費交付金	-	-	-	-	-	-	2,431	2,430	-	-	-	-	-	2,431	2,430	-
借入金等	-	-	-	681,795	663,236	△ 18,559	-	-	-	△ 380,674	△ 337,675	42,999	301,122	325,560	24,438	
貸付等回収金	388,937	369,906	△ 19,031	383,918	336,349	△ 47,569	-	-	-	△ 388,937	△ 369,906	19,031	383,918	336,349	△ 47,569	
貸付金利息	406	116	△ 290	5,043	4,409	△ 634	-	-	-	△ 406	△ 116	290	5,043	4,409	△ 634	
業務収入	693,664	716,105	22,441	-	-	-	-	-	-	-	-	-	693,664	716,105	22,441	
運用収入	78,505	78,070	△ 435	0	0	0	51	30	△ 21	-	-	-	78,556	78,101	△ 455	
その他収入	2,316	2,096	△ 220	1	1	0	7	6	△ 1	-	-	-	2,324	2,104	△ 220	
他経理より受入	-	-	-	-	-	-	3,712	3,695	△ 17	△ 3,712	△ 3,695	17	-	-	-	
計	1,163,828	1,166,297	2,469	1,070,757	1,003,997	△ 66,760	6,200	6,163	△ 37	△ 773,728	△ 711,394	62,334	1,467,056	1,465,062	△ 1,994	
支出																
業務経費	547,201	543,030	△ 4,171	2,018	2,013	△ 5	5,700	5,642	△ 58	-	-	-	554,919	550,686	△ 4,233	
貸付金	380,674	337,675	△ 42,999	377,667	318,873	△ 58,794	-	-	-	△ 380,674	△ 337,675	42,999	377,667	318,873	△ 58,794	
借入金等償還	-	-	-	689,498	679,906	△ 9,592	-	-	-	△ 388,937	△ 369,906	19,031	300,561	310,000	9,439	
支払利息	-	-	-	1,548	1,434	△ 114	-	-	-	△ 406	△ 116	290	1,143	1,317	174	
一般管理費	-	-	-	24	33	9	122	141	19	-	-	-	146	175	29	
他経理へ繰入	3,712	3,695	△ 17	-	-	-	-	-	-	△ 3,712	△ 3,695	17	-	-	-	
計	931,587	884,401	△ 47,186	1,070,756	1,002,261	△ 68,495	5,822	5,784	△ 38	△ 773,728	△ 711,394	62,334	1,234,436	1,181,052	△ 53,384	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和2年度予算計画・実績

<中小企業倒産防止共済勘定>

(単位:百万円)

区分	経営環境変化対応業務												備考
	基金経理			業務等経理			調整額			合計			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
収入													
運営費交付金	-	-	-	1,306	1,306	-	-	-	-	1,306	1,306	-	
貸付等回収金	361,378	367,040	5,662	-	-	-	-	-	-	361,378	367,040	5,662	
貸付金利息	1,644	1,754	110	-	-	-	-	-	-	1,644	1,754	110	
業務収入	338,961	341,597	2,636	-	-	-	-	-	-	338,961	341,597	2,636	
運用収入	1,899	1,779	△ 120	214	194	△ 20	-	-	-	2,113	1,974	△ 139	
その他収入	78	106	28	6	6	0	-	-	-	84	112	28	
他経理より受入	-	0	-	4,097	3,893	△ 204	△ 4,097	△ 3,893	204	-	-	-	
計	703,959	712,278	8,319	5,624	5,400	△ 224	△ 4,097	△ 3,893	204	705,486	713,784	8,298	
支出													
業務経費	157,649	133,585	△ 24,064	5,515	5,259	△ 256	-	-	-	163,164	138,845	△ 24,319	
貸付金	62,517	46,344	△ 16,173	-	-	-	-	-	-	62,517	46,344	△ 16,173	
他勘定貸付金	301,122	325,560	24,438	-	-	-	-	-	-	301,122	325,560	24,438	
一般管理費	-	-	0	109	134	25	-	-	-	109	134	25	
他経理へ繰入	4,097	3,893	△ 204	-	-	-	△ 4,097	△ 3,893	204	-	-	-	
計	525,385	509,385	△ 16,000	5,624	5,394	△ 230	△ 4,097	△ 3,893	204	526,911	510,885	△ 16,026	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和2年度予算計画・実績

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区分	生産性向上業務			備考
	年度計画	実績	増減	
収入				
業務収入	7	54	47	
運用収入	9	9	0	
その他収入	0	0	0	
計	16	64	48	
支出				
業務経費	10	4	△6	
一般管理費	1	0	△1	
計	11	4	△7	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和2年度収支計画・実績

<一般勘定>

(単位:百万円)

区分	事業承継・引継ぎ促進業務									生産性向上業務			新事業展開・創業支援業務			経営環境変化対応業務									共通			合計			備考			
	(一般経理)			(特定出資経理)			合計			(一般経理)			(復興特別経理)			(特定出資経理)			合計			(一般経理)			合計									
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減		年度計画	実績	増減
費用の部	1,246	1,068	△ 178	119	116	△ 3	1,365	1,185	△ 180	480,019	87,985	△ 392,034	7,187	6,128	△ 1,059	1,855,911	71,809	△ 1,784,102	1,780	984	△ 796	46	21	△ 25	1,857,737	72,815	△ 1,784,922	226	235	9	2,346,534	168,349	△ 2,178,185	
経常費用	1,246	1,068	△ 178	119	116	△ 3	1,365	1,185	△ 180	480,019	87,961	△ 392,058	7,187	6,105	△ 1,082	1,855,911	71,809	△ 1,784,102	1,780	984	△ 796	46	21	△ 25	1,857,737	72,815	△ 1,784,922	226	235	9	2,346,534	168,302	△ 2,178,232	
業務経費	1,184	896	△ 288	116	110	△ 6	1,300	1,007	△ 293	479,156	85,691	△ 393,465	6,224	4,785	△ 1,439	1,855,849	71,487	△ 1,784,362	1,724	877	△ 847	44	16	△ 28	1,857,618	72,380	△ 1,785,238	-	-	-	2,344,297	163,864	△ 2,180,433	
一般管理費	50	163	113	4	6	2	54	169	115	493	1,997	1,504	345	1,095	750	33	295	262	56	107	51	2	4	2	90	408	318	-	235	235	983	3,906	2,923	
減価償却費	4	7	3	-	-	-	4	7	3	294	270	△ 24	568	224	△ 344	24	25	1	-	-	-	-	-	-	24	25	1	226	-	△ 226	1,115	528	△ 587	
財務費用	0	0	0	-	-	-	0	0	0	1	1	0	1	0	△ 1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	2	2	0	
その他の費用	8	0	△ 8	0	-	0	8	0	△ 8	74	-	△ 74	50	0	△ 50	5	-	△ 5	1	-	△ 1	0	-	0	5	-	△ 5	-	-	-	137	0	△ 137	
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	24	-	23	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	47	
固定資産除却損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	23	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	23	
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
関係会社株式処分損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	24	
収益の部	1,526	831	△ 695	-	0	0	1,526	831	△ 695	480,990	91,174	△ 389,816	6,311	36,409	30,098	1,855,921	71,543	△ 1,784,378	1,534	1,031	△ 503	-	-	-	1,857,455	72,575	△ 1,784,880	390	263	△ 127	2,346,672	201,254	△ 2,145,418	
経常収益	1,526	830	△ 696	-	0	0	1,526	830	△ 696	478,060	87,884	△ 390,176	6,311	36,393	30,082	1,855,921	71,534	△ 1,784,387	1,527	1,031	△ 496	-	-	-	1,857,448	72,566	△ 1,784,882	390	263	△ 127	2,343,735	197,939	△ 2,145,796	
運営費交付金収益	1,047	801	△ 246	-	-	-	1,047	801	△ 246	417,208	73,916	△ 343,292	3,770	3,702	△ 68	2,069	1,546	△ 523	1,490	1,015	△ 475	-	-	-	3,559	2,562	△ 997	-	-	-	425,585	80,981	△ 344,604	
資産見返運営費交付金戻入	3	7	4	-	-	-	3	7	4	45	44	△ 1	77	92	15	24	25	1	-	-	-	-	-	-	24	25	1	3	2	△ 1	151	173	22	
資産見返補助金等戻入	0	0	0	-	-	-	0	0	0	55	55	0	160	160	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	216	215	△ 1	
補助金等収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58,851	11,892	△ 46,959	189	102	△ 87	1,853,564	69,939	△ 1,783,625	-	-	-	-	-	-	1,853,564	69,939	△ 1,783,625	-	-	-	1,912,605	81,935	△ 1,830,670	
貸付金利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	397	939	542	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	397	939	542	
出資金収益	439	-	△ 439	-	-	-	439	-	△ 439	-	-	-	-	862	31,288	30,426	258	-	△ 258	-	-	-	-	-	-	258	-	△ 258	-	-	-	1,559	31,288	29,729
事業収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	998	614	△ 384	1,085	922	△ 163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,084	1,537	△ 547	
受託収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204	182	△ 22	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204	191	△ 13	
賞与引当金見返に係る収益	25	21	△ 4	-	-	-	25	21	△ 4	206	236	30	117	111	△ 6	4	22	18	24	14	△ 10	-	-	-	27	36	9	-	-	-	376	407	31	
退職給付引当金見返に係る収益	11	-	△ 11	-	-	-	11	-	△ 11	94	-	△ 94	52	-	△ 52	2	-	△ 2	11	-	△ 11	-	-	-	12	-	△ 12	-	-	-	169	-	△ 169	
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	127	167	40	127	167	40	
その他の収益	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	1	1	-	3	3	-	0	0	3	1	△ 2	-	-	-	3	1	△ 2	260	93	△ 167	263	100	△ 163	
臨時利益	-	0	0	-	-	-	-	0	0	2,930	3,289	359	-	16	16	-	9	9	7	-	△ 7	-	-	-	7	9	2	-	-	-	2,937	3,315	378	
関係会社株式売却益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	74	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	74	
関係会社株式評価損戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156	156	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156	156	
貸倒引当金戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,930	2,955	25	-	0	0	-	-	-	7	-	△ 7	-	-	-	7	-	△ 7	-	-	-	2,937	2,955	18	
退職給付引当金戻入益	-	9	9	-	-	-	-	9	9	-	122	122	-	64	64	-	19	19	-	7	7	-	-	-	-	26	26	-	-	-	-	223	223	
償却債権取立益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87	87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87	87	
退職給付引当金見返に係る収益	-	△ 9	△ 9	-	-	-	-	△ 9	△ 9	-	△ 106	△ 106	-	△ 48	△ 48	-	△ 9	△ 9	-	△ 7	△ 7	-	-	-	-	△ 16	△ 16	-	-	-	-	△ 181	△ 181	
純利益(△純損失)	280	△ 236	△ 516	△ 119	△ 116	3	161	△ 353	△ 514	971	3,188	2,217	△ 876	30,281	31,157	10	△ 265	△ 275	△ 246	47	293	△ 46	△ 21	25	△ 282	△ 239	43	164	28	△ 136	138	32,905	32,767	
法人税等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	29	29	32	32
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	0	0	-	-	-	-	0	0	190	145	△ 45	137	147	10	-	1	1	256	16	△ 240	-	-	-	256	17	△ 239	169	169	0	753	480	△ 273	
総利益(△総損失)	280	△ 236	△ 516	△ 119	△ 116	3	161	△ 353	△ 514	1,162	3,334	2,172	△ 738	30,428	31,166	10	△ 264	△ 274	10	60	50	△ 46	△ 21	25	△ 26	△ 224	△ 198	334	168	△ 166	891	33,353	32,462	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和2年度収支計画・実績

＜産業基盤整備勘定＞

(単位:百万円)

区分	新事業展開・創業支援業務			経営環境変化対応業務			共通			合計			備考
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
費用の部	856	79	△ 777	172	29	△ 143	-	-	-	1,029	109	△ 920	
経常費用	856	79	△ 777	172	29	△ 143	-	-	-	1,029	109	△ 920	
業務経費	85	50	△ 35	23	18	△ 5	-	-	-	108	69	△ 39	
一般管理費	12	29	17	3	10	7	-	-	-	15	39	24	
引当金繰入	759	-	△ 759	146	-	△ 146	-	-	-	905	-	△ 905	
その他の費用	0	-	0	0	-	0	-	-	-	0	-	0	
収益の部	80	37	△ 43	14	1	△ 13	29	27	△ 2	123	65	△ 58	
経常収益	79	0	△ 79	14	0	△ 14	29	27	△ 2	122	28	△ 94	
事業収入	79	0	△ 79	14	0	△ 14	-	-	-	93	0	△ 93	
財務収益	-	-	-	-	-	-	28	26	△ 2	28	26	△ 2	
その他の収益	-	-	-	-	-	-	2	0	△ 2	2	0	△ 2	
臨時利益	1	36	35	-	0	0	-	-	-	1	37	36	
投資有価証券売却益	-	33	33	-	-	-	-	-	-	-	33	33	
貸倒引当金戻入益	1	0	△ 1	-	-	-	-	-	-	1	0	△ 1	
退職給付引当金戻入益	-	2	2	-	0	0	-	-	-	-	3	3	
純利益(△純損失)	△ 776	△ 42	734	△ 159	△ 28	131	29	27	△ 2	△ 906	△ 43	863	
法人税等	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	56	56	-	21	21	466	-	△ 466	466	77	△ 389	
総利益(△総損失)	△ 776	14	790	△ 159	△ 7	152	495	27	△ 468	△ 440	34	474	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和2年度収支計画・実績

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区分	新事業展開・創業支援業務			備考
	年度計画	実績	増減	
費用の部	1,366	1,810	444	
経常費用	1,366	1,482	116	
業務経費	1,039	1,350	311	
一般管理費	38	131	93	
減価償却費	286	-	△ 286	
その他の費用	4	-	△ 4	
臨時損失	-	328	328	
固定資産除却損	-	4	4	
減損損失	-	5	5	
投資有価証券評価損	-	318	318	
収益の部	1,358	1,306	△ 52	
経常収益	1,317	1,130	△ 187	
貸付金利息	0	1	1	
事業収入	1,308	1,116	△ 192	
財務収益	5	7	2	
その他の収益	3	5	2	
臨時利益	41	176	135	
固定資産売却益	-	139	139	
関係会社株式評価損戻入益	-	18	18	
貸倒引当金戻入益	41	10	△ 31	
退職給付引当金戻入益	-	7	7	
純利益(△純損失)	△ 8	△ 503	△ 495	
法人税等	-	1	1	
総利益(△総損失)	△ 8	△ 505	△ 497	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

区分	経営環境変化対応業務															備考
	給付経理			融資経理			業務等経理			調整額			合計			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
費用の部	805,375	825,330	19,955	3,624	3,465	△ 159	6,466	6,314	△ 152	△ 4,118	△ 3,813	305	811,346	831,296	19,950	
経常費用	805,375	825,330	19,955	3,624	3,465	△ 159	6,466	6,314	△ 152	△ 4,118	△ 3,813	305	811,346	831,296	19,950	
業務経費	805,375	825,330	19,955	3,566	3,344	△ 222	5,698	5,334	△ 364	△ 4,118	△ 3,813	305	810,521	830,196	19,675	
一般管理費	-	-	-	24	73	49	121	313	192	-	0	0	145	386	241	
減価償却費	-	-	-	33	46	13	646	666	20	-	-	-	679	713	34	
財務費用	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
その他の費用	-	-	-	0	-	0	1	-	△ 1	-	-	-	1	-	△ 1	
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0	0	
固定資産除却損	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0	0	
収益の部	774,891	1,244,000	469,109	5,059	4,431	△ 628	6,466	6,383	△ 83	△ 4,118	△ 3,813	305	782,298	1,251,001	468,703	
経常収益	774,891	1,244,000	469,109	5,059	4,426	△ 633	6,466	6,383	△ 83	△ 4,118	△ 3,812	306	782,298	1,250,997	468,699	
運営費交付金収益	-	-	-	-	-	-	2,355	2,335	△ 20	-	-	-	2,355	2,335	△ 20	
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	-	-	50	51	1	-	-	-	50	51	1	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	15	15	0	216	216	0	-	-	-	231	231	0	
貸付金利息	406	116	△ 290	5,043	4,409	△ 634	-	-	-	△ 406	△ 116	290	5,043	4,409	△ 634	
事業収入	774,485	1,239,187	464,702	-	-	-	-	-	-	-	-	-	774,485	1,239,187	464,702	
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	49	47	△ 2	-	-	-	49	47	△ 2	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	27	-	△ 27	-	-	-	27	-	△ 27	
財務収益	-	-	-	0	0	0	51	30	△ 21	-	-	-	51	30	△ 21	
その他の収益	-	4,696	4,696	1	1	0	3,718	3,702	△ 16	△ 3,712	△ 3,695	17	8	4,704	4,696	
臨時利益	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	△ 1	△ 1	-	3	3	
退職給付引当金戻入益	-	-	-	-	5	5	-	23	23	-	△ 1	△ 1	-	26	26	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	△ 23	△ 23	-	-	-	-	△ 23	△ 23	
純利益(△純損失)	△ 30,484	418,669	449,153	1,436	966	△ 470	-	68	68	-	-	-	△ 29,048	419,704	448,752	
法人税等	-	-	-	-	0	0	-	1	1	-	-	-	-	1	1	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	30,484	-	△ 30,484	18	17	△ 1	-	-	-	-	-	-	30,502	17	△ 30,485	
総利益(△総損失)	-	418,669	418,669	1,454	983	△ 471	-	67	67	-	-	-	1,454	419,720	418,266	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

区分	経営環境変化対応業務												備考
	基金経理			業務等経理			調整額			合計			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
費用の部													
経常費用	345,542	346,331	789	5,858	5,213	△ 645	△ 4,097	△ 3,893	204	347,304	347,651	347	
業務経費	344,578	346,331	1,753	5,513	4,574	△ 939	△ 4,097	△ 3,893	204	345,995	347,012	1,017	
一般管理費	-	-	-	108	293	185	-	-	-	108	293	185	
減価償却費	-	-	-	236	346	110	-	-	-	236	346	110	
引当金繰入	964	-	△ 964	-	-	-	-	-	-	964	-	△ 964	
財務費用	-	-	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
その他の費用	-	-	-	1	-	△ 1	-	-	-	1	-	△ 1	
収益の部	345,542	346,331	789	5,631	5,437	△ 194	△ 4,097	△ 3,893	204	347,076	347,876	800	
経常収益	342,581	345,235	2,654	5,631	5,436	△ 195	△ 4,097	△ 3,893	204	344,115	346,778	2,663	
運営費交付金収益	-	-	-	1,247	1,295	48	-	-	-	1,247	1,295	48	
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	7	8	1	-	-	-	7	8	1	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
貸付金利息	1,644	1,754	110	-	-	-	-	-	-	1,644	1,754	110	
事業収入	340,937	343,377	2,440	-	-	-	-	-	-	340,937	343,377	2,440	
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	38	39	1	-	-	-	38	39	1	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	21	-	△ 21	-	-	-	21	-	△ 21	
財務収益	-	-	-	214	194	△ 20	-	-	-	214	194	△ 20	
その他の収益	-	103	103	4,103	3,899	△ 204	△ 4,097	△ 3,893	204	6	109	103	
臨時利益	2,961	1,096	△ 1,865	-	1	1	-	-	-	2,961	1,097	△ 1,864	
退職給付引当金戻入益	-	-	0	-	20	20	-	-	-	-	20	20	
完済手当金準備基金戻入益	2,961	1,093	△ 1,868	-	-	-	-	-	-	2,961	1,093	△ 1,868	
償却債権取立益	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	△ 19	△ 19	-	-	-	-	△ 19	△ 19	
純利益(△純損失)	-	-	-	△ 228	224	452	-	-	-	△ 228	224	452	
法人税等	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	228	227	△ 1	-	-	-	228	227	△ 1	
総利益(△総損失)	-	-	-	-	450	450	-	-	-	-	450	450	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和2年度収支計画・実績

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区分	生産性向上業務			備考
	年度計画	実績	増減	
費用の部	11	30	19	
経常費用	11	4	△7	
業務経費	10	3	△7	
一般管理費	1	0	△1	
その他の費用	0	-	0	
臨時損失	-	26	26	
関係会社株式売却損	-	26	26	
収益の部	16	37	21	
経常収益	16	20	4	
事業収入	7	11	4	
財務収益	9	9	0	
その他の収益	0	0	0	
臨時利益	-	16	16	
関係会社株式評価損戻入益	-	16	16	
退職給付引当金戻入益	-	0	0	
純利益(△純損失)	6	7	1	
法人税等	-	0	0	
総利益(△総損失)	6	7	1	

※増減処理の関係で合計が合わないことがある。

**令和2事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	事業承継・引継ぎ促進業務											
	一般経理				特定出資経理				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入												
政府出資金	-	-	-		45,000,000,000	45,000,000,000	-		45,000,000,000	45,000,000,000	-	
運営費交付金	1,083,262,000	842,013,326	△241,248,674	運営費交付金受入実績の減	-	-	-		1,083,262,000	842,013,326	△241,248,674	運営費交付金受入実績の減
その他の補助金等	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
借入金等	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
貸付等回収金	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
貸付金利息	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
業務収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
運用収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	249,587	249,587	雑益の増	-	2,196	2,196	雑益の増	-	251,783	251,783	雑益の増
計	1,083,262,000	842,262,913	△240,999,087		45,000,000,000	45,000,002,196	2,196		46,083,262,000	45,842,265,109	△240,996,891	
支出												
業務経費	1,188,356,000	810,992,695	△377,363,305	交付金事業等の実績の減	32,321,000	19,948,965	△12,372,035	事業実績の減	1,220,677,000	830,941,660	△389,735,340	交付金事業等の実績の減
貸付金	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
出資金	10,000,000,000	2,155,382,820	△7,844,617,180	ファンド出資実績の減	6,250,000,000	195,164,996	△6,054,835,004	ファンド出資実績の減	16,250,000,000	2,350,547,816	△13,899,452,184	ファンド出資実績の減
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
一般管理費	62,566,000	63,541,671	975,671		3,713,000	2,827,925	△885,075	管理部門の経費負担の減	66,279,000	66,369,596	90,596	
その他支出	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
計	11,250,922,000	3,029,917,186	△8,221,004,814		6,286,034,000	217,941,886	△6,068,092,114		17,536,956,000	3,247,859,072	△14,289,096,928	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益を含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和2事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	生産性向上業務				新事業展開・創業支援業務			
	一般経理				一般経理			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	-	-	-		-	-	-	
運営費交付金	417,509,079,000	418,048,544,313	539,465,313		3,938,586,000	3,894,681,090	△43,904,910	
その他の補助金等	-	-	-		73,736,000	32,871,940	△40,864,060	補助金の受入実績の減
借入金等	125,323,000	93,188,000	△32,135,000	高度化貸付に係る借入金の減	-	-	-	
貸付等回収金	40,378,384,000	14,373,058,095	△26,005,325,905	高度化貸付金の回収実績の減	26,125,166,000	40,523,756,658	14,398,590,658	出資金の回収実績の増
貸付金利息	397,057,000	939,903,052	542,846,052	高度化運用益返還の増	-	-	-	
業務収入	1,392,019,000	1,072,111,132	△319,907,868	大学校関係事業収入等の減	1,124,857,000	956,531,177	△168,325,823	不動産賃貸事業収入等の減
運用収入	-	-	-		-	-	-	
受託収入	203,530,000	182,217,034	△21,312,966	受託収入の減	-	8,998,957	8,998,957	受託収入の増
その他収入	-	294,861,388	294,861,388	償却債権取立益の増	-	3,750,371	3,750,371	雑益の増
計	460,005,392,000	435,003,883,014	△25,001,508,986		31,262,345,000	45,420,590,193	14,158,245,193	
支出								
業務経費	478,952,635,000	97,911,834,512	△381,040,800,488	交付金事業等の実績の減	6,223,716,000	5,275,635,944	△948,080,056	交付金事業等の実績の減
貸付金	8,658,566,000	11,974,291,000	3,315,725,000	高度化貸付金の貸付実績の増	-	-	-	
出資金	-	-	-		19,632,457,000	28,246,199,166	8,613,742,166	ファンド出資実績の増
受託経費	203,530,000	243,830,717	40,300,717	受託経費の増	-	9,007,325	9,007,325	受託経費の増
借入金等償還	361,569,000	236,334,117	△125,234,883	高度化貸付の借入金償還の減	-	-	-	
一般管理費	607,497,000	768,109,847	160,612,847	管理部門の経費負担の増	421,347,000	422,831,945	1,484,945	
その他支出	-	40,200,770,064	40,200,770,064	補助金(基金型)の返還による増	-	131,281,936	131,281,936	補助金(基金型)の返還による増
計	488,783,797,000	151,335,170,257	△337,448,626,743		26,277,520,000	34,084,956,316	7,807,436,316	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益を含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和2事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	経営環境変化対応業務							
	一般経理				復興特別経理			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	-	-	-		-	-	-	
運営費交付金	2,074,475,000	1,979,163,271	△95,311,729		1,524,150,000	1,524,150,000	-	
その他の補助金等	1,849,878,355,000	1,849,823,712,000	△54,643,000		-	-	-	
借入金等	-	-	-		-	-	-	
貸付等回収金	7,483,801,000	6,940,757,221	△543,043,779		77,861,000	114,028,430	36,167,430	高度化貸付金の回収実績の増
貸付金利息	-	-	-		-	-	-	
業務収入	-	-	-		-	-	-	
運用収入	-	-	-		117,000	8,930	△108,070	利息収入の減
受託収入	-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	3,277	3,277	雑益の増	3,089,000	1,863,282	△1,225,718	雑益の減
計	1,859,436,631,000	1,858,743,635,769	△692,995,231		1,605,217,000	1,640,050,642	34,833,642	
支出								
業務経費	1,855,849,200,000	163,943,885,165	△1,691,905,314,835	補助金事業等の実績の減	1,724,093,000	951,759,481	△772,333,519	交付金事業等の実績の減
貸付金	-	-	-		-	-	-	
出資金	5,876,544,000	2,733,125,096	△3,143,418,904	ファンド出資実績の減	-	-	-	
受託経費	-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		-	-	-	
一般管理費	40,350,000	115,313,113	74,963,113	管理部門の経費負担の増	56,262,000	43,877,518	△12,384,482	管理部門の経費負担の減
その他支出	-	-	-		-	-	-	
計	1,861,766,094,000	166,792,323,374	△1,694,973,770,626		1,780,355,000	995,636,999	△784,718,001	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益を含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和2事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(一般勘定)								
区 分	経営環境変化対応業務							
	特定出資経理				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	20,000,000,000	20,000,000,000	-		20,000,000,000	20,000,000,000	-	
運営費交付金	-	-	-		3,598,625,000	3,503,313,271	△95,311,729	
その他の補助金等	-	-	-		1,849,878,355,000	1,849,823,712,000	△54,643,000	
借入金等	-	-	-		-	-	-	
貸付等回収金	-	-	-		7,561,662,000	7,054,785,651	△506,876,349	
貸付金利息	-	-	-		-	-	-	
業務収入	-	-	-		-	-	-	
運用収入	-	-	-		117,000	8,930	△108,070	利息収入の減
受託収入	-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	-	-		3,089,000	1,866,559	△1,222,441	雑益の減
計	20,000,000,000	20,000,000,000	-		1,881,041,848,000	1,880,383,686,411	△658,161,589	
支出								
業務経費	17,676,000	20,838,801	3,162,801	事業実績の増	1,857,590,969,000	164,916,483,447	△1,692,674,485,553	交付金事業等の実績の減
貸付金	-	-	-		-	-	-	
出資金	4,000,000,000	891,475,915	△3,108,524,085	ファンド出資実績の減	9,876,544,000	3,624,601,011	△6,251,942,989	ファンド出資実績の減
受託経費	-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		-	-	-	
一般管理費	1,780,000	1,848,352	68,352		98,392,000	161,038,983	62,646,983	管理部門の経費負担の増
その他支出	-	-	-		-	-	-	
計	4,019,456,000	914,163,068	△3,105,292,932		1,867,565,905,000	168,702,123,441	△1,698,863,781,559	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益を含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和 2 事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	-	-	-		65,000,000,000	65,000,000,000	-	
運営費交付金	-	-	-		426,129,552,000	426,288,552,000	159,000,000	
その他の補助金等	-	-	-		1,849,952,091,000	1,849,856,583,940	△95,507,060	
借入金等	-	-	-		125,323,000	93,188,000	△32,135,000	高度化貸付に係る借入金の減
貸付等回収金	-	-	-		74,065,212,000	61,951,600,404	△12,113,611,596	高度化貸付金の回収実績の減
貸付金利息	-	-	-		397,057,000	939,903,052	542,846,052	高度化運用益返還の増
業務収入	-	-	-		2,516,876,000	2,028,642,309	△488,233,691	事業実績の減
運用収入	127,343,000	167,711,482	40,368,482	利息収入の増	127,460,000	167,720,412	40,260,412	利息収入の増
受託収入	-	-	-		203,530,000	191,215,991	△12,314,009	
その他収入	259,770,000	98,220,679	△161,549,321	雑益の減	262,859,000	398,950,780	136,091,780	償却債権取立益及び雑益の増
計	387,113,000	265,932,161	△121,180,839		2,418,779,960,000	2,406,916,356,888	△11,863,603,112	
支出								
業務経費	-	-	-		2,343,987,997,000	268,934,895,563	△2,075,053,101,437	補助金事業等の実績の減
貸付金	-	-	-		8,658,566,000	11,974,291,000	3,315,725,000	高度化貸付金の貸付実績の増
出資金	-	-	-		45,759,001,000	34,221,347,993	△11,537,653,007	ファンド出資実績の減
受託経費	-	-	-		203,530,000	252,838,042	49,308,042	受託経費の増
借入金等償還	-	-	-		361,569,000	236,334,117	△125,234,883	高度化貸付の借入金償還の減
一般管理費	-	-	-		1,193,515,000	1,418,350,371	224,835,371	管理部門の経費負担の増
その他支出	-	-	-		-	40,332,052,000	40,332,052,000	補助金(基金型)の返還による増
計	-	-	-		2,400,164,178,000	357,370,109,086	△2,042,794,068,914	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益を含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和2事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	新事業展開・創業支援業務				経営環境変化対応業務			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
業務収入(注1)	80,078,000	77,111,156	△2,966,844		13,643,000	167,848	△13,475,152	債務保証料収入の減
運用収入	-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	-	-		-	-	-	
計	80,078,000	77,111,156	△2,966,844		13,643,000	167,848	△13,475,152	
支出								
業務経費	84,718,000	71,385,178	△13,332,822	事業実績の減	22,896,000	26,864,192	3,968,192	事業実績の増
代位弁済費(注2)	226,374,000	-	△226,374,000	保証履行実績なし	-	-	-	
一般管理費(注3)	12,113,000	13,587,930	1,474,930	管理部門の経費負担の増	3,383,000	5,113,509	1,730,509	管理部門の経費負担の増
その他支出	-	-	-		-	-	-	
計	323,205,000	84,973,108	△238,231,892		26,279,000	31,977,701	5,698,701	

区 分	共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
業務収入(注1)	-	-	-		93,721,000	77,279,004	△16,441,996	債務保証料収入の減
運用収入	27,663,000	26,486,555	△1,176,445		27,663,000	26,486,555	△1,176,445	
その他収入	1,532,000	861,454	△670,546	雑益の減	1,532,000	861,454	△670,546	雑益の減
計	29,195,000	27,348,009	△1,846,991		122,916,000	104,627,013	△18,288,987	
支出								
業務経費	-	-	-		107,614,000	98,249,370	△9,364,630	
代位弁済費(注2)	-	-	-		226,374,000	-	△226,374,000	保証履行実績なし
一般管理費(注3)	-	-	-		15,496,000	18,701,439	3,205,439	管理部門の経費負担の増
その他支出	41,179,000	2,820,414,640	2,779,235,640	不要財産に係る国庫納付の増	41,179,000	2,820,414,640	2,779,235,640	不要財産に係る国庫納付の増
計	41,179,000	2,820,414,640	2,779,235,640		390,663,000	2,937,365,449	2,546,702,449	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)業務収入は、損益計算書の債務保証料収入額に求償権回収額、受取配当金及び投資有価証券売却額を加算した額を記載しております。
- (2)代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

別紙3

令和2事業年度 決算報告書 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	新事業展開・創業支援業務			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
貸付等回収金	51,750,000	3,000,000	△48,750,000	跡地見返資金貸付金の回収実績の減
貸付金利息	376,000	1,461,117	1,085,117	跡地見返資金貸付金利息収入の回収実績の増
業務収入	1,513,480,000	1,254,897,890	△258,582,110	用地賃料収入の減及び施設賃料収入の減
運用収入	5,326,000	9,506,309	4,180,309	配当金の増
その他収入	3,425,000	477,482,586	474,057,586	固定資産の売却による増
計	1,574,357,000	1,746,347,902	171,990,902	
支出				
業務経費	1,084,088,000	1,005,598,820	△78,489,180	
一般管理費	41,360,000	47,725,811	6,365,811	管理部門の経費負担の増
その他支出	-	1,054,080,000	1,054,080,000	不要財産に係る国庫納付の増
計	1,125,448,000	2,107,404,631	981,956,631	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和2事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	経営環境変化対応業務				区 分	経営環境変化対応業務			
	給付経理					調整額			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考		予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入					収入				
運営費交付金	-	-	-		運営費交付金	-	-	-	
借入金等	-	-	-		借入金等	△380,673,516,000	△337,675,281,818	42,998,234,182	他経理からの借入金等の減
貸付等回収金	388,937,125,000	369,906,987,201	△19,030,137,799		貸付等回収金	△388,937,125,000	△369,906,987,201	19,030,137,799	
貸付金利息	405,700,000	116,725,596	△288,974,404	他経理からの貸付金利息の減	貸付金利息	△405,700,000	△116,725,596	288,974,404	他経理からの貸付金利息の減
業務収入	693,663,731,000	716,105,761,370	22,442,030,370		業務収入	-	-	-	
運用収入	78,504,939,000	78,070,877,532	△434,061,468		運用収入	-	-	-	
その他収入	2,316,196,000	2,096,670,931	△219,525,069		その他収入	-	-	-	
他経理より受入	-	-	-		他経理より受入	△3,711,898,000	△3,695,910,052	15,987,948	
計	1,163,827,691,000	1,166,297,022,630	2,469,331,630		計	△773,728,239,000	△711,394,904,667	62,333,334,333	
支出					支出				
業務経費	547,201,281,000	543,030,408,280	△4,170,872,720		業務経費	-	-	-	
貸付金	380,673,516,000	337,675,281,818	△42,998,234,182	他経理への貸付金の減	貸付金	△380,673,516,000	△337,675,281,818	42,998,234,182	他経理への貸付金の減
借入金等償還	-	-	-		借入金等償還	△388,937,125,000	△369,906,987,201	19,030,137,799	
支払利息	-	-	-		支払利息	△405,700,000	△116,725,596	288,974,404	他経理への支払利息の減
一般管理費	-	-	-		一般管理費	-	-	-	
他経理へ繰入	3,711,898,000	3,695,910,052	△15,987,948		他経理へ繰入	△3,711,898,000	△3,695,910,052	15,987,948	
計	931,586,695,000	884,401,600,150	△47,185,094,850		計	△773,728,239,000	△711,394,904,667	62,333,334,333	

区 分	経営環境変化対応業務				区 分	経営環境変化対応業務			
	融資経理					合 計			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考		予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入					収入				
運営費交付金	-	-	-		運営費交付金	2,430,669,000	2,430,669,000	-	
借入金等	681,795,294,000	663,236,170,752	△18,559,123,248		借入金等	301,121,778,000	325,560,888,934	24,439,110,934	他勘定からの借入金の増
貸付等回収金	383,917,815,000	336,349,974,463	△47,567,840,537	貸付等回収金の減	貸付等回収金	383,917,815,000	336,349,974,463	△47,567,840,537	貸付等回収金の減
貸付金利息	5,042,727,000	4,409,419,560	△633,307,440	貸付金利息の減	貸付金利息	5,042,727,000	4,409,419,560	△633,307,440	貸付金利息の減
業務収入	-	-	-		業務収入	693,663,731,000	716,105,761,370	22,442,030,370	
運用収入	1,000	1,622	622	利息収入の増	運用収入	78,555,680,000	78,101,734,135	△453,945,865	
その他収入	1,311,000	1,497,382	186,382	雑益の増	その他収入	2,324,077,000	2,104,465,232	△219,611,768	
他経理より受入	-	-	-		他経理より受入	-	-	-	
計	1,070,757,148,000	1,003,997,063,779	△66,760,084,221		計	1,467,056,477,000	1,465,062,912,694	△1,993,564,306	
支出					支出				
業務経費	2,017,872,000	2,013,206,466	△4,665,534		業務経費	554,919,070,000	550,686,386,598	△4,232,683,402	
貸付金	377,667,307,000	318,873,190,000	△58,794,117,000	貸付実績の減	貸付金	377,667,307,000	318,873,190,000	△58,794,117,000	貸付実績の減
借入金等償還	689,498,014,000	679,906,987,201	△9,591,026,799		借入金等償還	300,560,889,000	310,000,000,000	9,439,111,000	
支払利息	1,548,438,000	1,434,383,763	△114,054,237		支払利息	1,142,738,000	1,317,658,167	174,920,167	他勘定からの借入金の増に伴う増
一般管理費	24,120,000	33,879,145	9,759,145	管理部門の経費負担の増	一般管理費	146,114,000	175,534,220	29,420,220	管理部門の経費負担の増
他経理へ繰入	-	-	-		他経理へ繰入	-	-	-	
計	1,070,755,751,000	1,002,261,646,575	△68,494,104,425		計	1,234,436,118,000	1,181,052,768,985	△53,383,349,015	

区 分	経営環境変化対応業務			
	業務等経理			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	2,430,669,000	2,430,669,000	-	
借入金等	-	-	-	
貸付等回収金	-	-	-	
貸付金利息	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
運用収入	50,740,000	30,854,981	△19,885,019	利息収入の減
その他収入	6,570,000	6,296,919	△273,081	
他経理より受入	3,711,898,000	3,695,910,052	△15,987,948	
計	6,199,877,000	6,163,730,952	△36,146,048	
支出				
業務経費	5,699,917,000	5,642,771,852	△57,145,148	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	121,994,000	141,655,075	19,661,075	管理部門の経費負担の増
他経理へ繰入	-	-	-	
計	5,821,911,000	5,784,426,927	△37,484,073	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和2事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	経営環境変化対応業務				区 分	経営環境変化対応業務			
	基金経理					調整額			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考		予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入					収入				
運営費交付金	-	-	-		運営費交付金	-	-	-	
貸付等回収金	361,377,779,000	367,040,200,949	5,662,421,949		貸付等回収金	-	-	-	
貸付金利息	1,644,049,000	1,754,158,791	110,109,791		貸付金利息	-	-	-	
業務収入	338,960,936,000	341,597,532,430	2,636,596,430		業務収入	-	-	-	
運用収入	1,898,657,000	1,779,782,671	△118,874,329		運用収入	-	-	-	
その他収入	77,815,000	106,331,540	28,516,540	雑収入の増	その他収入	-	-	-	
他経理より受入	-	-	-		他経理より受入	△4,097,030,000	△3,893,531,563	203,498,437	
計	703,959,236,000	712,278,006,381	8,318,770,381		計	△4,097,030,000	△3,893,531,563	203,498,437	
支出					支出				
業務経費	157,649,219,000	133,585,756,428	△24,063,462,572	事業実績の減	業務経費	-	-	-	
貸付金	62,516,650,000	46,344,900,000	△16,171,750,000	貸付実績の減	貸付金	-	-	-	
他勘定貸付金	301,121,778,000	325,560,888,934	24,439,110,934		他勘定貸付金	-	-	-	
一般管理費	-	-	-		一般管理費	-	-	-	
他経理へ繰入	4,097,030,000	3,893,531,563	△203,498,437		他経理へ繰入	△4,097,030,000	△3,893,531,563	203,498,437	
計	525,384,677,000	509,385,076,925	△15,999,600,075		計	△4,097,030,000	△3,893,531,563	203,498,437	

区 分	経営環境変化対応業務				区 分	経営環境変化対応業務			
	業務等経理					合 計			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考		予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入					収入				
運営費交付金	1,306,219,000	1,306,219,000	-		運営費交付金	1,306,219,000	1,306,219,000	-	
貸付等回収金	-	-	-		貸付等回収金	361,377,779,000	367,040,200,949	5,662,421,949	
貸付金利息	-	-	-		貸付金利息	1,644,049,000	1,754,158,791	110,109,791	
業務収入	-	-	-		業務収入	338,960,936,000	341,597,532,430	2,636,596,430	
運用収入	214,352,000	194,424,063	△19,927,937		運用収入	2,113,009,000	1,974,206,734	△138,802,266	
その他収入	6,149,000	6,044,424	△104,576		その他収入	83,964,000	112,375,964	28,411,964	雑収入の増
他経理より受入	4,097,030,000	3,893,531,563	△203,498,437		他経理より受入	-	-	-	
計	5,623,750,000	5,400,219,050	△223,530,950		計	705,485,956,000	713,784,693,868	8,298,737,868	
支出					支出				
業務経費	5,514,839,000	5,259,986,851	△254,852,149		業務経費	163,164,058,000	138,845,743,279	△24,318,314,721	事業実績の減
貸付金	-	-	-		貸付金	62,516,650,000	46,344,900,000	△16,171,750,000	貸付実績の減
他勘定貸付金	-	-	-		他勘定貸付金	301,121,778,000	325,560,888,934	24,439,110,934	
一般管理費	108,936,000	134,262,584	25,326,584	管理部門の経費負担の増	一般管理費	108,936,000	134,262,584	25,326,584	管理部門の経費負担の増
他経理へ繰入	-	-	-		他経理へ繰入	-	-	-	
計	5,623,775,000	5,394,249,435	△229,525,565		計	526,911,422,000	510,885,794,797	△16,025,627,203	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和2事業年度
決算報告書**
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	生産性向上業務			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
業務収入	7,020,000	54,819,700	47,799,700	出資事業収入の増
運用収入	9,408,000	9,704,714	296,714	
その他収入	64,000	23,487	△40,513	雑益の減
計	16,492,000	64,547,901	48,055,901	
支出				
業務経費	9,725,000	4,452,640	△5,272,360	事業実績の減
一般管理費	812,000	531,182	△280,818	管理部門の経費負担の減
計	10,537,000	4,983,822	△5,553,178	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

損益計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

経常費用

事業承継・引継ぎ促進業務費

出資金損失	292,308,458	
役員給	2,325,423	
給与賞与諸手当	161,594,276	
法定福利費	23,117,632	
賞与引当金繰入額	17,280,918	
減価償却費	7,303,551	
業務委託費・報酬費	197,356,420	
諸謝金	236,032,504	
その他事業承継・引継ぎ促進業務費	77,679,035	1,014,998,217

生産性向上業務費

助成金	72,272,276,986	
関係会社株式評価損	79,741,370	
国庫返還金	1,184,615	
役員給	27,553,805	
給与賞与諸手当	1,957,363,208	
法定福利費	315,345,677	
賞与引当金繰入額	191,812,819	
減価償却費	270,687,105	
業務委託費・報酬費	7,547,371,832	
その他生産性向上業務費	3,301,524,711	85,964,862,128

新事業展開・創業支援業務費

助成金	12,966,000	
不動産販売事業売上原価	188,257,859	
不動産賃貸事業原価	1,760,281,170	
貸倒引当金繰入	1,720,636	
関係会社株式評価損	280,176	
国庫返還金	9,531	
役員給	16,259,935	
給与賞与諸手当	1,178,705,033	
法定福利費	178,960,850	
賞与引当金繰入額	116,657,759	
減価償却費	224,352,145	
業務委託費・報酬費	1,187,160,183	
諸謝金	912,588,471	
その他新事業展開・創業支援業務費	632,496,753	6,410,696,501

経営環境変化対応業務費(再生等)

助成金	911,393,751	
出資金損失	91,334,428	
利子補給金	66,096,617,209	
国庫返還金	12,702,020	
貸倒引当金繰入	12,999,986	
役員給	6,733,644	
給与賞与諸手当	449,238,891	
法定福利費	68,393,315	
賞与引当金繰入額	45,990,033	
減価償却費	25,896,147	
業務委託費・報酬費	4,191,772,184	
その他経営環境変化対応業務費(再生等)	512,649,226	72,425,720,834

損益計算書			
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)			
経営環境変化対応業務費(共済)			
共済金	513,114,141,358		
解約手当金	155,034,056,962		
責任準備金繰入	278,604,644,285		
貸倒引当金繰入	759,423,276		
倒産防止共済基金繰入	208,093,041,870		
役員給	10,398,834		
給与賞与諸手当	833,717,671		
法定福利費	162,804,377		
賞与引当金繰入額	81,102,584		
減価償却費	1,059,396,621		
その他経営環境変化対応業務費(共済)	19,210,164,198	1,176,962,892,036	
一般管理費			
役員給	101,546,588		
給与賞与諸手当	1,150,197,273		
法定福利費	245,962,487		
賞与引当金繰入額	139,200,358		
減価償却費	235,026,070		
業務委託費・報酬費	890,404,987		
賃借料	1,019,993,657		
保守修繕費	287,312,671		
その他一般管理費	654,604,122	4,724,248,213	
財務費用			
支払利息	3,447,748	3,447,748	
雑損			
		174,724	
経常費用合計			1,347,507,040,401

損益計算書		
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)		
経常収益		
運営費交付金収益	(注)	84,062,887,379
資産見返運営費交付金戻入	(注)	233,245,607
資産見返補助金等戻入	(注)	447,120,743
補助金等収益	(注)	81,935,342,514
貸付金利息収入		5,799,238,462
関係会社株式売却益		4,185,221
出資金収益		31,288,587,297
指導研修事業収入		
大学校関係事業収入		534,617,937
その他指導研修事業収入		76,067,292
不動産関係事業収入		
不動産販売事業収入		136,535,718
不動産賃貸事業収入		1,885,286,773
用地管理収入		18,571,082
受託収入		
国又は地方公共団体からの受託収入		177,309,351
その他からの受託収入		13,906,640
債務保証料収入		167,848
共済事業掛金等収入		1,057,703,293,800
資産運用収入		524,871,524,969
雑収入		2,200,519,415
財源措置予定額収益	(注)	549,337,327
支払備金戻入益		2,599,536,609
賞与引当金見返に係る収益	(注)	493,819,906
財務収益		
受取利息		26,224,572
有価証券利息		410,314,084
雑益		87,886,963
経常収益合計		1,795,555,527,509
経常利益		448,048,487,108
臨時損失		
固定資産除却損		27,375,432
減損損失		5,726,082
投資有価証券評価損		318,354,999
関係会社株式売却損		26,180,248
関係会社株式処分損		24,226,007
臨時損失合計		401,862,768
臨時利益		
固定資産売却益		139,715,195
投資有価証券売却益		33,600,000
関係会社株式売却益		74,717,098
関係会社株式評価損戻入益		191,354,965
貸倒引当金戻入益		2,966,821,644
退職給付引当金戻入益		280,996,296
完済手当金準備基金戻入益		1,093,947,705
償却債権取立益		89,958,040
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	△ 223,500,169
臨時利益合計		4,647,610,774
税引前当期純利益		452,294,235,114
法人税、住民税及び事業税		36,549,600
当期純利益		452,257,685,514
前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)	803,795,629
当期総利益		453,061,481,143

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(一般勘定)

(単位:円)

損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

経常費用

事業承継・引継ぎ促進業務費

出資金損失	292,308,458	
役員給	2,325,423	
給与賞与諸手当	161,594,276	
法定福利費	23,117,632	
賞与引当金繰入額	17,280,918	
減価償却費	7,303,551	
業務委託費・報酬費	197,356,420	
諸謝金	236,032,504	
その他事業承継・引継ぎ促進業務費	77,679,035	1,014,998,217

生産性向上業務費

助成金	72,272,276,986	
関係会社株式評価損	79,741,370	
国庫返還金	1,184,615	
役員給	27,535,190	
給与賞与諸手当	1,955,336,504	
法定福利費	315,061,769	
賞与引当金繰入額	191,670,451	
減価償却費	270,687,105	
業務委託費・報酬費	7,547,352,596	
その他生産性向上業務費	3,300,963,163	85,961,809,749

新事業展開・創業支援業務費

助成金	12,966,000	
不動産賃貸事業原価	903,177,548	
貸倒引当金繰入	1,720,636	
国庫返還金	9,531	
役員給	14,128,619	
給与賞与諸手当	1,017,838,943	
法定福利費	151,481,236	
賞与引当金繰入額	100,137,036	
減価償却費	224,352,145	
業務委託費・報酬費	1,163,255,077	
諸謝金	912,588,471	
その他新事業展開・創業支援業務費	507,867,212	5,009,522,454

経営環境変化対応業務費

助成金	911,393,751	
出資金損失	91,334,428	
貸倒引当金繰入	12,999,986	
利子補給金	66,096,617,209	
国庫返還金	12,702,020	
役員給	6,557,272	
給与賞与諸手当	437,668,101	
法定福利費	66,729,516	
賞与引当金繰入額	44,536,332	
減価償却費	25,896,147	
業務委託費・報酬費	4,191,247,465	
その他経営環境変化対応業務費	509,105,433	72,406,787,660

一般管理費

役員給	80,847,422	
給与賞与諸手当	935,614,175	
法定福利費	198,109,860	
賞与引当金繰入額	112,252,069	
減価償却費	235,026,070	
業務委託費・報酬費	717,513,829	
賃借料	849,306,433	
保守修繕費	234,165,352	
その他一般管理費	543,342,109	3,906,177,319

財務費用

支払利息	2,838,446	2,838,446
------	-----------	-----------

雑損

		174,724
--	--	---------

経常費用合計

168,302,308,569

(一般勘定)

(単位:円)

損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

経常収益			
運営費交付金収益	(注)	80,981,736,522	
資産見返運営費交付金戻入	(注)	173,472,866	
資産見返補助金等戻入	(注)	215,800,668	
補助金等収益	(注)	81,935,342,514	
貸付金利息収入		939,903,052	
出資金収益		31,288,587,297	
指導研修事業収入			
大学校関係事業収入		534,617,937	
その他指導研修事業収入		76,067,292	610,685,229
不動産関係事業収入			
不動産賃貸事業収入		907,965,335	
用地管理収入		18,571,082	926,536,417
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入		177,309,351	
その他からの受託収入		13,906,640	191,215,991
賞与引当金見返に係る収益	(注)		407,158,273
財務収益			
受取利息		25,658,455	
有価証券利息		142,061,957	167,720,412
雑益			100,898,975
経常収益合計			197,939,058,216
経常利益			29,636,749,647
臨時損失			
固定資産除却損		23,170,692	
関係会社株式処分損		24,226,007	
臨時損失合計			47,396,699
臨時利益			
関係会社株式売却益		74,717,098	
関係会社株式評価損戻入益		156,141,511	
貸倒引当金戻入益		2,955,470,651	
退職給付引当金戻入益		223,320,959	
償却債権取立益		87,474,984	
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	△181,319,640	
臨時利益合計			3,315,805,563
税引前当期純利益			32,905,158,511
法人税、住民税及び事業税			32,378,829
当期純利益			32,872,779,682
前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)		480,468,484
当期総利益			33,353,248,166

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

損益計算書			
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)			
経常費用			
新事業展開・創業支援業務費			
役員給	494,353		
給与賞与諸手当	32,472,039		
法定福利費	4,622,644		
賞与引当金繰入額	3,962,736		
賃借料	5,243,992		
その他新事業展開・創業支援業務費	3,619,137	50,414,901	
経営環境変化対応業務費			
役員給	176,372		
給与賞与諸手当	11,570,790		
嘱託・臨時職員給与	1,083,181		
法定福利費	1,663,799		
賞与引当金繰入額	1,453,701		
賃借料	2,413,908		
その他経営環境変化対応業務費	571,423	18,933,174	
一般管理費			
役員給	1,092,766		
給与賞与諸手当	10,568,478		
法定福利費	2,351,788		
賞与引当金繰入額	1,273,264		
業務委託費・報酬費	7,896,462		
賃借料	7,287,506		
保守修繕費	2,498,937		
雑費	2,102,099		
その他一般管理費	4,643,453	39,714,753	
経常費用合計			109,062,828
経常収益			
債務保証料収入		167,848	
資産運用収入		672,000	
財務収益			
受取利息	28,936		
有価証券利息	26,457,619	26,486,555	
雑益		861,454	
経常収益合計			28,187,857
経常損失			80,874,971
臨時利益			
投資有価証券売却益		33,600,000	
貸倒引当金戻入益		839,156	
退職給付引当金戻入益		3,275,882	
臨時利益合計			37,715,038
税引前当期純損失			43,159,933
法人税、住民税及び事業税			112,858
当期純損失			43,272,791
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (注)			77,946,100
当期総利益			34,673,309

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(施設整備等勘定)

(単位:円)

損益計算書			
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)			
経常費用			
新事業展開・創業支援業務費			
不動産販売事業売上原価	188,257,859		
不動産賃貸事業原価	857,103,622		
役員給	1,636,963		
給与賞与諸手当	128,394,051		
法定福利費	22,856,970		
賞与引当金繰入額	12,557,987		
その他新事業展開・創業支援業務費	139,951,694	1,350,759,146	
一般管理費			
役員給	2,673,772		
給与賞与諸手当	33,450,519		
法定福利費	6,905,995		
賞与引当金繰入額	3,993,376		
業務委託費・報酬費	25,643,515		
賃借料	32,008,921		
保守修繕費	6,881,053		
その他一般管理費	19,753,476	131,310,627	
経常費用合計			1,482,069,773
経常収益			
貸付金利息収入		1,461,117	
不動産関係事業収入			
不動産販売事業収入	136,535,718		
不動産賃貸事業収入	977,321,438	1,113,857,156	
資産運用収入		2,160,000	
財務収益			
受取利息	50,414		
有価証券利息	7,295,895	7,346,309	
雑益		5,778,407	
経常収益合計			1,130,602,989
経常損失			351,466,784
臨時損失			
固定資産売却除却損		4,204,739	
減損損失		5,726,082	
投資有価証券評価損		318,354,999	
臨時損失合計			328,285,820
臨時利益			
固定資産売却益		139,715,195	
関係会社株式評価損戻入益		18,784,986	
貸倒引当金戻入益		10,511,837	
退職給付引当金戻入益		7,285,456	
臨時利益合計			176,297,474
税引前当期純損失			503,455,130
法人税、住民税及び事業税			
			1,949,478
当期純損失			505,404,608
当期総損失			505,404,608

損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

経常費用

経営環境変化対応業務費

共済金	513,114,141,358	
責任準備金繰入	278,604,644,285	
役員給	6,001,617	
給与賞与諸手当	468,360,455	
法定福利費	84,448,200	
賞与引当金繰入額	46,701,996	
減価償却費	713,186,733	
その他経営環境変化対応業務費	37,872,560,575	830,910,045,219

一般管理費

役員給	9,744,367	
給与賞与諸手当	97,937,520	
法定福利費	22,023,151	
賞与引当金繰入額	12,321,268	
業務委託費・報酬費	78,567,157	
賃借料	74,828,231	
保守修繕費	24,568,822	
雑費	20,563,169	
その他一般管理費	45,955,055	386,508,740

財務費用

支払利息	334,258	334,258
------	---------	---------

経常費用合計

831,296,888,217

経常収益

運営費交付金収益	(注)	2,137,822,693
資産見返運営費交付金戻入	(注)	51,340,956
資産見返補助金等戻入	(注)	231,318,992
貸付金利息収入		4,409,419,560
共済事業掛金等収入		716,105,761,370
資産運用収入		523,081,890,298
雑収入		2,096,670,931
財源措置予定額収益	(注)	197,352,222
支払備金戻入益		2,599,536,609
賞与引当金見返に係る収益	(注)	47,537,990

財務収益

受取利息	49,127	
有価証券利息	30,807,476	30,856,603

雑益

7,794,301

経常収益合計

1,250,997,302,525

経常利益

419,700,414,308

臨時損失

固定資産除却損		1
臨時損失合計		1

臨時利益

退職給付引当金戻入益		26,886,851
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	△23,048,326
臨時利益合計		3,838,525

税引前当期純利益

419,704,252,832

法人税、住民税及び事業税

1,235,783

当期純利益

419,703,017,049

前中期目標期間繰越積立金取崩額

(注)

17,828,210

当期総利益

419,720,845,259

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

経常費用			
経営環境変化対応業務費			
解約手当金	132,200,744,841		
貸倒引当金繰入	759,423,276		
倒産防止共済基金繰入	208,093,041,870		
役員給	4,397,217		
給与賞与諸手当	365,357,216		
法定福利費	78,356,177		
賞与引当金繰入額	34,400,588		
減価償却費	346,209,888		
その他経営環境変化対応業務費	5,476,619,802	347,358,550,875	
一般管理費			
役員給	7,157,994		
給与賞与諸手当	72,405,687		
法定福利費	16,516,156		
賞与引当金繰入額	9,329,451		
業務委託費・報酬費	60,566,049		
賃借料	56,388,795		
保守修繕費	19,125,316		
雑費	16,017,940		
その他一般管理費	35,545,474	293,052,862	
財務費用			
支払利息	275,044	275,044	
経常費用合計			347,651,878,781
経常収益			
運営費交付金収益	(注)	943,328,164	
資産見返運営費交付金戻入	(注)	8,431,785	
資産見返補助金等戻入	(注)	1,083	
貸付金利息収入		1,754,158,791	
共済事業掛金等収入		341,597,532,430	
資産運用収入		1,779,782,671	
雑収入		103,848,484	
財源措置予定額収益	(注)	351,985,105	
賞与引当金見返に係る収益	(注)	39,123,643	
財務収益			
受取利息		30,926	
有価証券利息		194,393,137	
雑益		6,044,424	
経常収益合計			346,778,660,643
経常損失			873,218,138
臨時利益			
退職給付引当金戻入益		20,144,703	
完済手当金準備基金戻入益		1,093,947,705	
償却債権取立益		2,483,056	
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	△ 19,132,203	
臨時利益合計			1,097,443,261
税引前当期純利益			224,225,123
法人税、住民税及び事業税			
			871,512
当期純利益			223,353,611
前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)		227,552,835
当期総利益			450,906,446

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(出資承継勘定)

(単位:円)

損益計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

経常費用

生産性向上業務費

役員給	18,615	
給与賞与諸手当	2,026,704	
法定福利費	283,908	
賞与引当金繰入額	142,368	
賃借料	421,502	
その他生産性向上業務費	159,282	3,052,379

一般管理費

役員給	30,267	
給与賞与諸手当	220,894	
法定福利費	55,537	
賞与引当金繰入額	30,930	
嘱託・臨時職員給与	53,689	
業務委託費・報酬費	217,975	
賃借料	173,771	
保守修繕費	73,191	
雑費	65,047	
その他一般管理費	76,696	997,997

経常費用合計 4,050,376

経常収益

関係会社株式売却益		4,185,221
資産運用収入		7,020,000
財務収益		
受取利息	406,714	
有価証券利息	9,298,000	9,704,714

雑益 23,487

経常収益合計 20,933,422

経常利益 16,883,046

臨時損失

関係会社株式売却損		26,180,248
臨時損失合計		26,180,248

臨時利益

関係会社株式評価損戻入益	16,428,468	
退職給付引当金戻入益	82,445	
臨時利益合計		16,510,913

税引前当期純利益 7,213,711

法人税、住民税及び事業税 1,140

当期純利益 7,212,571

当期総利益 7,212,571

行政コスト計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

I 損益計算書上の費用

事業承継・引継ぎ促進業務費	1,014,998,217	
生産性向上業務費	85,964,862,128	
新事業展開・創業支援業務費	6,410,696,501	
経営環境変化対応業務費(再生等)	72,425,720,834	
経営環境変化対応業務費(共済)	1,176,962,892,036	
一般管理費	4,724,248,213	
財務費用	3,447,748	
雑損	174,724	
臨時損失	401,862,768	
法人税、住民税及び事業税	36,549,600	
損益計算書上の費用合計		1,347,945,452,769

II その他行政コスト

減価償却相当額	403,714,894	
減損損失相当額	624,929	
除売却差額相当額	50,799,747	
その他行政コスト合計		455,139,570

III 行政コスト

1,348,400,592,339

(一般勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書	
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)	
I 損益計算書上の費用	
事業承継・引継ぎ促進業務費	1,014,998,217
生産性向上業務費	85,961,809,749
新事業展開・創業支援業務費	5,009,522,454
経営環境変化対応業務費	72,406,787,660
一般管理費	3,906,177,319
財務費用	2,838,446
雑損	174,724
臨時損失	47,396,699
法人税、住民税及び事業税	32,378,829
損益計算書上の費用合計	<u>168,382,084,097</u>
II その他行政コスト	
減価償却相当額 (注)	401,256,502
除売却差額相当額 (注)	57,972
その他行政コスト合計	<u>401,314,474</u>
III 行政コスト	<u>168,783,398,571</u>

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

I 損益計算書上の費用

新事業展開・創業支援業務費	50,414,901	
経営環境変化対応業務費	18,933,174	
一般管理費	39,714,753	
法人税、住民税及び事業税	112,858	
損益計算書上の費用合計		109,175,686

II 行政コスト

109,175,686

(施設整備等勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書		
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)		
I 損益計算書上の費用		
新事業展開・創業支援業務費	1,350,759,146	
一般管理費	131,310,627	
臨時損失	328,285,820	
法人税、住民税及び事業税	1,949,478	
損益計算書上の費用合計		1,812,305,071
II その他行政コスト		
減損損失相当額 (注)	624,929	
除売却差額相当額(注)	50,741,775	
その他行政コスト合計		51,366,704
III 行政コスト		1,863,671,775

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書		
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)		
I 損益計算書上の費用		
経営環境変化対応業務費	830,910,045,219	
一般管理費	386,508,740	
財務費用	334,258	
臨時損失	1	
法人税、住民税及び事業税	1,235,783	
損益計算書上の費用合計		831,298,124,001
II その他行政コスト		
減価償却相当額 (注)	154,621	
その他行政コスト合計		154,621
III 行政コスト		831,298,278,622

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

I 損益計算書上の費用			
経営環境変化対応業務費		347,358,550,875	
一般管理費		293,052,862	
財務費用		275,044	
法人税、住民税及び事業税		871,512	
損益計算書上の費用合計		<u>347,652,750,293</u>	
II その他行政コスト			
減価償却相当額	(注)	2,303,771	
その他行政コスト合計			<u>2,303,771</u>
III 行政コスト			<u><u>347,655,054,064</u></u>

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(出資承継勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

I 損益計算書上の費用	
生産性向上業務費	3,052,379
一般管理費	997,997
臨時損失	26,180,248
法人税、住民税及び事業税	1,140
損益計算書上の費用合計	<u>30,231,764</u>
II 行政コスト	
	<u>30,231,764</u>

目的積立金等の状況

別紙6

【一般勘定】

(単位:百万円、%)

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
前期中(長)期目標期間繰越積立金	8,565	7,400	6,432	5,436	4,547	15,515	15,034
目的積立金	-	-	-	-	-	-	-
積立金	10,073	18,790	12,091	19,848	34,241	0	5,640
うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-	-	-
その他の積立金等	-	-	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	2,044	3,235	2,401	1,785	-	360,837	705,375
当期の運営費交付金交付額(a)	15,314	14,763	14,085	13,544	14,249	375,137	426,289
うち年度末残高(b)	2,044	1,191	0	0	-	360,837	705,375
当期運営費交付金残存率(b÷a)	13.3%	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%	96.2%	165.5%

【産業基盤整備勘定】

(単位:百万円、%)

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
前期中(長)期目標期間繰越積立金	739	739	666	583	517	682	604
目的積立金	-	-	-	-	-	-	-
積立金	-	-	389	388	389	0	30
うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-	-	-
その他の積立金等	-	-	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	-	-	-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額(a)	-	-	-	-	-	-	-
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-	-	-	-	-	-	-

【小規模企業共済勘定】

(単位:百万円、%)

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
前期中(長)期目標期間繰越積立金	-	-	-	-	-	147,072	147,055
目的積立金	-	-	-	-	-	-	-
積立金	-	75,890	4,108	122,497	261,136	0	869
うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-	-	-
その他の積立金等	-	-	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	-	-	-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額(a)	4,234	4,137	3,774	3,694	3,663	3,055	2,431
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

【中小企業倒産防止勘定】

(単位:百万円、%)

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
前期中(長)期目標期間繰越積立金	552	382	250	192	143	499	271
目的積立金	-	-	-	-	-	-	-
積立金	-	280	429	735	655	0	77
うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-	-	-
その他の積立金等	-	-	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	-	-	-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額(a)	1,536	1,544	1,394	1,338	1,333	1,342	1,306
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(注1)「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」(平成30年3月30日総務省行政管理局)に基づく目的積立金等の状況を示す資料である。

(注2)施設整備等勘定及び出資承継勘定については該当しないため記載していない。